
伊勢原市こども計画

〈令和7年度～令和11年度〉

こどもの育ちをみんなで支え こども・若者の未来をひらく
“こどもまんなか”のまち いせはら



©伊勢原市

令和7年3月
伊勢原市

目次

第1章 計画策定に当たって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	5
3 計画の期間.....	7
4 計画の対象.....	7
5 計画策定への市民参加.....	9
第2章 こども・子育て・若者を取り巻く動向.....	10
1 人口・世帯の動向.....	10
2 こども・若者等の動向.....	15
3 有配偶率等.....	16
4 女性の就業の動向.....	17
5 市民アンケート調査に基づく現状と取組等.....	18
6 関係機関・団体等への調査に基づく現状と取組等.....	24
7 こども・若者への意見聴取による主な意見・提案等.....	28
第3章 基本理念と施策の体系.....	33
1 基本理念.....	33
2 5つの基本方針.....	34
3 施策の体系（施策の方向）.....	35
第4章 基本理念の実現に向けた具体的な取組.....	36
1 ライフステージを通じたこども・若者施策の推進.....	45
2 ライフステージ別のこども・若者施策の推進.....	75
3 子育て当事者への支援施策の推進.....	91
4 施策推進の基盤となる取組.....	99
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	102
1 教育・保育提供区域の設定.....	102
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み推計の考え方.....	102
3 教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	109
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	114
5 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保.....	137
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	137
7 放課後児童対策の推進（放課後児童対策パッケージに基づく計画）.....	137
第6章 計画の推進.....	140
1 計画の推進体制.....	140
2 計画の実施状況の点検・評価と公表.....	140
3 計画の成果指標一覧.....	141
資料編.....	142
1 策定経過.....	142
2 伊勢原市子ども・子育て会議条例.....	143
3 伊勢原市子ども・子育て会議委員名簿.....	145

※本計画における「こども」の表記について

本計画では、こども基本法の基本理念を踏まえ、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を使用します。（特別な場合：法令等に根拠がある語を用いる場合、固有名詞を用いる場合等）

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国のこども・子育て支援、若者支援の動向

取り巻く社会状況と課題

我が国では、女性の就業率の上昇にあわせて、企業や自治体における仕事と子育ての両立のための支援が進みつつあり、子育てや仕事、その他の活動を通じて、自己実現の道が選択できる環境が整いつつあります。

その一方、我が国では、人口減少と急速な少子化が進行しており、少子化の背景には、仕事と子育ての両立の難しさがあるほか、個人の結婚観の変化や、出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されています。

また、こども・若者を取り巻く社会全体の状況としては、情報化の進展に伴い、スマートフォンが広く普及するなど、私たちの生活利便性が向上する一方で、こどもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、幸福感の実感が低いことなどへの円滑な対応などが課題となっているほか、児童虐待、ひきこもり、地域のつながりの希薄化といった課題が指摘されています。

さらに、経済的支援を必要とするような厳しい状況に置かれているこどもや家族が多く存在し、教育と福祉の連携促進やこども施策と若者施策の融合等、貧困の状態にあるこどもや家庭への支援に向けた、幅広い連携が求められている状況です。

国の法制度等の動向

国においては、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが示されました。

また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月にこども基本法が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、こども政策の新たな司令塔としてこども家庭庁が発足されています。

さらに、令和5年12月には、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定され、令和6年5月、こども政策推進会議において「こども大綱」に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画2024」が決定されています。

そのほか、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定され、「子育て世帯の家計を応援」、「全てのこどもと子育てを応援」、「共働き・共育てを応援」する施策が掲げられるなど、こども・子育て、若者を取り巻く環境や法制度等は目まぐるしく変化しています。

●こども基本法について

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

〈6つの基本理念〉

- 1 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 全てのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

(2) 本市のこども・子育て支援、若者支援の動向

本市では、こども・子育て支援に関しては、「第2期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年3月）を策定し、“子ども一人一人の 健やかな成長と子育てをみんなで支えるまち いせはら”を基本理念として、こども・子育て支援に関する施策の実施とその充実に努めてきました。

また、こどもの貧困対策に関しては、「伊勢原市子どもの貧困対策に関する取組方針」（令和3年1月）を策定し、目指す姿として“子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、夢と希望を持って成長していくことができる社会を、地域や社会全体で実現するまち、いせはら。”を定めて、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つの施策の実施とその充実に努めてきました。

一方、こども・若者支援に関しては、「伊勢原市子ども・若者育成支援指針」（平成27年4月）を策定し、“子ども・若者が夢に向かって自立しながら成長するまち いせはら”を基本理念として、こども・若者の自立と成長への支援とともに、ひきこもり、いじめ、不登校等、困難を有するこども・若者やその家族を支援する施策の実施とその充実に努めてきました。

(3) 計画策定の趣旨

市町村には、こども基本法第 10 条において、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を策定するよう、努力義務が課せられています。

また、市町村こども計画については、「他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる」と規定されています。

そこで本市は、令和 6 年度に「第 2 期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画」の最終年度を迎えること、そして国の法制度等の動向を踏まえて、関連する計画を一体とする「伊勢原市こども計画」を策定し、国のこども大綱が示す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、地域が抱える様々な課題やこどもを取り巻く状況を踏まえつつ、こども・子育て支援や若者支援の施策について、総合的かつ計画的に推進することとします。

●現計画等と次期計画の関係、計画策定の趣旨



●一体的に策定する計画の概要

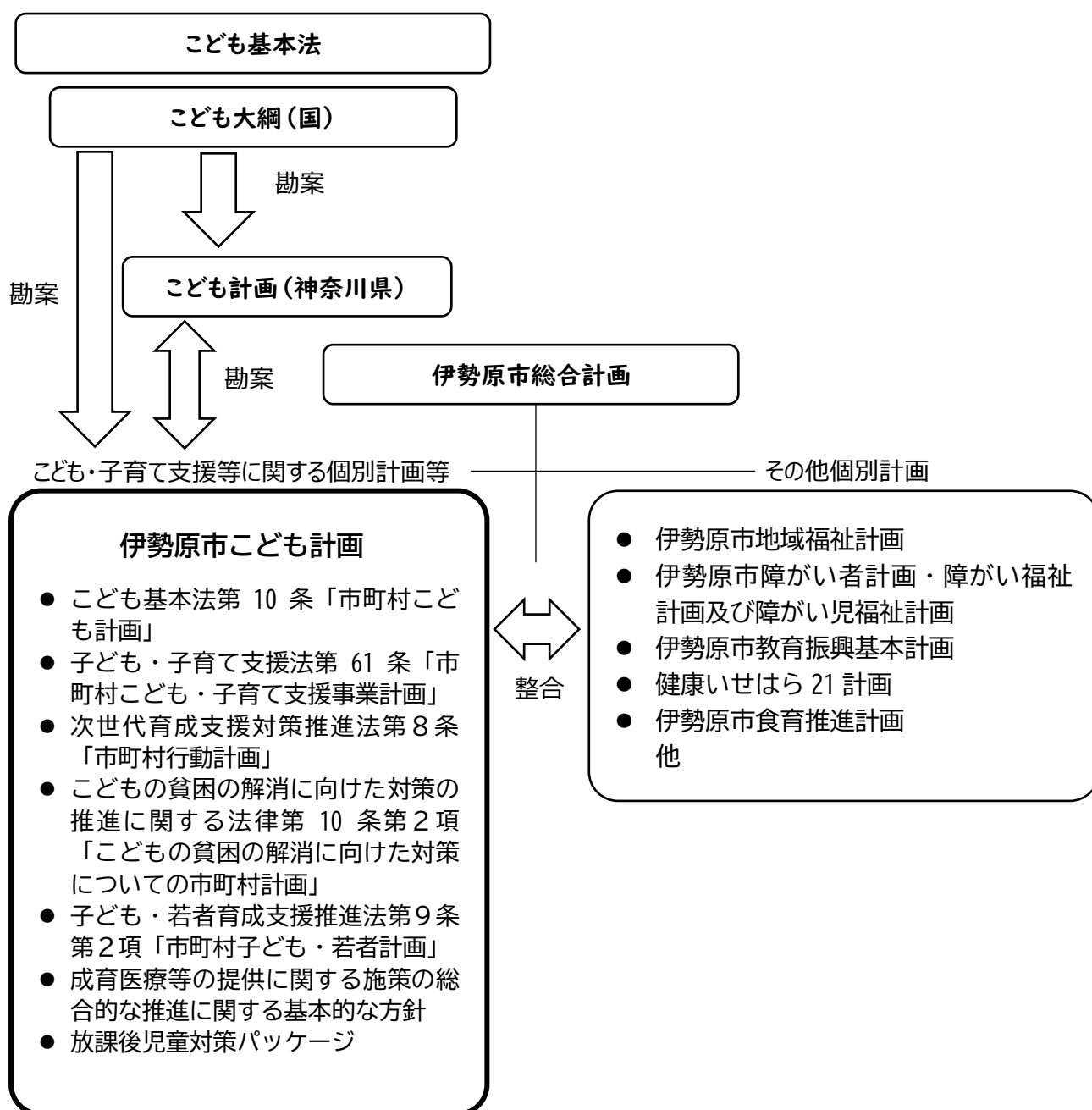
計画	根拠	概要
市町村こども計画	こども基本法第10条	全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目指して、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を一元的に定める計画
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域子ども・子育て支援事業の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ることを目的とする計画
次世代育成支援市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される社会を形成することを目指して、次世代育成支援対策の目標、実施する支援対策の内容及びその実施時期等を定める計画
こどもの貧困の解消に向けた対策についての市町村計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、その他の権利利益を害されたり、社会から孤立したりすることがないように、こどもの貧困の解消に向けた対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等）を定める計画
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項	全てのこども・若者の健やかな成長と自立を目指して、総合的・体系的に推進するこども・若者育成支援施策を定める計画
成育医療等に関する計画	成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針	地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた、効果的な母子保健対策の推進施策を定めるとともに、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針を踏まえて、成育医療等に関する評価指標を定める計画
放課後児童対策に関する計画	放課後児童対策パッケージ	放課後児童対策に関して、放課後児童健全育成事業の目標事業量や放課後子ども教室との連携に関する方策等を定める計画

2 計画の位置付け

この計画は、前述の根拠法に基づき、国のこども大綱や県のこども計画を勘案し策定を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画については、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定します。

なお、この計画は「伊勢原市総合計画」を上位計画とし、「伊勢原市地域福祉計画」、「伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」等の保健福祉分野における関連計画のほか、「伊勢原市教育振興基本計画」等の教育分野における施策との整合を図りながら推進するものです。

●上位・関連計画との関係



●SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された国際目標です。

令和12年（2030年）を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むこととされています。

SDGsでは、達成すべき具体的目標として、17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（行動目標）が示されています。

このSDGsについて、国では「こどもまんなか実行計画2024」（令和6年5月こども政策推進会議）において、SDGs実施指針改定版を踏まえ、SDGs達成に向けた取組を広範なステークホルダーと連携して推進・実施していくこと、若い世代の意味ある参画の拡大に取り組むこと、「誰一人取り残さない」包摂社会の実現に取り組むことを掲げています。

こども・子育て支援に関する施策がSDGsと関連性の強い項目が多いことを踏まえつつ、本市は本計画で掲げる施策や事業を推進することにより、SDGsの達成に取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、計画期間の中間年度を目安として、社会環境や情勢の変化を考慮し、必要な計画の見直しを行う予定です。

●計画期間

令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
伊勢原市こども計画				
		中間見直し		改定

4 計画の対象

こども基本法では、18歳や20歳といった一定の年齢で必要な支援がとぎれないよう、こどもの定義を「心身の発達の過程にある者」としています。

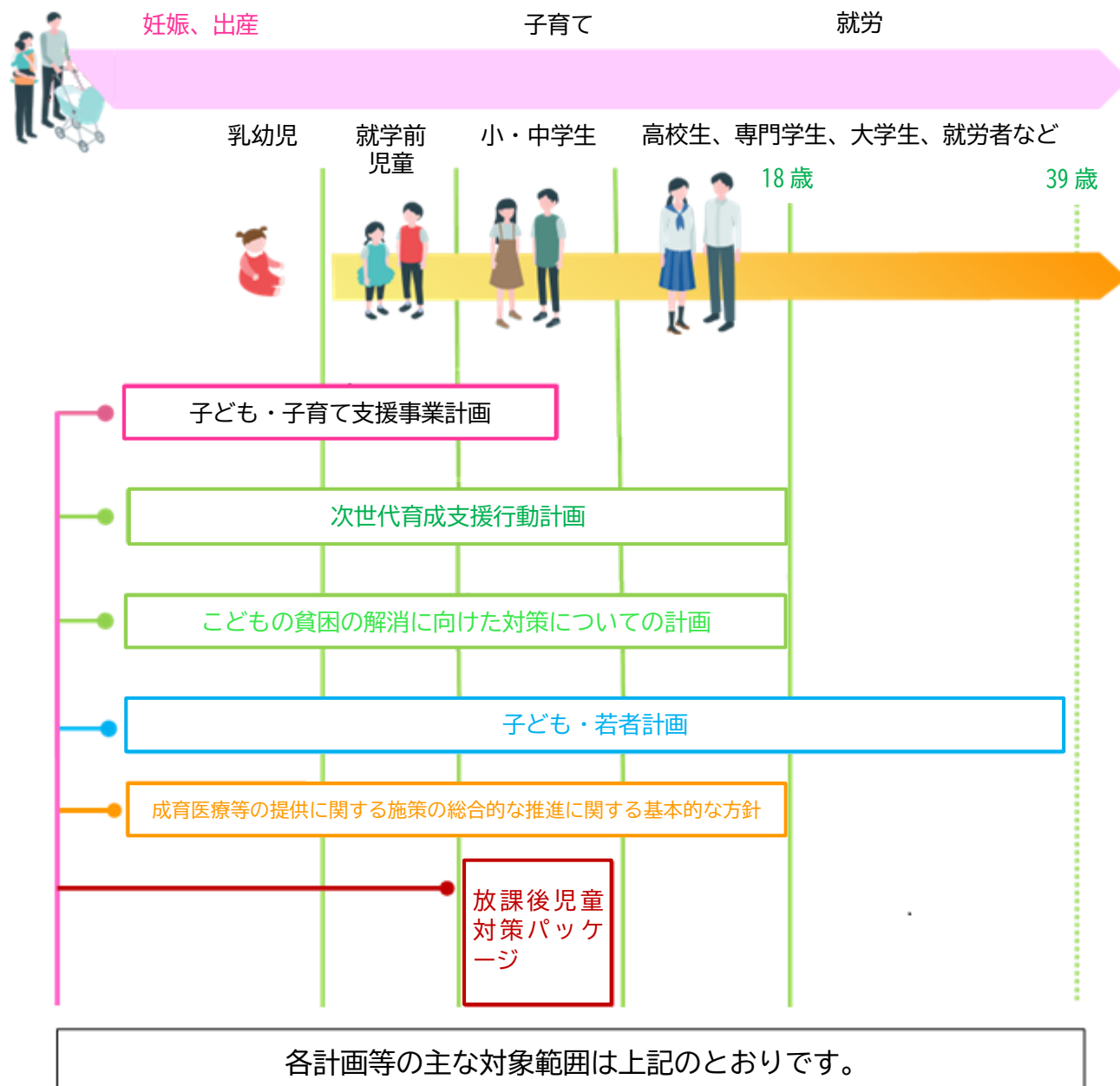
本市の計画では、一体として包含する各個別計画は主な対象の世代があるものの、こども計画としては一定の年齢上限は定めないものとし、それぞれの対象への施策を実施するものとします。

●こども基本法の「こども」の定義

こども基本法第2条

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

●各個別計画等の主な対象



5 計画策定への市民参加

(1) 伊勢原市子ども・子育て会議

本計画の策定に当たっては、市民、学識経験者、教育・保育や子育て支援に関わる団体の代表者、事業者の代表者からなる「伊勢原市子ども・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

(2) 市民アンケート調査

計画策定に伴う基礎資料とするため、アンケート形式による調査によって得られた市民の生活実態や支援・サービスの利用意向等を本計画の策定に反映しました。

調査	対象	配付数	回収数	回収率
子ども・子育てに関する調査 (令和6年3月6日～3月27日)	未就学児童の保護者	4,526	2,410	53.2%
	小学校低学年(1～3年生) 児童の保護者	1,474	849	57.6%
子どもの生活状況調査 (令和6年5月23日～6月21日)	小学校5年生	805	345	42.9%
	中学校2年生	796	304	38.2%
	高校2年生相当年齢	867	295	34.0%
	小学校5年生・中学校2年生 ・高校2年生相当年齢保護者	2,468	906	36.7%
子ども・若者に関する調査・ひきこもり支援に関する調査 (令和6年6月26日～7月23日)	中学生・高校生相当年齢(12～17歳)	1,600	573	35.8%
	若者・青年(18～39歳)	1,600	405	25.3%
	中高年齢(40～64歳)	1,300	523	40.2%

(3) 関係機関・団体等へのアンケート調査及びヒアリング調査

計画策定に伴う基礎資料とするため、アンケート及びヒアリング形式による調査によって得られた関係機関・団体等が把握している課題等を本計画の策定に反映しました。

調査	対象	配付数	回収数	回収率
子どもの生活状況調査 (令和6年6月7日～6月21日) (令和6年6月27日～7月3日)	市内小中学校・高等学校、福祉関係事業所、医療機関、行政機関など	32	29	90.6%
ひきこもり支援に関する調査 (令和6年6月26日～7月23日)	民生委員・児童委員、青少年指導員、福祉関係事業所、行政機関など	320	252	78.8%

(4) こども・若者への意見聴取

計画や今後の施策への反映を図るため、こどもや若者が利用したり、活動したりしている場を訪問して座談会を開催する等の方法で意見を聴取しました。

(5) パブリックコメントの実施

市民から計画に対する意見などを募集し、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

第2章 こども・子育て・若者を取り巻く 動向

1 人口・世帯の動向

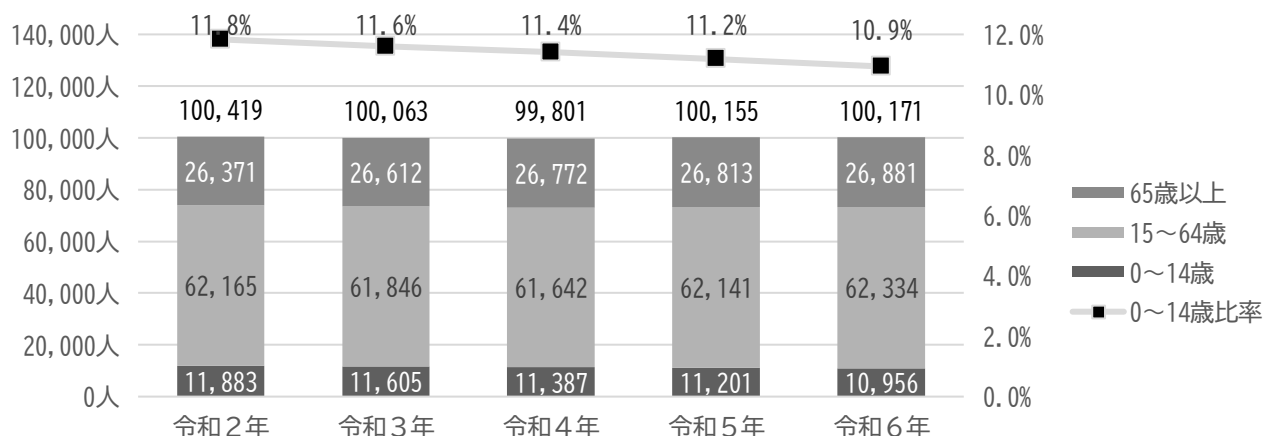
(1) 人口の動向

本市の総人口は、令和6年4月1日現在 100,171 人となっており、近年は 100,000 人前後の概ね横ばいで推移しています。

年齢3区分別人口は、0～14 歳（年少人口）が減少傾向で、0～14 歳の比率は令和6年4月1日現在 10.9%と低下傾向で推移している一方、15～64 歳（生産年齢人口）は概ね横ばい、65 歳以上（老年人口）は増加傾向で推移しています。

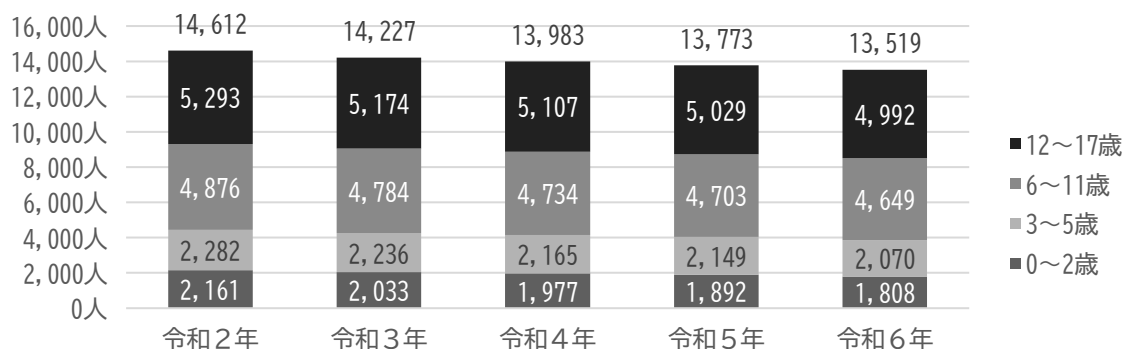
18 歳未満の児童人口は、令和6年4月1日現在 13,519 人となっており、いずれの年齢区分も減少傾向で推移しています。

●年齢3区分別人口及び0～14 歳比率の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

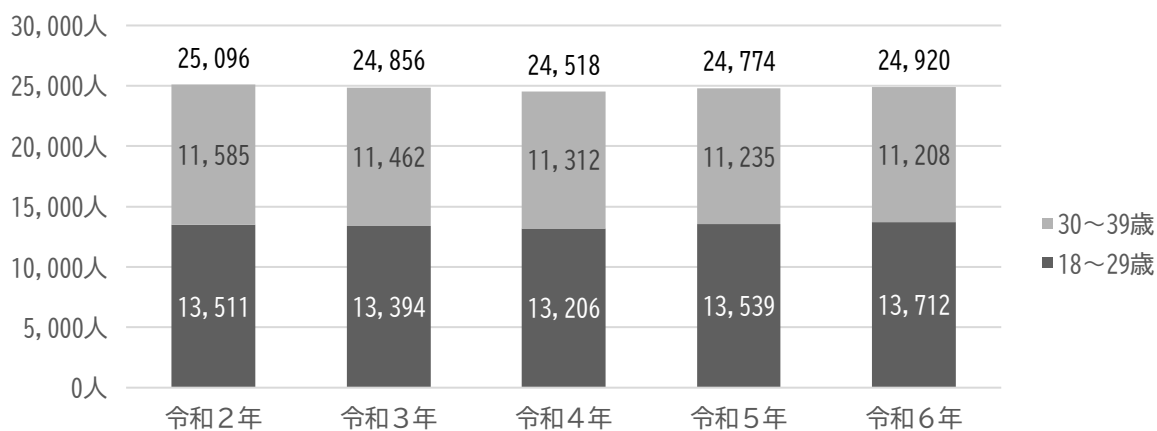
●18 歳未満人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

一方、18歳～39歳人口は、令和6年4月1日現在 24,920 人となっており、近年は 25,000 人前後の概ね横ばいで推移しています。

●18歳～39歳人口の推移



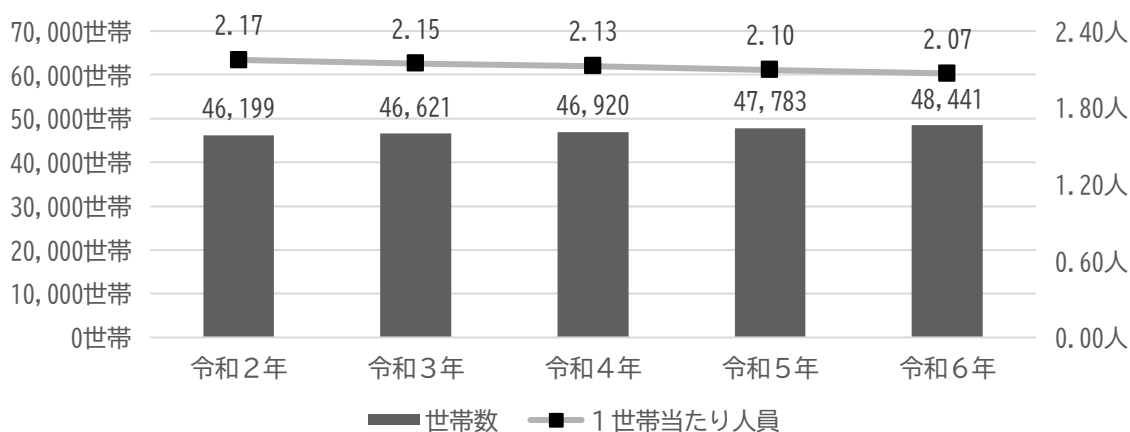
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

（2）世帯数の動向

本市の世帯数は、令和6年4月1日現在 48,441 世帯で概ね増加傾向で推移しています。

一方、1世帯当たり人員は、令和6年4月1日現在 2.07 人となっており、総人口が概ね横ばいで推移していることから減少傾向で推移しています。

●世帯数及び1世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 世帯構成

本市のこどものいる世帯の構成は、令和2年10月1日現在、18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち、核家族世帯が全体の91.2%を占めており、この割合は上昇傾向であり、核家族化が進行しています。

また、ひとり親世帯（男親と子どもから成る世帯及び女親と子どもから成る世帯）は、令和2年10月1日現在、18歳未満世帯員のいる一般世帯の9.0%となっており、この割合は平成22年以降、概ね同水準で推移しています。

●こどものいる世帯の構成（令和2年）

	18歳未満世帯員のいる一般世帯					
	平成22年		平成27年		令和2年	
総数	9,910	100.0%	9,340	100.0%	8,605	100.0%
親族のみ世帯	9,861	99.5%	9,271	99.3%	8,575	99.7%
核家族世帯	8,548	86.3%	8,208	87.9%	7,847	91.2%
夫婦のみの世帯	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
夫婦と子どもから成る世帯	7,634	77.0%	7,360	78.8%	7,069	82.1%
男親と子どもから成る世帯	96	1.0%	81	0.9%	78	0.9%
女親と子どもから成る世帯	818	8.3%	766	8.2%	700	8.1%
核家族以外の世帯	1,313	13.2%	1,063	11.4%	728	8.5%
非親族を含む世帯	36	0.4%	32	0.3%	28	0.3%
単独世帯	13	0.1%	37	0.4%	2	0.0%

資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

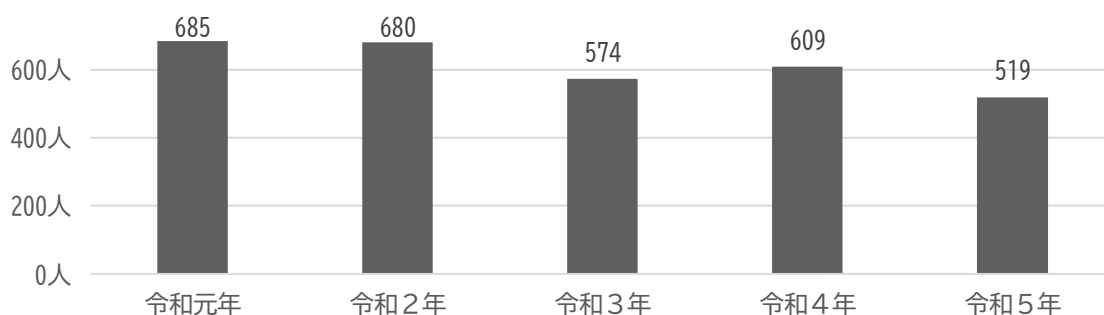
(4) 人口動態

本市の出生数は、令和5年が 519 人となっており、年によって増減が見られるものの、令和元年比で 160 人以上（2 割以上）の減少となっています。

また、婚姻数は、令和元年の 482 組から令和2年には 411 組と急減し、以降も 400 組前後で推移しており、コロナ禍の影響がうかがえます。

合計特殊出生率は、平成 30 年～令和4年の平均が 1.29 となっており、全国平均は下回るものの、神奈川県平均を上回る水準で推移しています。

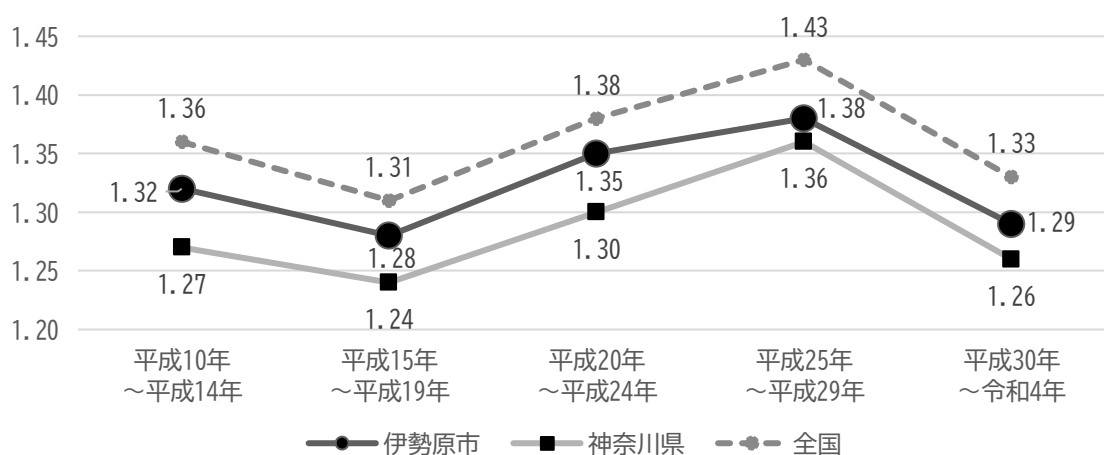
●出生数等の推移



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	685	680	574	609	519
婚姻数	482	411	391	409	388
離婚数	153	122	136	134	137

資料：人口動態統計

●合計特殊出生率※の推移と比較



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

※合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生に産むこどもの数に相当

(5) こども・若者の人口の見通し（推計児童人口等）

推計児童人口（18 歳未満）は、本計画期間中に 13,000 人を下回る見通しとなっており、令和 11 年の児童人口は令和 6 年比で 1,200 人以上の減少を見込んでいます。

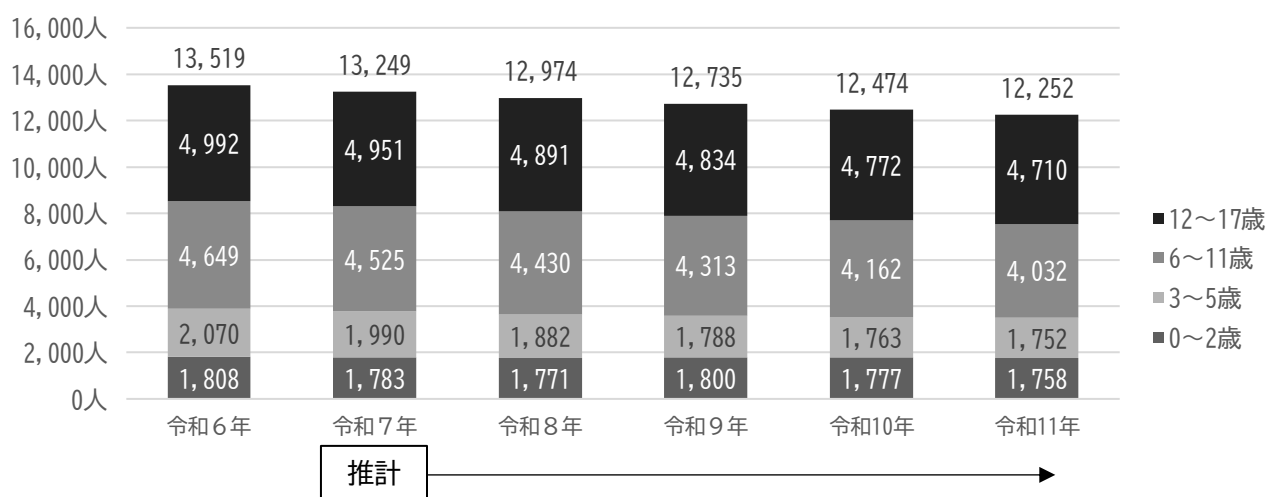
一方、18 歳～39 歳人口は、24,000 人台後半の概ね横ばい又は微減で推移する見通しです。

【推計方法】

◇平成 31 年から令和 6 年の住民基本台帳（各年 4 月 1 日時点）における男女別・各歳別の実績人口の動静から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

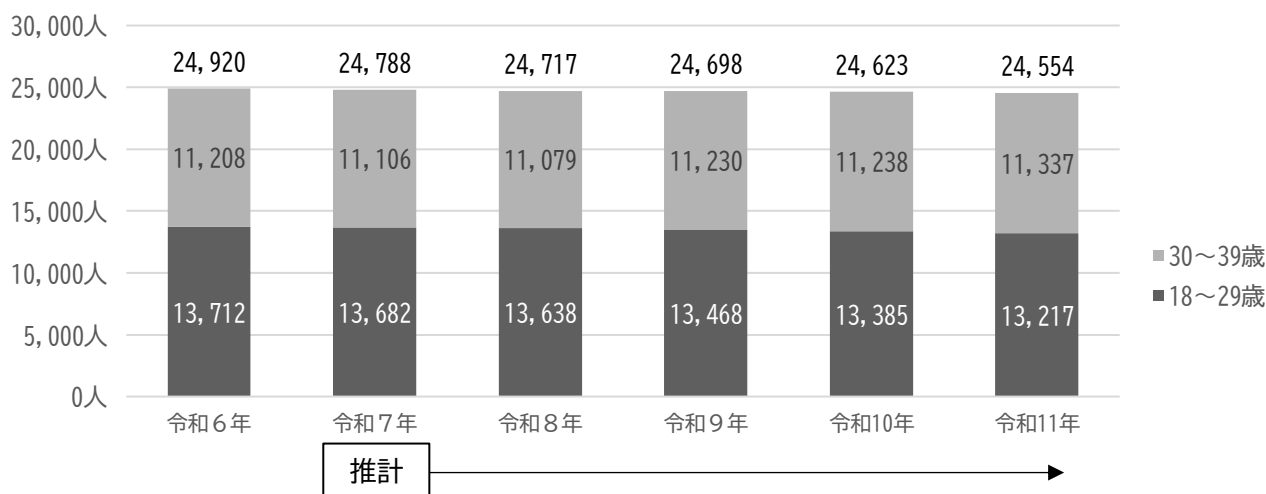
◇0 歳人口は、コーホート変化率を用いて推計した将来各年における 15～49 歳の女性人口に女性こども比を乗ずることで、将来各年における 0 歳人口を推計。

●18 歳未満人口の推計



資料：令和 6 年は住民基本台帳（4 月 1 日現在）

●18 歳～39 歳人口の推計



資料：令和 6 年は住民基本台帳（4 月 1 日現在）

2 こども・若者等の動向

(1) 不登校の状況

不登校児童生徒数は、令和4年実績で195人となっており、年によって増減が見られるものの、概ね増加傾向であり、特に令和4年は前年比で60人と大幅な増加となっています。

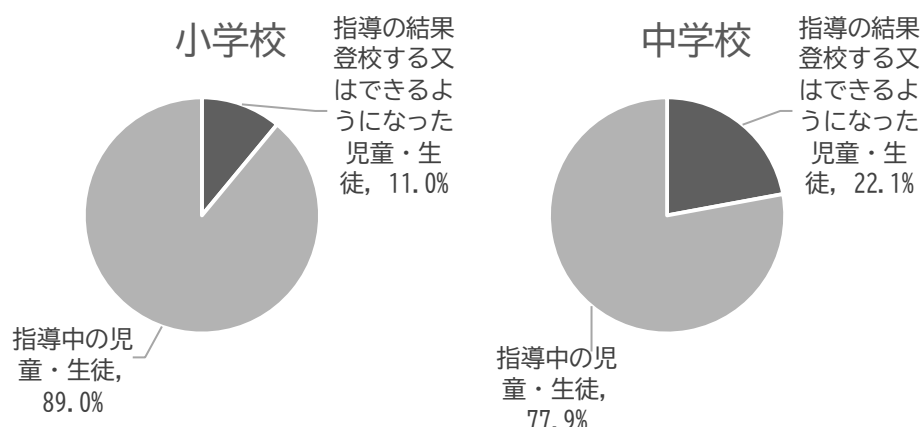
なお、令和4年の不登校児童生徒への指導結果は、小学校では11.0%が、中学校では22.1%が「指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒」という状況です。

●不登校児童生徒数の推移 (人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
小学校	39	33	55	47	82
中学校	76	79	52	88	113
合計	115	112	107	135	195

資料：令和4年度伊勢原市児童生徒の問題行動・不登校等調査結果について（伊勢原市教育委員会）

●令和4年の不登校児童生徒への指導結果状況



資料：令和4年度伊勢原市児童生徒の問題行動・不登校等調査結果について（伊勢原市教育委員会）

(2) こども・若者の自殺の状況

人口10万対自殺死亡率は、20歳未満では男女ともに神奈川県を上回る水準となっており、20歳代では女性が神奈川県を上回る水準となっています。一方、30歳代では男女ともに神奈川県を下回る水準となっています。

●こども・若者の人口10万対自殺死亡率（2017年～2021年）

	20歳未満		20歳代		30歳代	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
伊勢原市	4.8	2.4	3.3	11.5	15.6	0.0
湘南西部医療圏※	5.3	2.6	19.8	9.7	21.6	13.9
神奈川県	3.1	2.0	20.0	9.9	19.6	9.6
全国	3.8	2.4	23.9	11.4	24.5	9.5

資料：第2期伊勢原市自殺対策計画（地域自殺実態プロファイル（自殺総合対策推進センター作成））

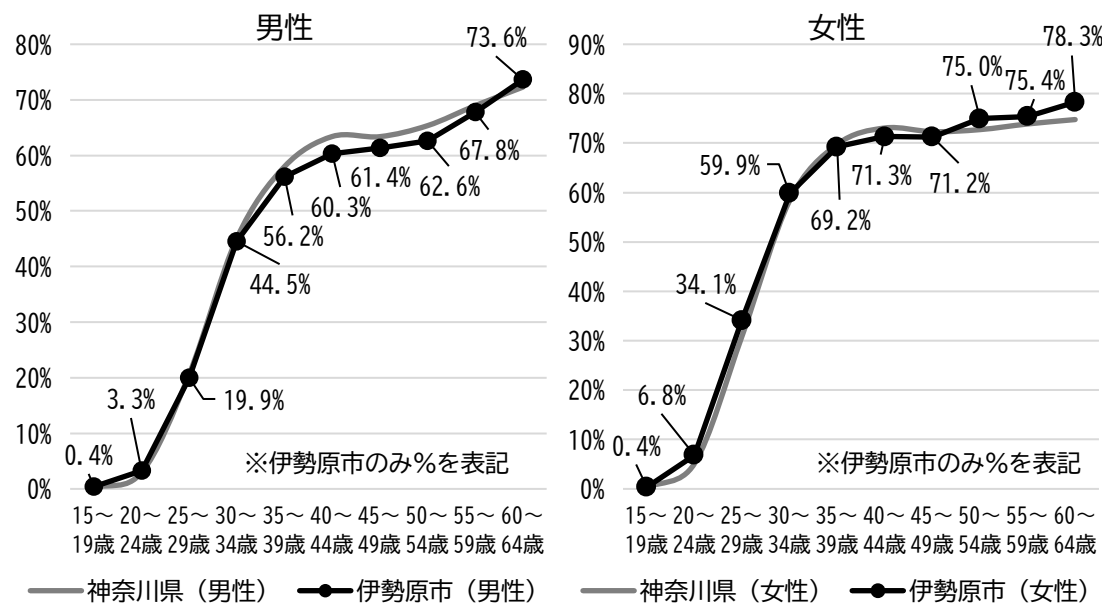
※湘南西部医療圏とは平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町の3市2町。

3 有配偶率等

本市の有配偶率は、男性では 20 歳代以降は神奈川県を下回る水準となっています。一方、女性では 20 歳代後半から 30 歳代前半にかけて神奈川県を上回る水準で、30 歳代後半から 40 歳代後半にかけては神奈川県を下回る水準となっています。

未婚率は、男性では 20 歳代から 30 歳代にかけて割合が低下しており、女性でも 20 歳代や 30 歳代前半は低下傾向となっています。

●年齢区分別有配偶率の比較（令和 2 年）



資料：国勢調査（令和 2 年 10 月 1 日現在）

●年齢階級別未婚率

区分	男性			女性		
	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
15～19 歳	99.1%	98.0%	99.0%	99.2%	98.3%	99.2%
20～24	94.0%	92.3%	89.3%	90.8%	90.4%	87.7%
25～29	72.5%	73.3%	68.4%	59.4%	61.9%	58.8%
30～34	49.9%	49.2%	44.8%	34.3%	33.7%	33.6%
35～39	40.0%	38.5%	34.9%	22.1%	23.6%	23.2%
40～44	32.6%	34.0%	31.1%	15.2%	18.3%	19.5%
45～49	25.0%	28.5%	28.4%	9.5%	14.0%	16.8%
合計	55.8%	55.5%	53.6%	43.0%	44.0%	44.5%

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

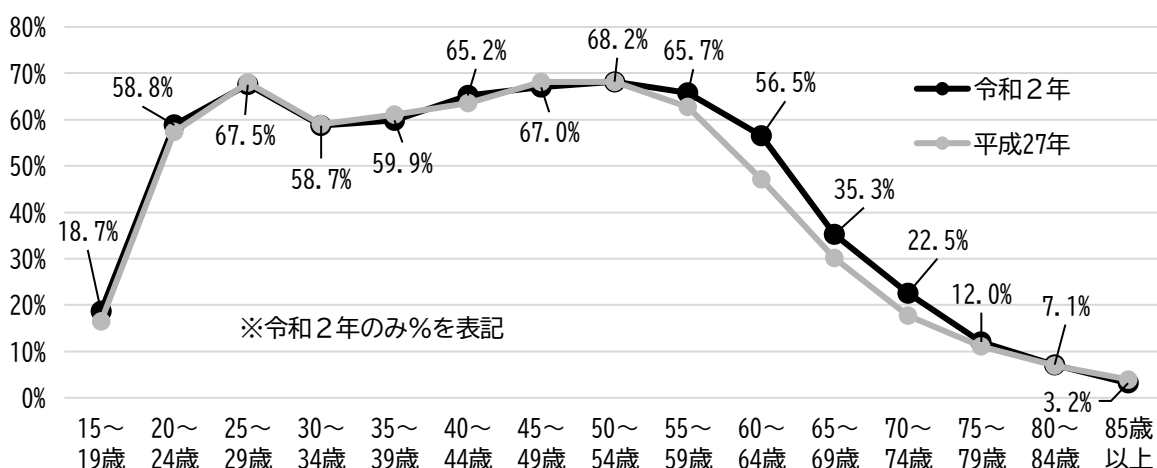
4 女性の就業の動向

女性の就業率（15 歳以上人口に占める就業者数の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いています。

令和2年は、平成27年と比べて55歳以上の中高年齢層では就業率の上昇が見られる一方、M字の谷の部分の30歳代等では大きな変化は見られません。

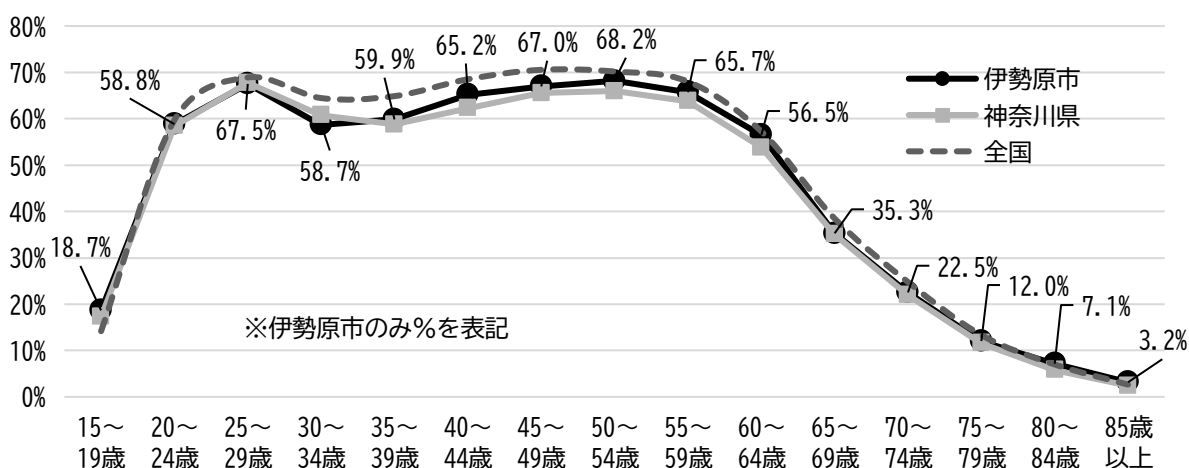
また、就業率はほとんどの年齢区分で全国平均よりも低い水準となっています。

●女性の就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

●女性の就業率の比較（令和2年）



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

5 市民アンケート調査に基づく現状と取組等

(1) 子ども・子育てに関する調査

未就学児童の保護者及び小学校低学年（１～３年生）児童の保護者を対象に実施した「子ども・子育てに関する調査」の結果から、こども・子育ての主な現状とともに、対応する主な取組を整理すると、次のとおりです。

【新】……令和７年度以降の新規事業
(No.○)…第４章の事業番号

こども・子育ての主な現状	対応する主な取組
◇ 日ごろ、こどもをみてもらえる親族・知人の有無について、前回調査（平成 30 年度）と比べて「いずれもない」の回答率が上昇（15.7%→21.8%）しています。〈未就学児童の保護者調査〉 ◇ 子育てに関して、気軽に相談できる先として、前回調査と比べて「友人や知人」の回答率が低下（77.8%→69.3%）しています。〈未就学児童の保護者調査〉 ◇ 子育てする上で不安等を感じることにについて、「よく感じる」「やや感じる」との回答が多いのは、“子育てにお金がかかる” 84.4%、“子育てによる身体の疲れを感じる” 77.1%、“こどもが思うようにならないとき、イライラする” 68.4%などとなっています。〈未就学児童の保護者調査〉	➤ 相談支援の充実 こども・子育てに関する不安等に寄り添い、様々な悩み等に包括的に対応する窓口や身近な相談の場の充実 〈主な事業〉 ・【新】妊婦等包括相談支援事業（NO. 47） ・【新】こども家庭センター事業（NO. 57） ・【新】子育て世帯訪問支援事業（NO. 59）
◇ 母親の就労状況について、前回調査と比べてフルタイムでの就労の割合が上昇（未就学 32.2%→42.9%、低学年 26.3%→37.2%）しています。〈未就学児童の保護者調査、小学校低学年児童の保護者調査〉 ◇ 0～2歳のときの認定こども園、幼稚園、保育所などの利用について、前回調査と比べて、利用希望がより低年齢化しており、保護者の就労状況の変化等を反映した結果となっています。〈未就学児童の保護者調査〉 ◇ 認定こども園、幼稚園、保育所などを市内で選ぶ際に重視する条件について、「教育・保育の内容や方針が希望にあう」74.0%、「教員・保育者の質が高い」63.9%、「施設や設備が充実している」59.8%の順となっています。〈未就学児童の保護者調査〉	➤ 保育ニーズへの対応と教育・保育の質の確保 共働き家庭の増加による保育ニーズ拡大への対応と保育等人材の確保、質の向上 〈主な事業〉 ・通常保育事業（NO. 112） ・地域型保育事業の推進（NO. 115） ・産休明け保育事業（NO. 116）

◇ 私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期にこどもを預ける事業について、「利用したい」という回答率が 47.4%となっています。〈未就学児童の保護者調査〉	➡
◇ 保護者の用事（冠婚葬祭、育児疲れや育児不安、病気など）により、泊りがけで家族以外にこどもを預けることについて、「保護者や家族の病気」が 18.2%、「保護者や家族の育児疲れ・不安」が 15.6%となっています。〈未就学児童の保護者調査〉	

➤ 緊急時等の預かりニーズへの対応 不定期の一時預かりのニーズや宿泊を必要とするような緊急時の預かりニーズへの対応
〈主な事業〉 ・【新】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（NO. 7） ・【新】子育て短期支援事業（NO. 85） ・一時預かり事業（NO. 157）

◇ 放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所について、「自宅」71.5%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」54.9%、「その他（公民館、公園など）」33.6%と続き、「児童コミュニティクラブ（学童保育）」との回答率は前回調査から上昇（27.6%→32.0%）しています。〈小学校低学年児童の保護者調査〉	➡
◇ 小学校低学年（1～3年生）の間、放課後の時間を過ごさせたい場所について、「児童コミュニティクラブ（学童保育）」54.1%、「自宅」53.4%が上位2つで、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」48.5%と続いています。また、「放課後子ども教室」との回答率は前回調査から上昇（19.9%→27.6%）しています。〈未就学児童の保護者調査〉	

➤ 放課後の居場所づくり 児童コミュニティクラブや放課後子ども教室のニーズ拡大への対応
〈主な事業〉 ・子ども体験活動事業（NO. 9） ・子ども・若者の居場所づくり推進事業（NO. 10） ・放課後児童健全育成事業（NO. 130） ・地域学校協働活動推進事業（NO. 134）

◇ 子育てに関する情報の入手先について、「市以外の子育て関連 SNS」27.7%、「広報いせはら」20.6%、「市ホームページ」19.7%と続いており、前回調査と比べて「広報いせはら」や「新聞、テレビ、ラジオ」、「子育て雑誌、育児書」などの回答率が低下している一方、SNSをはじめ、入手先の多様化がうかがえます。〈未就学児童の保護者調査〉	➡
--	---

➤ 情報発信方法の多様化 広報やホームページを通じた情報提供の充実とともに、SNSの積極的な活用等、情報発信方法の多様化
〈主な事業〉 ・必要な支援策を届ける広報の充実（NO. 153）

(2) 子どもの生活状況調査

小学校5年生・中学校2年生・高校2年生相当年齢及びその保護者を対象に実施した「子どもの生活状況調査」の結果から、小中高生やその家庭における生活の主な現状とともに、対応する主な取組を整理すると、次のとおりです。

【新】……令和7年度以降の新規事業
(No.○)…第4章の事業番号

小中高生やその家庭における生活の主な現状	対応する主な取組
◇ ふだんの学校の授業以外での勉強方法について、等価世帯収入※が少ない家庭のこどもほど「家の人に教えてもらう」や「塾で勉強する」との回答率が低くなっています。〈小学生・中学生調査、高校生調査〉 ◇ 学校の授業について、等価世帯収入が“中央値（約390万円）未満”の家庭のこどもでは、「いつもわかる」と「だいたいわかる」を合わせた回答率が小学生・中学生 47.7%、高校生 36.6%と、“中央値以上”の家庭のこども（小学生・中学生 67.9%、高校生 50.9%）に比べて低くなっています。〈小学生・中学生調査、高校生調査〉 ◇ 授業がわからないことがあるようになったのは、「中学1年生のころ」が24.9%と最も高く、「小学4年生のころ」が22.4%、「小学5年生のころ」が20.6%と続いています。〈小学生・中学生調査〉 ◇ 将来、大学（短大や大学院を含む）への進学を希望している割合について、等価世帯収入が“中央値の2分の1（約195万円）未満”の家庭のこどもでは44.0%と、“中央値の2分の1以上”の家庭のこども（86.1%）に比べて低くなっています。〈高校生調査〉 ◇ あったらいいと思う支援について、ひとり親世帯では「学校にかかるお金の支援」との回答率が64.6%、「高校や大学・専門学校への進学についてお金のことを含めて相談できるところ」が66.2%と、ふたり親世帯（各56.5%、43.4%）に比べて高くなっています。〈保護者調査〉	➤ 学習支援等の充実 学習に課題を抱えるこどもへの学習支援や進路相談の充実 〈主な事業〉 ・子ども学習習慣づくり支援事業（NO.39） ・【新】高等学校等進学支援事業（NO.52） ・【新】公共施設等を活用した学習スペース（フリースペース）の提供（NO.62） ・学習活動支援事業（NO.133）
◇ 朝食について、等価世帯収入が“中央値の2分の1未満”の家庭のこどもでは、「毎日食べる（週7日）」との回答率が小学生・中学生 80.4%、高校生 56.0%と、“中央値の2分の1以上”の家庭のこども（小学生・中学生 88.7%、高校生 83.2%）に比べて低くなっています。〈小学生・中学生調査、高校生調査〉	➤ 生活習慣の形成・定着への支援 全てのこどもの健やかな育ちのため、基本的な生活習慣の形成・定着への支援 〈主な事業〉 ・高校生のための食育推進事業（NO.27） ・思春期栄養改善事業（NO.36） ・こども食堂への支援（NO.51）

※世帯の年間収入を世帯の人数の平方根で割ったものです。

◇ 困っていることや悩みごとがあるとき、相談できると思う人について、ひとり親世帯のこどもでは「だれにも相談できない、相談したくない」との回答率が 14.3%と、ふたり親世帯のこども（3.8%）に比べて高くなっています。〈小学生・中学生調査〉
◇ 他のこどもから、いじめられたり、からかわれたりすることについて、等価世帯収入が少ない家庭のこどもほど「あてはまる」と「まああてはまる」を合わせた回答率が高くなっています。〈小学生・中学生調査〉
◇ ヤングケアラーの該当者に、学校の先生やまわりの大人に助けてほしいこと、あったらいいなと思う支援を聞いたところ、「自分のことについて話を聞いてほしい」と「勉強を教えてほしい」が、それぞれ 19.1%と最も高く、「自由に使える時間がほしい」が 14.9%と続いています。〈小学生・中学生調査〉
◇ 子育てに関する相談について頼れる人の有無について、ひとり親世帯では「いない」という回答率が 18.5%と、ふたり親世帯（8.3%）に比べて高くなっています。〈保護者調査〉



➤ 相談支援の充実やいじめ防止の取組の推進

ヤングケアラーに関することを含め、様々な悩みごと等に対応する相談支援の充実とともに、いじめ防止対策推進法に基づく未然防止・早期発見・早期対応の取組の推進

〈主な事業〉

- ・【新】こども家庭センター事業（NO.57）
- ・【新】こどもなんでも相談事業（NO.58）
- ・子ども・若者相談支援事業（NO.61）
- ・教育相談事業（NO.65）

◇ あったらいいと思う支援について、ヤングケアラーに該当する小学生・中学生では、「ふだんは経験できないようなイベントやスポーツ、遊びなどを、無料で体験できるところ」との回答率が 40.4%と、ヤングケアラーに該当しない小学生・中学生（29.8%）に比べて高くなっています。また、“中央値の2分の1未満”の家庭の高校生では、同回答率が 32.0%と、“中央値の2分の1以上”の家庭の高校生（14.4%）に比べて高くなっています。〈小学生・中学生調査、高校生調査〉



➤ 様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会の提供

地域や成育環境によって活動機会に格差が生じないように、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会の提供

〈主な事業〉

- ・子ども体験活動事業（NO.9）
- ・子ども・若者の居場所づくり推進事業（NO.10）
- ・創意ある学校づくり推進事業（NO.13）
- ・伊勢原市子ども読書活動推進事業（NO.19）

◇ いざという時のお金の援助について頼れる人の有無について、ひとり親世帯の保護者では「いない」という回答率が 43.1%と、ふたり親世帯（18.7%）に比べて高くなっています。〈保護者調査〉
◇ 過去1年の間に、経済的な理由で未払いになったことについて、等価世帯収入が“中央値の2分の1未満”の家庭では「電気料金」が 8.3%、「ガス料金」が 3.6%、「水道料金」が 4.8%となっています。〈保護者調査〉



➤ 必要な世帯への経済的な支援

様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果高めるとともに、必要な世帯に対する支援の利用促進

〈主な事業〉

- ・児童扶養手当支給事業（NO.42）
- ・母子父子寡婦福祉資金の貸付制度（NO.45）
- ・母子家庭等自立支援給付金事業（NO.46）

(3) 子ども・若者に関する調査・ひきこもり支援に関する調査

中学生・高校生相当年齢（12～17 歳）、若者・青年（18～39 歳）及び中高年齢（40～64 歳）を対象に実施した「子ども・若者に関する調査・ひきこもり支援に関する調査」の結果から、子ども・若者等の主な現状とともに、課題に対応する主な取組を整理すると、次のとおりです。

【新】……令和 7 年度以降の新規事業
(No.○)…第 4 章の事業番号

子ども・若者等の主な現状	対応する主な取組
◇ “今の自分が好きだ” という意識について、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」を合わせた回答率は、地域社会から支えられていると“思う”人ほど高くなっています。〈中学生・高校生相当年齢調査、若者・青年調査〉 ◇ “自分の将来に対する明るい希望”の有無について、「希望がある」「どちらかといえば、希望がある」を合わせた回答率は、地域社会から支えられていると“思う”人ほど高くなっています。〈中学生・高校生相当年齢調査、若者・青年調査〉	➤ 地域で子ども・若者を支え、育てる社会づくり 子ども・若者の自己肯定感や自己有用感を高めることを目的に、地域住民や地域団体等との連携・協力により子ども・若者の体験活動の実施や社会参画の機会を創出することで、子ども・若者を支え育てる社会づくり 〈主な事業〉 ・子ども体験活動事業（NO. 9） ・地域学校協働活動推進事業（NO. 134） ・子ども・若者健全育成支援事業（NO. 138）
◇ 日常的にほっとできる、居心地のよい場所の有無について、いずれの調査も全体では 90%以上の人が「ある」と回答しています。その一方、自分のことを“幸せだと思わない”という人では、「ある」との回答率が中学生・高校生相当年齢 79.3%、若者・青年 76.6%、中高年 62.2%と、比較的低くなっています。〈中学生・高校生相当年齢調査、若者・青年調査、中高年齢調査〉	➤ 子ども・若者の居場所づくり 子ども・若者の自己肯定感や自己有用感を高めるような、安全で安心して過ごすことができる居場所づくり 〈主な事業〉 ・子ども・若者の居場所づくり推進事業（NO. 10） ・【新】公共施設等を活用した学習スペース（フリースペース）の提供（NO. 62）

◇ “自分の将来に対する明るい希望”の有無について、「どちらかといえば、希望がない」「希望がない」という人にその理由を聞いたところ、中学生・高校生相当年齢では「進学に対する不安」74.2%、「就職や仕事に対する不安」56.3%、「経済的な不安（お金に関する不安）」31.3%、若者・青年では「経済的な不安（お金に関する不安）」74.4%、「就職や仕事に対する不安」59.7%、「家族に関する不安（将来の介護等）」34.9%と続いています。〈中学生・高校生相当年齢調査〉
◇ 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験の有無について、「今までに経験がある（又は、現在ある）」との回答率は、中学生・高校生相当年齢が 21.8%、若者・青年が 32.6%となっており、いずれも、その状態が改善したきっかけや改善に役立ったことは、「友だちの助け」と「家族や親戚の助け」が上位2つとなっています。〈中学生・高校生相当年齢調査、若者・青年調査〉
◇ 悩み・困りごとを家族・友だち・知り合い以外に相談する場合の条件の希望については、「相手と同じ悩みを持っている、持っていたことがある」という回答が上位にあがっています。〈中学生・高校生相当年齢調査、若者・青年調査〉
◇ 国・県・市が運営する悩みや困りごとなどを相談できる場所や情報発信サイトについて、「知っているものはない」という回答が最も高く、同回答は中学生・高校生相当年齢で 51.3%、若者・青年で 71.1%、中高年齢で 65.2%となっています。〈中学生・高校生相当年齢調査、若者・青年調査、中高年齢調査〉



➤ **相談支援や家庭教育等の充実**
 将来に対する不安等を抱えることも・若者やその家族への相談事業の周知や家庭教育の充実とともに、心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育の推進

〈主な事業〉

- ・【新】こどもなんでも相談事業（NO.58）
- ・子ども・若者相談支援事業（NO.61）
- ・教育相談事業（NO.65）
- ・家庭教育講演会（NO.137）

6 関係機関・団体等への調査に基づく現状と取組等

(1) 子どもの生活状況調査

市内の小中学校や社会福祉法人、児童相談所や市役所関係課等を対象に実施した「子どもの生活状況調査」の結果から、こどもの貧困やその支援の主な現状とともに、対応する主な取組を整理すると、次のとおりです。

【新】……令和7年度以降の新規事業
(No.○)…第4章の事業番号

こどもの貧困やその支援の主な現状	対応する主な取組
◇ 貧困状況にあるこどもの家庭に多くある困難な状況について、「保護者がこどもへの関心が薄い」が79.3%と、多くの団体がこの状況をあげています。	➤ 保護者への生活の安定のための支援 親の妊娠・出産期からの包括的な相談支援や保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援等、保護者への生活の安定のための支援 〈主な事業〉 ・外国につながるこども及び保護者支援 (NO.8) ・再就職への支援 (NO.38) ・【新】妊婦等包括相談支援事業 (NO.47) ・【新】こども家庭センター事業 (NO.57)
◇ 貧困状況にあるこどもの家庭に多くある困難な状況の要因や背景の上位3つは、「保護者自身の生活能力が低い」、「保護者が不安定な就労状態にある」、「両親が離婚（再婚）している」ことです。	
◇ 貧困状況にあるこどもや家庭への支援に当たって困難な点の上位3つは、「保護者との接触、信頼関係づくりが難しい」、「支援が必要であるのに、その家庭からの訴えがないため支援に入れない」、「保護者が支援制度を知らない（知ろうとしない）ため、支援が行き届かない」ことです。	
◇ 貧困状況にあるこどもや家庭に対し、伊勢原市において今後特に必要な支援の上位3つは、「複合的な問題・課題に対応する総合相談窓口の設置」、「保護者の就労支援」、「経済的な支援（支援制度に関する情報提供などを含む）」です。	
◇ 団体へのヒアリングでは「こどもや親が外国籍で、日本語が通じにくいときの市のサポート体制が弱いと感じている」という意見があがっています。	

◇	貧困状況にある子どもが多く陥る困難な状況の上位3つは、「不登校を経験している」、「学校の授業が理解できていない」、「非行や非行につながる問題行動がある」ことです。
◇	貧困状況にある子どもが抱えている問題の上位3つは、「健全な生活習慣」、「健康的な食習慣」、「心の状態の安定性」です。
◇	団体へのヒアリングでは、「「家に帰りたくない」という子どもからの相談が多く、話を聞く過程で虐待やDVが発覚することがある」という指摘があがっています。



➤ **困難な状態にある子どもへの様々な面での継続的な支援**
教育や生活に関するサポートと、虐待など親から必要な援助が受けられない困難な状態にある子どもへの継続的なサポート

〈主な事業〉

- ・子ども学習習慣づくり支援事業 (NO. 39)
- ・【新】こども家庭センター事業 (NO. 57)
- ・子ども・若者の非行・被害防止事業 (NO. 89)

◇	貧困状況にある子どもや家庭を支援する際に、工夫されていることや心がけていることの上位3つは、「実態把握（対象家庭の把握や潜在的なニーズの把握）に努める」、「信頼関係を築く、関係が切れないようにする」、「様々な資源（公的な制度、民間による支援など）を活用して支援する」ことです。
◇	今後連携を強化する必要がある部署・団体・機関の上位3つは、「市役所（教育センター、教育指導課、子ども家庭相談課、障がい福祉課など）」、「児童相談所」、「小学校・中学校・高等学校」です。
◇	団体へのヒアリングでは、「貧困の関係は、学校だけでは解決できず、外部機関と連携ありきで考えている」という意見があがっています。



➤ **関係機関の連携による実態把握と支援**

市、公的機関、民間の企業・団体等が連携・協働した実態把握と、様々な制度（生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等）を活用した支援

〈主な事業〉

- ・【新】妊婦等包括相談支援事業 (NO. 47)
- ・【新】こども家庭センター事業 (NO. 57)

(2) ひきこもり支援に関する調査

市内のひきこもり支援に関わる民生委員・児童委員や青少年指導員、福祉関係事業所、行政機関等を対象に実施した「ひきこもり支援に関する調査」の結果から、ひきこもり支援の主な現状とともに、対応する主な事業を整理すると、次のとおりです。

【新】……令和7年度以降の新規事業
(No.○)…第4章の事業番号

こども・若者支援・ひきこもり支援の主な現状	対応する主な取組
◇ 団体等が特に課題と捉えているこどもや若者への支援に関わる分野・内容の上位3つは「貧困世帯への支援」、「ひきこもり支援」、「不登校児童・生徒への支援」です。 ◇ 貧困世帯への支援の課題や必要な取組については、「貧困の状況把握が難しい」など現状の把握に関する課題のほか、フードバンク等具体的な取組に関する意見などが寄せられています。 ◇ ひきこもり支援の課題や必要な取組については、「情報はあっても公開情報ではないため接触の機会をどのようにするかが第一関門。粘り強く、さりげないアプローチで対象の方に猜疑心を抱かせない様にするのが難しい」など、実態把握という課題のほか、多様な支援の選択肢を設けることの必要性などが提起されています。 ◇ 不登校児童・生徒への支援の課題や必要な取組については、「小学校・中学校・高校・地域ボランティア、行政の専門家の情報共有が重要」、「支援対象者を発見し、接触すること。行政からの情報提供があれば動き出せる」など、支援関係者の連携・情報共有の必要性などが提起されています。 ◇ こども・若者への支援を行うに当たり団体等が抱えている課題の上位3つは、「関係機関・団体等との連携を強化すること」、「支援対象者を発見し、接触すること」、「支援対象者と継続的な関係を構築すること」です。	➤ 困難な状態にあるこども・若者の実態把握と関係者による情報共有等 貧困家庭やひきこもり支援の対象者、不登校児童・生徒の実態把握と、関係機関・団体等（学校、ボランティア、行政等）による情報共有、支援の選択肢の拡充 〈主な事業〉 ・【新】こども家庭センター事業 (NO. 57) ・子ども・若者相談支援事業 (NO. 61) ・教育支援教室事業 (NO. 66) ・若者のひきこもり支援事業 (NO. 90)

◇ 調査に回答した 252 団体等のうち、約 50 団体等（20.6%）が、日ごろの活動でヤングケアラーを見聞きしたことがあると回答しています。
◇ 約 50 団体等が見聞きしたヤングケアラーの状況の上位3つは、「家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている」、「日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている」、「障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている」というものです。
◇ ヤングケアラーへの対応・支援として必要だと思うこと上位3つは、「大人がヤングケアラーについて知ること」、「ヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口があること」、「こども自身がヤングケアラーについて知ること」です。



➤ ヤングケアラーの問題への対応

こども本人や家族に自覚がない場合もあり、表面化しにくいヤングケアラーの問題や相談窓口について、広く市民への周知を図るほか、支援策の検討

〈主な事業〉

- ・【新】妊婦等包括相談支援事業（NO.47）
- ・【新】こども家庭センター事業（NO.57）
- ・子ども・若者相談支援事業（NO.61）
- ・必要な支援策を届ける広報の充実（NO.153）

◇ 調査に回答した 252 団体等のうち、約 30 団体等（12.7%）が、令和5年度中にひきこもり状態の方に関する相談を受けたと回答しています。
◇ ひきこもり状態の方への支援における課題等上位3つは、「支援対象者を相談につなげること」、「支援対象者を発見し、接触すること」、「支援対象者の家族へのアプローチが難しいこと」です。
◇ ひきこもり状態の方への支援の充実に向けて、必要と思われる取組上位3つは、「複合的な相談内容や課題に対応する相談窓口の設置」、「支援団体等や支援に係る人材育成、関係機関のネットワークづくり」、「家族への相談支援」です。



➤ ひきこもり支援の相談窓口の明確化等

相談窓口の明確化等、ひきこもりの状態にあたり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実

〈主な事業〉

- ・【新】こどもなんでも相談事業（NO.58）
- ・子ども・若者相談支援事業（NO.61）
- ・若者のひきこもり支援事業（NO.90）

7 こども・若者への意見聴取による主な意見・提案等

市内の未就学児、小学生、中学生・高校生、大学生世代、社会人を対象に、様々なテーマを設定し意見聴取した結果について、次のとおりライフステージごとに整理しました。

(1) こどもの誕生から幼児期までに関すること

※意見・提案は、極力編集せず掲載しています。

こどもや若者の主な意見・提案	対応する主な取組
◇ 運動やスポーツをもっとしたい（もっと運動会の練習をしたい、もっとうんどうを教えてほしい等）。【未就学児】 ◇ 料理やお菓子作りをしたい（アイスを作りたい、ケーキ作り、お菓子作り等）【未就学児】 ◇ 新しいおもちゃや遊具が欲しい（いろいろな種類のブロックで遊びたい、パズルをたくさんほしい等）【未就学児】 ◇ お友達や先生と一緒に遊びたい（先生といっぱいあそびたい、学童の小学生のお兄さんやお姉さんとも遊びたい等）【未就学児】 ◇ 外での遊びやイベントを増やしたい（広いお外で遊びたい、水族館とか色々な所に行きたい等）【未就学児】	【新】……令和7年度以降の新規事業 (No.○)…第4章の事業番号 ➤ 様々な遊びや体験機会の拡充 認定こども園や幼稚園、保育所等の教育・保育施設の活動や施設外の活動を通じて、遊びや体験の機会を増やすこと 〈主な事業〉 ・出張科学館（No.22） ・地域型保育事業の推進（No.115） ・民間保育所運営費等助成事業（No.120） ・幼稚園教材費補助（No.127）
◇ 子育ては大変そう。学校で方法を教えてくれないし、マニュアルがないから難しい。【中学生・高校生】 ◇ 様々な考えの人が増えたからこそ、産みたいのに産めない人に対して支援をするべきだと感じている。【大学生世代】 ◇ 今はこどもを産みたい人たちに対する「お金」と「気持ち」への支援が少ない。【大学生世代】 ◇ 養育費が高いために産むのをためらうと考えられるが、具体的にどれくらいかかるのか、どのような支援があるのか知らない。義務教育に取り入れる。調べる授業「探求」に取り入れる。早期知識の習得が大事。将来のパートナーと話やすくなる。授業ではなく、イベントとして知らせる（講話）のでも良い。【大学生世代】	➤ 次代の親づくり こどもを産むことに対する支援を充実すること こどもを産むことや育てることについて、早い時期に知識の普及を行うこと 〈主な事業〉 ・【新】妊婦等包括相談支援事業（No.47） ・母親・父親教室（No.96） ・妊婦のための支援給付（No.99） ・必要な支援策を届ける広報の充実（No.153）

◇ 母子手帳などに必要な情報を載せるなど、市役所から適切な情報発信。【大学生世代】
◇ 産後のサポートを充実させるべき。【大学生世代】



➤ 産後のサポート 親への産後のサポートや情報提供を充実すること
〈主な事業〉 ・【新】妊婦等包括相談支援事業 (NO. 47) ・産後ケア事業 (NO. 102) ・必要な支援策を届ける広報の充実 (NO. 153)

◇ 保育士の待遇を良くする。【中学生・高校生】
◇ 子育て中の保育士が短時間勤務しやすいようにする。【中学生・高校生】



➤ 保育環境の改善 保育人材への支援を行うこと 保育士の労働環境の改善を促進すること
〈主な事業〉 ・認定こども園の推進 (NO. 113) ・地域型保育事業の推進 (NO. 115) ・民間保育所運営費等助成事業 (No. 120)

(2) 学童期・思春期に関すること

※意見・提案は、極力編集せず掲載しています。

【新】……令和7年度以降の新規事業
(No.○)…第4章の事業番号

こどもや若者の主な意見・提案	対応する主な取組
◇ 学校（校庭）で、友達と遊具で遊びたい。校庭で、友達と遊びたい。【小学生】 ◇ 公園で、友達と木登りしたい。公園で、友達とかくれんぼしたい。公園で、友達と遊具で遊びたい。【小学生】 ◇ （大人に対して）もっと一緒に遊んでね。【小学生】 ◇ 外は暑くて遊べないので、室内で遊べるところがほしい。【中学生・高校生】 ◇ こども食堂があるが、1回参加しただけではこどもは心を開かない。こどもとかわり続けることが大事。【大学生世代】 ◇ こども食堂という言葉が貧困対策というイメージが強い。学校で1回全員を行かせてみるような機会を作ると参加する一歩目を踏み出しやすい。外で給食を食べるくらいの感覚でこども食堂に行ってもらえるような環境が良い。名前自体を変えて、地域の食材とかを食べてもらうイベントのようになると良い。【大学生世代】	➤ こどもの居場所づくりや多様な体験機会の創出 こどもの視点でやりたいことができる、遊びの場や居心地のよい居場所をつくること 大人が遊びや居場所にかかわること こどもが居場所に来やすくすること 学習体験や地域との交流の機会を通じた多様な体験機会の創出 〈主な事業〉 ・子ども体験活動事業（NO.9） ・子ども・若者の居場所づくり推進事業（NO.10） ・こども食堂への支援（NO.51）
◇ （周りで聞く悩みごとは）進路、恋愛（彼氏、彼女ほしい。アプローチ方法等）のこと。友だちを励ます方法を考えるのも大変。【中学生・高校生】 ◇ いじめがあった場合の相談先が不明。カウンセラ一等に自主的に行くのはハードル高い。年に一回全員カウンセリングを受けるなどがあると良い。【大学生世代】	➤ 相談支援の充実 学童期・思春期の悩みごとを話せる場づくり 〈主な事業〉 ・【新】こどもなんでも相談事業（NO.58） ・子ども・若者相談支援事業（NO.61）

◇ 不登校の人が増えた。市でメンタルケアに対する支援がもっとあると良い。スクールソーシャルワーカーとか配置やそれを利用しやすい環境づくり。子ども本人がワーカーに相談するのは難しい。学校が状況を把握しているので、市が学校に聞いて、親とワーカーと当事者を繋げるような体制があると良い。【大学生世代】



➤ **不登校対策**
不登校の子どもへの学校と専門職、市が連携したメンタルケアの充実

〈主な事業〉

- ・子ども・若者相談支援事業 (NO. 61)
- ・教育相談事業 (NO. 65)
- ・教育支援教室事業 (NO. 66)
- ・若者のひきこもり支援事業 (NO. 90)

◇ 学校で SNS の使い方やネットリテラシーについての授業が必要。親に監視されたり怒られたりするの余計反発するので自分で学ぶべき。【大学生世代】



➤ **ネットリテラシー向上**
ネットリテラシーを学べる場づくり

〈主な事業〉

- ・子ども・若者の非行・被害防止事業 (NO. 89)
- ・情報教育推進事業 (NO. 93)

◇ 学校は学校に対しての意見箱がある。市に対しての意見箱も学校に置いたら意見を集められるのでは。【中学生・高校生】

◇ 学校単位やクラス単位など、子どもだけで意見を出し合う場を作り、行政に持って行く。【社会人】



➤ **意見聴取の機会づくり**
学童期・思春期の子どもが市に対して意見を言う機会づくり

〈主な事業〉

- ・子ども・若者の意見聴取 (NO. 161)

(3) 青年期に関すること

※意見・提案は、極力編集せず掲載しています。

【新】……令和7年度以降の新規事業
(No.○)…第4章の事業番号

こどもや若者の主な意見・提案	対応する主な取組
◇ 就職活動は親との意見の相違、金銭面はお金の貸し借りや投資のトラブルがある（まだ適切な判断をできない）。【大学生世代】 ◇ ヤングケアラーの問題は身近。自分の時間も確保したいが、親や祖父母のこともないがしろにできない。【大学生世代】 ◇ 仕事のこと（パワハラ、カスハラ、業務内容、職場環境等）について相談できる場をつくる。労働基準監督署など相談機関の案内。転職支援。引越支援。【社会人】 ◇ 大学生に対するサービス、金銭面の提供。扶養の壁、一人暮らし、友だちとのコミュニケーション、娯楽、ゲーム、交通費等、スマホ代。PC やソフトなど。教育に求める費用も高い。【大学生世代】 ◇ 「結婚しなくてもいい」という考えが浸透してきている。晩婚化や少子高齢化につながっていると思う。【大学生世代】 ◇ （周りで聞く悩みごとは）結婚のこと（出会いがない）。【社会人】	➤ 若者に対する支援の実施 青年期の悩みごとを話せる場づくりや、悩みごとの解決につながる事業や支援を行うこと 〈主な事業〉 ・【新】こどもなんでも相談事業 (NO. 58) ・子ども・若者相談支援事業 (NO. 61) ・消費者保護事業 (NO. 87) ・若者の結婚支援事業 (NO. 142)
◇ 市の人に直接話を聞いてもらう場をもっと設けてもらいたい。自由に話をしてよくて、聞いてもらえる機会は無かったため、もっと増やした方がよい。ただ、参加者を募っても集まりにくいので、何かの機会と一緒にするのがよい。【大学生世代】 ◇ 意見箱（オンラインでも）など、こどもや若者が気軽に行政に意見を言える場所を設ける。【大学生世代】	➤ 意見聴取の機会づくり 青年期の若者が市に対して意見を言う機会づくり 〈主な事業〉 ・こども・若者の意見聴取 (NO. 161)

第3章 基本理念と施策の体系

1 基本理念

国の「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

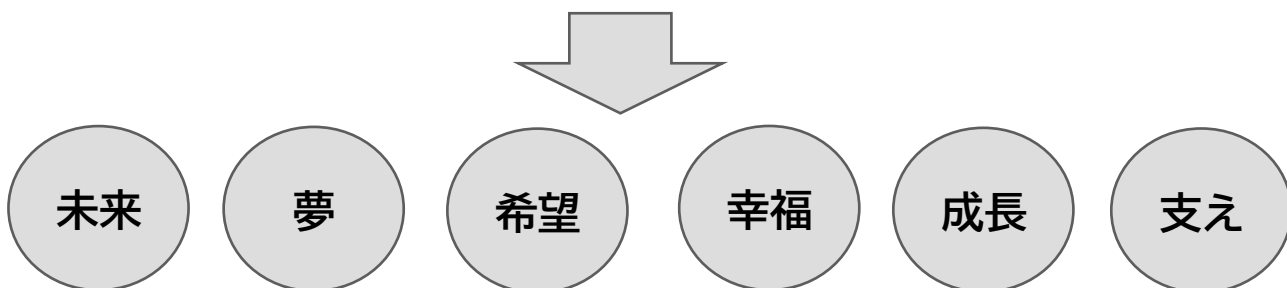
国のこども施策に関する大綱	目指す社会
こども大綱	「こどもまんなか社会」 ～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

本市の現個別計画の基本理念や目指す姿は、次のとおりです。

市の現個別計画	基本理念等
第2期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画	子ども一人一人の健やかな成長と子育てをみんなで支えるまち いせはら
伊勢原市こども・若者育成支援指針	子ども・若者が夢に向かって自立しながら成長するまち いせはら
伊勢原市こどもの貧困対策に関する取組方針	子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、夢と希望を持って成長していくことができる社会を、地域や社会全体で実現するまち、いせはら。

市の最上位計画である「伊勢原市第6次総合計画」（令和5年3月）では、基本政策の1つとして「子どもを産み育てやすく 豊かな学びで未来を拓くまちづくり」を掲げています。

市の上位計画	基本政策
伊勢原市第6次総合計画	子どもを産み育てやすく 豊かな学びで未来を拓くまちづくり



これらのことを踏まえつつ、新しい基本理念を次のとおり設定します。

【基本理念】

こどもの育ちをみんなで支え こども・若者の未来をひらく
“こどもまんなか” のまち いせはら

2 5つの基本方針

(1) 一人一人の意見や個性、多様性が尊重され、自己肯定感を持つことができる環境づくり

こども・若者が権利の主体であるという認識を全ての市民が共有し、こども・若者一人一人の意見や個性、多様性が尊重され、自己肯定感を持つことができることで、その最善の利益と将来にわたる幸福な生活が実現される環境づくりを進めます。

(2) 健やかに成長でき、自分の可能性を広げることができる環境づくり

こども・若者が自立した個人として、健やかに成長でき、様々な遊びや学び、体験、チャレンジ等を通じて、夢や希望を持って自分の可能性を広げることができる環境づくりを進めます。

(3) 全てのこども・若者の安全と安心が保障される環境づくり

虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることがないように、こども・若者の安全と安心が保障される環境づくりを進めます。

(4) 親としての成長や生きがいを支える環境づくり

保護者自身が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような環境づくりを進めます。

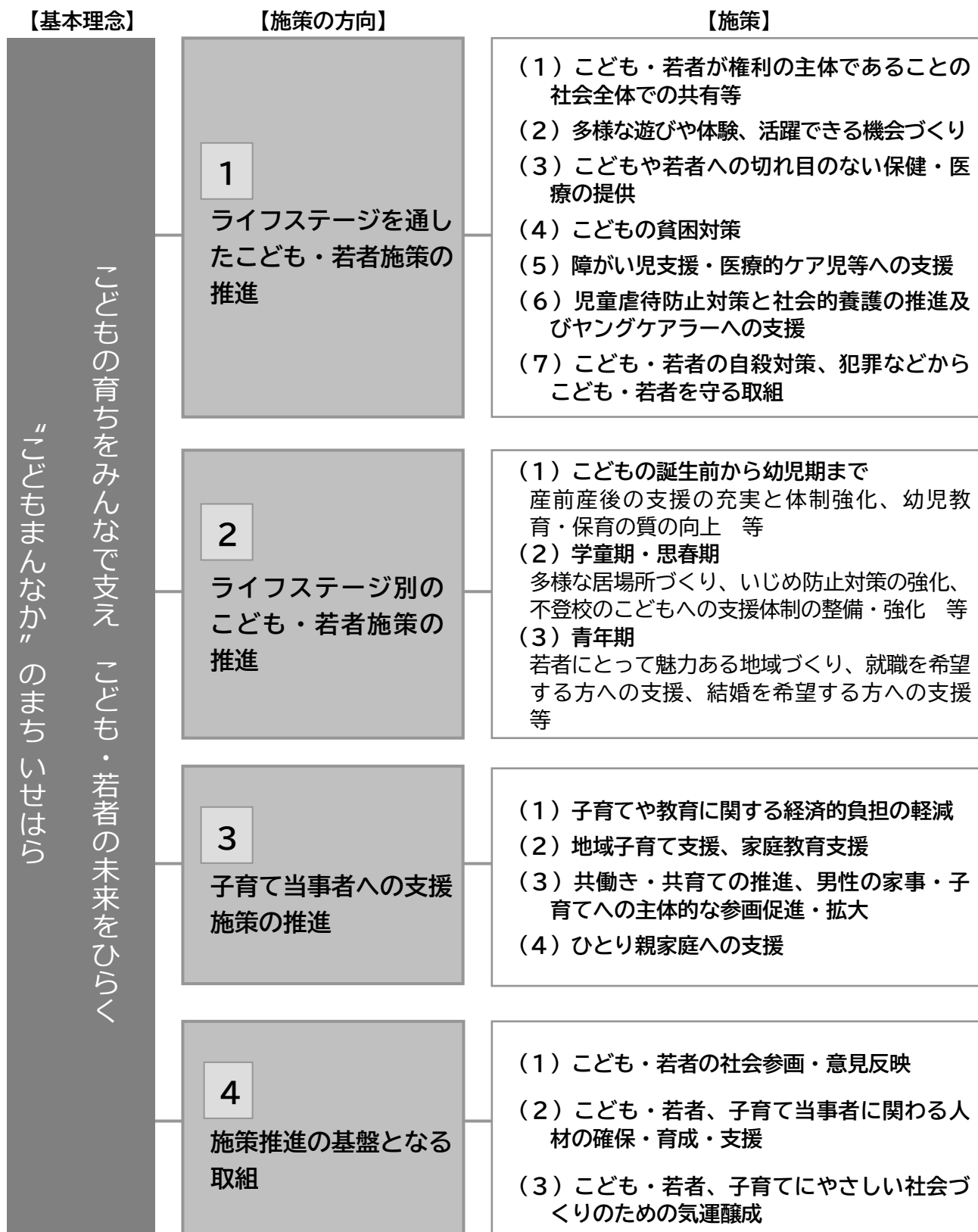
(5) 地域社会全体でこども・若者の自立と成長、子育てを支える環境づくり

全てのこども・若者と家庭への支援を実現するため、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、こども・若者支援、子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たしていくための環境づくりを進めます。



3 施策の体系（施策の方向）

この計画は、国のこども大綱及び「こどもまんなか実行計画 2024」、県のこども計画を勘案しつつ、市民のライフステージを通して切れ目のないこども・若者、子育て支援を進める視点で、以下の体系に沿った施策の総合的な展開を図ります。



第4章 基本理念の実現に向けた具体的な 取組

●事業体系

本市の事業を、施策の方向と施策ごとに整理しました。

＜施策の方向1＞ ライフステージを通したこども・若者施策の推進

【施策の方向1－(1)】こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等			
No	事業名	担当課	掲載ページ
1	こども・若者の権利に関する普及啓発	人権・広聴相談課	45
2	こどもの人権相談窓口の周知	人権・広聴相談課	45
3	児童虐待防止等事業	子ども家庭相談課	46

【施策の方向1－(2)】多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり			
No	事業名	担当課	掲載ページ
4	福祉教育推進事業	福祉総務課	47
5	ミニデイ(サロン)活動における世代間交流の推進	介護高齢課	47
6	子どものスポーツ活動の推進	スポーツ課	47
7	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	子ども育成課	48
8	外国につながるこども及び保護者支援	子ども育成課 市民協働課	48
9	子ども体験活動事業	青少年課	48
10	子ども・若者の居場所づくり推進事業	青少年課	49
11	市民参加の公園づくり	みどり公園課	49
12	移動教室推進事業	教育指導課	49
13	創意ある学校づくり推進事業	教育指導課	49
14	特色ある教育推進事業	教育指導課	50
15	外国語教育推進事業	教育指導課	50
16	日本語指導等協力者派遣事業	教育指導課	50
17	文化教育推進事業	教育指導課 教育センター	51
18	青少年健全育成のための公民館事業	社会教育課	51
19	伊勢原市子ども読書活動推進事業	図書館・子ども科学館 教育指導課 子育て支援課	51
20	サイエンスクラブ	図書館・子ども科学館	52
21	科学工作・実験教室	図書館・子ども科学館	52
22	出張科学館	図書館・子ども科学館	52

【施策の方向 1 - (3)】こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

No	事業名	担当課	掲載ページ
23	各種予防接種	健康づくり課	53
24	健康カレンダーの配布	健康づくり課	53
25	二次救急小児科医療体制の整備	健康づくり課	53
26	院内保育の助成	健康づくり課	54
27	高校生のための食育推進事業	健康づくり課	54
28	食育料理コンテスト	健康づくり課	54
29	母子・父子健康手帳の交付	子育て支援課	54
30	乳幼児健康相談（すくすく健康相談）【産前・産後サポート事業】	子育て支援課	54
31	7 か月児健康相談	子育て支援課	55
32	妊産婦健康診査	子育て支援課	55
33	乳幼児健康診査	子育て支援課	55
34	経過検診（とことこ健康相談・のびのび育児相談）	子育て支援課	55
35	5 歳児すこやか健康相談	子育て支援課	55
36	思春期栄養改善事業	学校教育課	56
37	中学校給食事業	学校教育課	56

【施策の方向 1 - (4)】こどもの貧困対策

No	事業名	担当課	掲載ページ
38	再就職への支援	商工観光課	57
39	子ども学習習慣づくり支援事業	生活福祉課	58
40	母子父子福祉相談	子育て支援課	58
41	こども医療費助成事業	子育て支援課	58
42	児童扶養手当支給事業	子育て支援課	58
43	ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て支援課	59
44	ひとり親家庭等入学支度金支給事業	子育て支援課	59
45	母子父子寡婦福祉資金の貸付制度	子育て支援課	59
46	母子家庭等自立支援給付金事業	子育て支援課	59
47	妊婦等包括相談支援事業【新規】	子育て支援課	60
48	ひとり親福祉協会への支援	子育て支援課	60
49	ハローワークとの連携による「ひとり親家庭等の親」に向けた就労支援	子育て支援課	60
50	JR 通勤定期乗車券の購入割引	子育て支援課	60
51	こども食堂への支援	子育て支援課	60
52	高等学校等進学支援事業【新規】	子育て支援課	61
53	幼児教育・保育の無償化	子ども育成課	61
54	多子世帯保育料・利用者負担額の軽減	子ども育成課	61
55	実費徴収に伴う補足給付事業	子ども育成課	61
再掲	児童虐待防止等事業	子ども家庭相談課	61
56	養育支援訪問事業	子ども家庭相談課	62
57	こども家庭センター事業【新規】	子ども家庭相談課	62

58	こどもなんでも相談事業【新規】	子ども家庭相談課	62
59	子育て世帯訪問支援事業【新規】	子ども家庭相談課	62
60	児童育成支援拠点事業【新規】	子ども家庭相談課	63
再掲	子ども体験活動事業	青少年課	63
61	子ども・若者相談支援事業	青少年課	63
62	公共施設等を活用した学習スペース（フリースペース）の提供【新規】	青少年課	63
63	要保護及び準要保護児童生徒就学援助	学校教育課	63
64	特別支援学級児童生徒就学支援	学校教育課	64
65	教育相談事業	教育センター	64
66	教育支援教室事業	教育センター	64

【施策の方向 1 - (5)】障がい児支援・医療的ケア児等への支援

No	事業名	担当課	掲載ページ
67	日中一時支援事業	障がい福祉課	65
68	障害児相談支援	障がい福祉課	65
69	はぐみサポートファイルの配付	障がい福祉課	65
70	障害児通所支援	障がい福祉課	66
71	レスパイトサービス	障がい福祉課	66
72	発達障がい児者及び家庭等支援事業	障がい福祉課	66
73	医療的ケア児等コーディネーターの配置	障がい福祉課	66
74	児童発達支援センターの管理運営	障がい福祉課	67
75	教育・保育施設での障がい児受入れ	子ども育成課	67
76	保育所発達サポート事業	子ども育成課	67
77	医療的ケア児の受入体制整備	子ども育成課	67
78	児童コミュニティクラブでの障がい児受入れ	子ども育成課	68
79	発達（療育）相談	子ども家庭相談課	68
80	就学相談	教育センター	68
81	特別支援教育推進事業	教育センター	68
82	特別支援教育環境整備事業	教育センター	69
83	通級指導教室推進事業	教育センター	69

【施策の方向 1 - (6)】児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

No	事業名	担当課	掲載ページ
84	母子生活支援施設への保護	子育て支援課	70
再掲	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	子ども育成課	70
再掲	養育支援訪問事業	子ども家庭相談課	70
再掲	児童虐待防止等事業	子ども家庭相談課	70
再掲	こども家庭センター事業【新規】	子ども家庭相談課	70
再掲	こどもなんでも相談事業【新規】	子ども家庭相談課	70
再掲	子育て世帯訪問支援事業【新規】	子ども家庭相談課	70
再掲	児童育成支援拠点事業【新規】	子ども家庭相談課	70

85	子育て短期支援事業【新規】	子ども家庭相談課	71
----	---------------	----------	----

【施策の方向1-(7)】子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組			
No	事業名	担当課	掲載ページ
86	交通安全教育の推進	市民協働課	72
87	消費者保護事業	人権・広聴相談課	72
88	社会を明るくする運動	福祉総務課	73
再掲	子ども・若者相談支援事業	青少年課	73
89	子ども・若者の非行・被害防止事業	青少年課	73
90	若者のひきこもり支援事業	青少年課	73
91	通学路の安全対策	学校教育課	74
92	道徳教育・人権教育の推進	教育指導課	74
93	情報教育推進事業	教育指導課	74
再掲	教育相談事業	教育センター	74

<施策の方向2> ライフステージ別の子ども・若者施策の推進

【施策の方向2-(1)】子どもの誕生前から幼児期まで (産前産後の支援の充実と体制強化、幼児教育・保育の質の向上 等)			
No	事業名	担当課	掲載ページ
再掲	子ども家庭センター事業【新規】	子ども家庭相談課	75
94	不妊症・不育症治療費助成事業	子育て支援課	75
再掲	母子・父子健康手帳の交付	子育て支援課	75
95	マタニティクッキング	子育て支援課	75
96	母親・父親教室	子育て支援課	76
97	祖父母教室	子育て支援課	76
再掲	妊産婦健康診査	子育て支援課	76
98	妊婦歯科検診	子育て支援課	76
99	妊婦のための支援給付	子育て支援課	76
再掲	妊婦等包括相談支援事業【新規】	子育て支援課	76
再掲	乳幼児健康相談(すくすく健康相談)【産前・産後サポート事業】	子育て支援課	76
100	多胎相談支援事業	子育て支援課	77
101	訪問指導(妊産婦、未熟児、乳幼児)	子育て支援課	77
102	産後ケア事業	子育て支援課	77
103	妊産婦健康診査費用助成事業	子育て支援課	77
104	新生児聴覚検査費用助成事業	子育て支援課	78
105	乳児家庭全戸訪問事業	子育て支援課	78
再掲	母子父子福祉相談	子育て支援課	78
106	離乳食教室	子育て支援課	78
再掲	7か月児健康相談	子育て支援課	78

107	育児教室（わんわん、ダンボ）・親子教室（あいあいランド）	子育て支援課	78
108	乳幼児健康教育	子育て支援課	79
109	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	79
再掲	乳幼児健康診査	子育て支援課	79
再掲	経過検診（とことこ健康相談・のびのび育児相談）	子育て支援課	79
110	乳幼児健康診査時集団・個別指導	子育て支援課	79
再掲	5歳児すこやか健康相談	子育て支援課	79
再掲	発達（療育）相談	子ども家庭相談課	79
111	親子関係形成支援事業【新規】	子ども家庭相談課	80
再掲	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	子ども育成課	80
112	通常保育事業	子ども育成課	80
113	認定こども園の推進	子ども育成課	80
114	幼児教育・保育施設等整備費補助	子ども育成課	80
115	地域型保育事業の推進	子ども育成課	80
116	産休明け保育事業	子ども育成課	81
117	延長保育事業	子ども育成課	81
118	休日保育事業	子ども育成課	81
119	低年齢児保育推進助成事業	子ども育成課	81
120	民間保育所運営費等助成事業	子ども育成課	81
121	民間保育所建設費借入償還金助成事業	子ども育成課	82
122	認可外保育施設補助事業	子ども育成課	82
123	小規模保育施設指導監査	子ども育成課	82
124	幼児教育アドバイザーの配置	子ども育成課	82
125	病児・病後児保育事業	子ども育成課	82
126	地域の育児支援事業	子ども育成課	83
127	幼稚園教材費補助	子ども育成課	83
再掲	教育・保育施設での障がい児受入れ	子ども育成課	83
再掲	保育所発達サポート事業	子ども育成課	83
再掲	医療的ケア児の受入体制整備	子ども育成課	83
再掲	外国につながるこども及び保護者支援	子ども育成課 市民協働課	83
再掲	院内保育の助成	健康づくり課	83
128	幼児家庭教育学級等	社会教育課	84
129	幼稚園・保育所と小学校の連携推進	教育指導課	84

【施策の方向2-(2)】学童期・思春期

（多様な居場所づくり、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化 等）

No	事業名	担当課	掲載ページ
再掲	こども家庭センター事業【新規】	子ども家庭相談課	85
再掲	こどもなんでも相談事業【新規】	子ども家庭相談課	85
130	放課後児童健全育成事業	子ども育成課	85
再掲	病児・病後児保育事業	子ども育成課	85

再掲	児童コミュニティクラブでの障がい児受入れ	子ども育成課	85
再掲	子ども体験活動事業	青少年課	86
再掲	移動教室推進事業	教育指導課	86
131	小学校教科担当制等推進事業	教育指導課	86
再掲	特色ある教育推進事業	教育指導課	86
再掲	子ども学習習慣づくり支援事業	生活福祉課	86
132	小中学校校舎等改修事業	教育総務課	86
再掲	通学路の安全対策	学校教育課	86
133	学習活動支援事業	教育指導課	86
再掲	創意ある学校づくり推進事業	教育指導課	86
再掲	文化教育推進事業	教育指導課 教育センター	87
再掲	教育支援教室事業	教育センター	87
再掲	教育相談事業	教育センター	87
再掲	就学相談	教育センター	87
再掲	特別支援教育推進事業	教育センター	87
再掲	特別支援教育環境整備事業	教育センター	87
134	地域学校協働活動推進事業	社会教育課	87
再掲	食育料理コンテスト	健康づくり課	87
再掲	こども食堂への支援	子育て支援課	87
再掲	児童育成支援拠点事業【新規】	子ども家庭相談課	87
再掲	子ども・若者の居場所づくり推進事業	青少年課	87
再掲	子ども・若者相談支援事業	青少年課	87
再掲	子ども・若者の非行・被害防止事業	青少年課	87
再掲	若者のひきこもり支援事業	青少年課	87
再掲	情報教育推進事業	教育指導課	87
135	地域教育機関等連絡協議会の開催	教育センター	87
再掲	思春期栄養改善事業	学校教育課	88
再掲	中学校給食事業	学校教育課	88
136	部活動推進事業	教育指導課	88
137	家庭教育講演会	社会教育課	88
再掲	高校生のための食育推進事業	健康づくり課	88
138	子ども・若者健全育成支援事業	青少年課	88

【施策の方向２－（３）】青年期

（若者にとって魅力ある地域づくり、就職を希望する方への支援、結婚を希望する方への支援 等）

No	事業名	担当課	掲載ページ
再掲	子ども・若者相談支援事業	青少年課	89
再掲	若者のひきこもり支援事業	青少年課	89
139	若者の就労支援事業	青少年課	89
再掲	公共施設等を活用した学習スペース（フリースペース）の提供【新規】	青少年課	89
140	はたちのつどいの開催	青少年課	89

141	就業体験学生(インターンシップ)実習事業	職員課	89
142	若者の結婚支援事業	青少年課	90
再掲	再就職への支援	商工観光課	90

<施策の方向3> 子育て当事者への支援施策の推進

【施策の方向3-(1)】子育てや教育に関する経済的負担の軽減			
No	事業名	担当課	掲載ページ
再掲	妊婦のための支援給付	子育て支援課	91
再掲	不妊症・不育症治療費助成事業	子育て支援課	91
143	出産育児一時金の支給	保険年金課	91
再掲	妊産婦健康診査費用助成事業	子育て支援課	91
再掲	新生児聴覚検査費用助成事業	子育て支援課	91
144	養育医療費助成事業	子育て支援課	91
145	児童手当支給事業	子育て支援課	91
146	乳幼児家庭に対するおむつ支給【新規】	子育て支援課	92
再掲	こども医療費助成事業	子育て支援課	92
再掲	児童扶養手当支給事業	子育て支援課	92
再掲	ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て支援課	92
再掲	母子父子寡婦福祉資金の貸付制度	子育て支援課	92
再掲	母子家庭等自立支援給付金事業	子育て支援課	92
147	障害児福祉手当支給	障がい福祉課	92
148	特別児童扶養手当支給	障がい福祉課	92
149	重度障害者医療費助成	障がい福祉課	92
150	自立支援医療（育成医療）費給付	障がい福祉課	93
再掲	幼児教育・保育の無償化	子ども育成課	93
再掲	多子世帯保育料・利用者負担額の軽減	子ども育成課	93
再掲	実費徴収に伴う補足給付事業	子ども育成課	93
再掲	幼稚園教材費補助	子ども育成課	93
151	特別支援学校在学者福祉手当支給	障がい福祉課	93
再掲	子ども学習習慣づくり支援事業	生活福祉課	93
再掲	ひとり親家庭等入学支度金支給事業	子育て支援課	93
再掲	要保護及び準要保護児童生徒就学援助	学校教育課	93
再掲	特別支援学級児童生徒就学支援	学校教育課	93
再掲	部活動推進事業	教育指導課	93
再掲	高等学校等進学支援事業【新規】	子育て支援課	93

【施策の方向3-(2)】地域子育て支援、家庭教育支援			
No	事業名	担当課	掲載ページ
再掲	こども家庭センター事業【新規】	子ども家庭相談課	94

再掲	マタニティクッキング	子育て支援課	94
再掲	母親・父親教室	子育て支援課	94
再掲	祖父母教室	子育て支援課	94
再掲	多胎相談支援事業	子育て支援課	94
再掲	訪問指導（妊産婦、未熟児、乳幼児）	子育て支援課	94
152	市内企業等の「かながわ子育て応援団」認証取得の促進	子育て支援課	94
153	必要な支援策を届ける広報の充実	子育て支援課	94
再掲	乳児家庭全戸訪問事業	子育て支援課	95
再掲	乳幼児健康診査時集団・個別指導	子育て支援課	95
再掲	離乳食教室	子育て支援課	95
再掲	育児教室（わんわん、ダンボ）・親子教室（あいあいランド）	子育て支援課	95
再掲	乳幼児健康教育	子育て支援課	95
再掲	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	95
154	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	95
155	子育てサポーター養成事業	子育て支援課	95
再掲	養育支援訪問事業	子ども家庭相談課	95
再掲	子育て世帯訪問支援事業【新規】	子ども家庭相談課	95
再掲	子育て短期支援事業【新規】	子ども家庭相談課	95
再掲	親子関係形成支援事業【新規】	子ども家庭相談課	96
再掲	発達障がい児者及び家庭等支援事業	障がい福祉課	96
156	利用者支援事業（基本型）	子ども育成課	96
157	一時預かり事業	子ども育成課	96
再掲	地域の育児支援事業	子ども育成課	96
再掲	幼稚園教材費補助	子ども育成課	96
再掲	幼児家庭教育学級等	社会教育課	96
再掲	こども食堂への支援	子育て支援課	96
再掲	児童育成支援拠点事業【新規】	子ども家庭相談課	96
再掲	小学校教科担当制等推進事業	教育指導課	96
再掲	家庭教育講演会	社会教育課	96

【施策の方向３－（３）】共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

No	事業名	担当課	掲載ページ
再掲	母子・父子健康手帳の交付	子育て支援課	97
再掲	母親・父親教室	子育て支援課	97
158	男女共同参画事業の推進	人権・広聴相談課	97
再掲	市内企業等の「かながわ子育て応援団」認証取得の促進	子育て支援課	97

【施策の方向３－（４）】ひとり親家庭への支援

No	事業名	担当課	掲載ページ
再掲	母子父子福祉相談	子育て支援課	98
159	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子育て支援課	98

再掲	児童扶養手当支給事業	子育て支援課	98
再掲	ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て支援課	98
再掲	母子生活支援施設への保護	子育て支援課	98
再掲	母子家庭等自立支援給付金事業	子育て支援課	98
再掲	ひとり親福祉協会への支援	子育て支援課	98
再掲	ハローワークとの連携による「ひとり親家庭等の親」に向けた就労支援	子育て支援課	98
再掲	JR 通勤定期乗車券の購入割引	子育て支援課	98
再掲	母子父子寡婦福祉資金の貸付制度	子育て支援課	98
再掲	ひとり親家庭等入学支度金支給事業	子育て支援課	98

<施策の方向 4> 施策推進の基盤となる取組

【施策の方向 4 - (1)】こども・若者の社会参画・意見反映			
No	事業名	担当課	掲載ページ
160	地元大学と連携した市の取組への学生の参画	経営企画課	99
再掲	就業体験学生(インターンシップ)実習事業	職員課	99
161	こども・若者の意見聴取	子育て支援課	99
再掲	子ども・若者健全育成支援事業	青少年課	99
再掲	子ども・若者相談支援事業	青少年課	99
再掲	はたちのつどいの開催	青少年課	99

【施策の方向 4 - (2)】こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援			
No	事業名	担当課	掲載ページ
再掲	子ども・若者健全育成支援事業	青少年課	100
162	教育研究、研修の充実	教育指導課	100
再掲	学習活動支援事業	教育指導課	100
再掲	情報教育推進事業	教育指導課	100
再掲	小学校教科担当制等推進事業	教育指導課	100
再掲	地域教育機関等連絡協議会の開催	教育センター	100

【施策の方向 4 - (3)】こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための気運醸成			
No	事業名	担当課	掲載ページ
再掲	市内企業等の「かながわ子育て応援団」認証取得の促進	子育て支援課	101
再掲	必要な支援策を届ける広報の充実	子育て支援課	101
163	子ども・若者育成支援推進強調月間	青少年課	101

1 ライフステージを通したこども・若者施策の推進

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

本市では、こども基本法の基本理念や子どもの権利条約の4つの原則（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）の遵守及び推進を目的として、こどもの人権 110 番やLINE じんけん相談等、こども・若者の人権擁護に関する情報提供を行っています。

また、要保護児童対策地域協議会などを軸に関係機関と連携し、こどもの適切な保護・支援及びこどもの権利侵害を予防するための情報共有、問題の早期発見（初期対応）に向けた普及啓発等を行っています。

今後も、こども基本法等の趣旨や内容について理解を深めるための施策を継続し、こども・若者が権利の主体であることが広く認知・保証される社会の実現に取り組みます。

NO.1	こども・若者の権利に関する普及啓発（人権・広聴相談課）		
事業目的	こども・若者の権利に関する普及啓発を行います。		
事業内容	「こども基本法」や「子どもの権利条約」に関する普及啓発を行います。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	普及啓発の実施（市ホームページに関連記事を掲載）	普及啓発の実施（市ホームページに関連記事を掲載）	普及啓発の実施（市ホームページに関連記事を掲載）

NO.2	こどもの人権相談窓口の周知（人権・広聴相談課）		
事業目的	こどもの人権を守るための相談窓口の周知を行います。		
事業内容	「こどもの人権 110 番」や「LINE じんけん相談」、「こどもの人権 SOS ミニレター」を周知します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	事業の周知（広報いせはらと市ホームページに関連記事を掲載、いせはらくらし安心メールと市公式 LINE アカウントで周知）	事業の周知（広報いせはらと市ホームページに関連記事を掲載、いせはらくらし安心メールと市公式 LINE アカウントで周知）	事業の周知（広報いせはらと市ホームページに関連記事を掲載、いせはらくらし安心メールと市公式 LINE アカウントで周知）
	事業の周知（市内の小中学校への事業の協力依頼）	事業の周知（市内の小中学校への事業の協力依頼）	事業の周知（市内の小中学校への事業の協力依頼）

NO.3	児童虐待防止等事業 (子ども家庭相談課)		
事業目的	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦などの適切な保護や支援を通じて、児童虐待の予防及び早期発見・対応に努めます。		
事業内容	要保護児童対策地域協議会の連携の強化、児童虐待の予防及び早期発見(初期対応)、適切な支援に関する取組を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	児童虐待相談の対応	6,782 件 (実人数 628 人)	6,500 件 (実人数 600 人)
	要保護児童対策地域協議会の実施	代表者会議 1 回 実務者会議 2 回 全ケース把握会議 12 回	代表者会議 1 回 実務者会議 2 回 全ケース把握会議 12 回
	普及啓発の実施	<研修・講演会> 実施回数 93 回 参加者数 2,360 人 <啓発物品の配布> トイレトパー設置 500 個 啓発コーナー設置 1,000 個	<研修・講演会> 実施回数 65 回 参加者数 450 人 <啓発物品の配布> 啓発コーナー設置 1,000 個

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

本市では、放課後子ども教室や少年地域体験学習事業をはじめ、図書館・科学館での子ども読書活動やサイエンスクラブ、スポーツ少年団活動を通じた仲間づくり・体力づくり・ジュニアリーダーの育成等、こどもが多様な体験・経験をし、活躍できる機会の提供に取り組んでいます。

今後も、地域や学校、保育所、認定こども園、幼稚園、民間団体、民間企業等が連携・協働し、こども・若者の年齢や発達の程度に応じた自然体験、職業体験、文化芸術体験等、多様な体験・経験の機会を提供できるよう努めます。

また、こども・若者一人一人が個性や長所を伸ばし、未来を切りひらき活躍していけるよう、伝統や異文化、多様な価値観への理解を促進し、チャレンジ精神やコミュニケーション能力を養う取組を推進します。

NO.4	福祉教育推進事業 (福祉総務課)		
事業目的	福祉作文の募集を通じて、福祉に関する意識を高めるとともに、思いやりの心を育てます。		
事業内容	こどもたちの福祉に関する意識を高め、思いやりの心を育むため、市内各小中学校へ福祉作文の募集を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	福祉作文の募集	733 点	福祉作文の募集継続

NO.5	ミニデイ(サロン)活動における世代間交流の推進 (介護高齢課)		
事業目的	地域の高齢者の介護予防事業として実施しているミニデイ（サロン）活動（民生委員等地域ボランティアにより運営）における、高齢者とこどもたちとの地域交流の取組を支援します。		
事業内容	ミニデイ（サロン）に小学生等を招いたり、小学校に出向いたりして高齢者との交流を行います。こどもたちと高齢者が一緒になって、夏祭り、クリスマス会、卒業生を祝う会、昔遊びなどの行事を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	世代間交流を行っている、ミニデイ（サロン）のか所数	1 か所	4 か所

NO.6	子どものスポーツ活動の推進 (スポーツ課)		
事業目的	スポーツを通して、こどもの心身の発達を支援することにより、心と体の健全な育成を図ります。		
事業内容	スポーツ少年団の活動として体力づくりや仲間づくり、スポーツ少年団のジュニアリーダーの育成を実施します。また、スポーツ推進委員協議会の活動として特別支援学級在籍の児童生徒が運動やレクリエーションを体験する機会を提供します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	すこやか少年少女スポーツフェスティバルの参加者数	1,309 人	1,500 人
	スポーツ少年団のジュニアリーダー研修会の参加者数	30 人	35 人
	特別支援学級レクリエーション教室の参加者数	15 人	30 人

NO.7	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】（子ども育成課）		
事業目的	全てのこどもに家庭とは異なる環境や家族以外と関わる機会を提供し、成長を促すとともに、保護者の育児負担や孤立感・不安感の軽減につなげます。		
事業内容	保護者の就労等の有無に関わらず、月一定時間までの利用可能枠の中で、市内の教育・保育施設等を利用できる制度を創設します。 対象：0歳6か月～2歳の未就園児（仮） 料金：1時間当たり300円程度（仮）		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	制度の創設・事業の実施	制度の情報収集	事業の実施

NO.8	外国につながるこども及び保護者支援（子ども育成課） （市民協働課）		
事業目的	外国につながるこどもが、地域社会において自立した市民として成長するための基盤づくりを促進するため、教育・保育施設の円滑な利用等に向けた支援をします。		
事業内容	外国につながるこどもが教育・保育を受けやすい環境を整備します。 外国につながるこどもを含めた外国籍市民等が安心して暮らせるよう、日常生活における様々な相談を受け付ける一元的相談窓口を整備します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	教育・保育を受けやすい環境の整備	関連する研修等の周知	関連する研修等の周知
	一元的な外国籍市民等相談窓口設置・運営	未設置	設置・運営

NO.9	子ども体験活動事業（青少年課）		
事業目的	多様な学習体験や地域との交流の機会を通じて、こども・若者の自立を支援します。		
事業内容	放課後子ども教室や少年地域体験学習事業、国内姉妹都市少年交流事業等を通じて、こどもが様々な体験・経験をするための機会を提供します。 特に、放課後子ども教室の実施に当たっては、放課後児童対策パッケージに基づき、児童コミュニティクラブとの連携、一体的な取組を進めるため、児童コミュニティクラブ支援員等と放課後子ども教室のコーディネーターの連携を強化し、実施日の調整、共通プログラムの企画等を行います。また、地域学校協働活動事業の一事業として、放課後のこどもたちの安全・安心な居場所づくりのために、地域学校協働活動推進員並びに教育委員会や小学校と連携・協力して、総合的な放課後対策を推進します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	多様な体験学習へ参加したこどもの延べ人数	6,928人	12,200人
	姉妹都市との交流団体に対する助成の実施	3団体	3団体
	放課後子ども教室の実施か所数	9か所	10か所

NO.10	子ども・若者の居場所づくり推進事業 (青少年課)		
事業目的	こども・若者の居場所づくり活動を支援し、健やかな育成を図ります。		
事業内容	公共施設等総合管理計画及び公共施設再配置プランに沿った施設の見直しに適切に対応しながら、「こども大綱」に基づく、こども・若者の健全育成や活動の拠点となる地域における居場所づくりを推進します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	こども・若者の育成や活動の拠点となる、地域における居場所づくり	児童館 青少年広場	地域集会施設等 青少年広場

NO.11	市民参加の公園づくり (みどり公園課)		
事業目的	こどもが安全で安心して公園で遊べるように施設改修や公園管理を推進します。		
事業内容	市民ニーズに対応した公園づくりを進めるため、地元住民と公園の在り方の検討を行い、公園施設（遊具等）の更新を行うとともに、公園愛護会により、市民参加型の公園管理を推進します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	公園愛護会の増加	76 団体	90 団体

NO.12	移動教室推進事業 (教育指導課)		
事業目的	学習指導要領に基づく、地域の科学館や図書館を活用した学習を展開することで学校教育を充実します。		
事業内容	図書館・子ども科学館における移動教室を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	子ども科学館・図書館における移動教室の実施（小学校4年生、6年生）	子ども科学館・図書館における移動教室の実施（小学校4年生、6年生）	子ども科学館・図書館における移動教室の実施（小学校4年生、6年生）

NO.13	創意ある学校づくり推進事業 (教育指導課)		
事業目的	児童生徒の「生きる力」を育むため、家庭や地域と連携を図りながら、創意ある教育活動を推進します。		
事業内容	各学校で、「地域とともにある学校」、「総合的な学習の時間」等、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、学校・家庭・地域社会が連携協力（「学校運営協議会」の運営）して、地域を挙げてこどもを育む教育を充実します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	教育活動に参加した地域指導協力者数	年間 2,947 人	年間約 4,000 人
	「学校運営協議会」を各校で開催	全小中学校で年 2 ～ 3 回実施	全小中学校で年 2 ～ 3 回実施

NO.14	特色ある教育推進事業 (教育指導課)		
事業目的	大山小学校において豊かな自然や伝統文化、少人数の環境等を生かした特色ある教育活動を推進します。		
事業内容	地域の自然や伝統文化、少人数の環境を生かした体験的な活動の充実を図り、特色ある豊かな教育活動を行います。また、小規模特認校制度を活用し学区外からの児童の受入れを行うことで、学校規模の適正化や教育活動のさらなる活性化を図ります。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	地域の自然や伝統文化を生かした活動の充実	植樹活動や創作狂言、絵とろうろの制作等	植樹活動や創作狂言、絵とろうろの制作等

NO.15	外国語教育推進事業 (教育指導課)		
事業目的	小中学校における外国語教育を推進するとともに、国際理解教育を充実します。		
事業内容	各小中学校へA L T (外国語指導助手) を配置します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	A L T 配置時数 (1 クラス)	A L T 配置時数 (1 クラス) 小学校高学年 35 時間 小学校中学年 20 時間 中学校 17 時間	A L T 配置時数 (1 クラス) 小学校高学年 35 時間 小学校中学年 20 時間 中学校 17 時間

NO.16	日本語指導等協力者派遣事業 (教育指導課)		
事業目的	小中学校在籍の外国籍・海外帰国等児童生徒の日本語習得の支援や学校生活への円滑な適応を支援します。		
事業内容	日本語指導を必要とする児童生徒の実態に応じて、小中学校からの申請を受け派遣します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	児童生徒の実態に応じた日本語指導等協力者の派遣 (小学校 9 校、中学校 4 校)	日本語指導を必要とする児童生徒 107 人に対し、実態に応じて日本語指導協力者 14 人を派遣実施	日本語指導を必要とする児童生徒に対し、実態に応じて日本語指導協力者を派遣実施

NO.17	文化教育推進事業 (教育指導課) (教育センター)		
事業目的	児童生徒の感性、表現力、想像力を磨き、豊かな人間性の育成に努めます。		
事業内容	児童生徒による文化活動や音楽鑑賞の文化行事に対して助成を行い、児童生徒の豊かな情操や感性を培う体験の場を提供します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	小中学校文化教育 各毎年 1 回実施 ・音楽鑑賞会 (5 年生) ・演劇鑑賞会 (6 年生) ・中学校音楽会 ・中学校演劇発表会 ・中学校美術展・理科展 ・読書感想文コンクール ・中学校書き初め展	小中学校文化教育 各毎年 1 回実施 ・音楽鑑賞会 (5・6 年生) ・演劇鑑賞会 (6 年生) ・中学校音楽会 ・中学校演劇発表会 ・中学校美術展・理科展 ・読書感想文コンクール ・中学校書き初め展	小中学校文化教育 各毎年 1 回実施 ・音楽鑑賞会 (5 年生) ・演劇鑑賞会 (6 年生) ・中学校音楽会 ・中学校演劇発表会 ・中学校美術展・理科展 ・読書感想文コンクール ・中学校書き初め展

NO.18	青少年健全育成のための公民館事業 (社会教育課)		
事業目的	こどもたちの知的好奇心を高め、豊かな心を育みます。		
事業内容	各公民館で、こども・若者向けの公民館事業を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	学習・体験事業の参加者数	898 人	1,000 人

NO.19	伊勢原市子ども読書活動推進事業 (図書館・子ども科学館) (教育指導課) (子育て支援課)		
事業目的	こどもたちの年齢や成長に合った「本との出会い」の場を提供し、読書の普及を行うことで、こどもの豊かな心を育みます。		
事業内容	こどもの成長に合わせた読書普及事業を実施します。 伊勢原市における子ども読書活動の推進に向けて、学校図書館を「学習センター」「情報センター」「読書センター」としての環境づくりを図ります。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	読書マラソン大会の実施回数	年 1 回	年 1 回
	学校図書館の環境整備	各校に図書整備員を月 1.5 日配置	各校に学校図書館司書を週 2 日配置
	7 か月健康相談時に絵本を配布するブックスタート提供率	100%(受相者 587 人)	100%

NO.20	サイエンスクラブ (図書館・子ども科学館)		
事業目的	科学に関する事業を通じてこども同士の交流促進を図ります。		
事業内容	子ども科学館の施設を活用して年間を通じての工作・実験・天文の教室を開催し、こどもたちが理科・科学を体験する場を提供することで、こども同士の交流の場を設けます。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	サイエンスクラブの実施回数	年 12 回	年 12 回

NO.21	科学工作・実験教室 (図書館・子ども科学館)		
事業目的	科学工作教室や実験教室を通じて親子のふれあいの場を提供するとともに、生涯学習活動の充実を図ります。		
事業内容	子ども科学館において、募集事業や入館者を対象とした科学工作・実験教室等を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	科学工作・実験教室等の実施	科学工作・実験教室、サイエンスショー、天体観察会等の実施 795 回	科学工作・実験教室、サイエンスショー、天体観察会等の実施

NO.22	出張科学館 (図書館・子ども科学館)		
事業目的	幼稚園や保育所等に出張訪問し、こどもたちに理科の楽しさを伝え、自由な発想を育む取組を進めます。		
事業内容	依頼先施設を訪問し、サイエンスショーや工作実験教室等を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	市内幼稚園・保育所・子ども会等での出張科学館の実施	市内幼稚園・保育所・子ども会等での実施 28 回	市内幼稚園・保育所・子ども会等での実施

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

本市では、妊産婦や乳幼児への健康診査、健康相談を通じて、産前や産後のサポート、乳幼児の成長・発達や育児への支援を行っています。

また、感染症の予防と重篤化防止のため、各種予防接種を実施しているほか、思春期栄養改善事業や給食事業等を通じて、思春期世代が健康的な食生活への関心・意識を高め、実践できるような食育の取組を推進しています。

今後も、妊産婦・乳幼児期・学童期の健診・予防接種等による保健医療の提供及び健康的な食生活を促す食育推進事業を推進します。

NO.23	各種予防接種 (健康づくり課)		
事業目的	感染症の予防と重篤化防止のため、法で定められた予防接種を実施します。		
事業内容	予防接種法で定められた予防接種を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	予防接種の実施	予防接種法で定められた予防接種を実施	予防接種法で定められた予防接種を実施
	制度周知	いせはら健康家族カレンダー、ホームページ、就学前検診による周知のほか、個別に出生時に冊子と予診票の配布、就学時以降の市民への個別ハガキによる周知を実施	いせはら健康家族カレンダー、ホームページ、就学前検診による周知のほか、個別に出生時に冊子と予診票の配布、就学時以降の市民への個別ハガキによる周知を実施

NO.24	健康カレンダーの配布 (健康づくり課)		
事業目的	感染症予防や健康づくりのため、予防接種や乳幼児の健康診査等の情報を周知します。		
事業内容	健康診査、予防接種等の日程等を掲載した「健康カレンダー」を新聞折込及び市役所窓口、各公民館等で配布します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	新聞折込による配布及び市役所窓口、各公民館等にて配布	新聞折込による配布及び市役所窓口、各公民館等にて配布	新聞折込による配布及び市役所窓口、各公民館等にて配布

NO.25	二次救急小児科医療体制の整備 (健康づくり課)		
事業目的	救急医療体制を整備することで安定した医療を確保します。		
事業内容	休日夜間における入院・手術の必要な小児の二次救急患者に対し、関係医療機関の協力を得て、適切な医療の供給を図ります。現在は、秦野市と連携し、輪番制で小児救急を実施しており、二次救急患者の確実な受入れを行える体制を整えています。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	二次救急患者の受診率	100%	100%

NO.26	院内保育の助成 (健康づくり課)		
事業目的	院内保育を実施する市内の医療機関に勤務する看護職員等の子育て環境を整備します。		
事業内容	市内で院内保育事業を実施している病院等へ補助金を交付します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	実施医療機関数	2 か所	2 か所

NO.27	高校生のための食育推進事業 (健康づくり課)		
事業目的	思春期世代から青年期にかけての次世代を担う世代が、自身の適正体重を知り、その維持・改善のため、食生活への関心、意識を高め、実践できるような食育事業を実施します。		
事業内容	市内にある県立高校への骨量測定や食育授業、保護者向けの食育普及啓発等を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	高校 2 校での食育推進事業の実施	2 校で 3 事業の実施	2 校で 2 事業以上の実施

NO.28	食育料理コンテスト (健康づくり課)		
事業目的	児童生徒が、食事づくりを通して食への関心や意識を高め、食の自立を進めるための食育体験として実施します。		
事業内容	児童・生徒対象の食育料理コンテスト。小学生親子・中学生・高校生の 3 部門に分け、朝食やお弁当作りなどをテーマに実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	参加者合計数 約 1,550 人以上	1,667 人	約 1,550 人以上

NO.29	母子・父子健康手帳の交付 (子育て支援課)		
事業目的	妊娠届出により、母子・父子健康手帳を交付し、妊娠、出産、育児等の保健指導を行います。		
事業内容	妊娠届出時に保健師などの専門職が個別面接を行い、母子・父子健康手帳を交付し、妊娠、出産、育児等に関する情報提供を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	母子・父子健康手帳の交付	母子・父子健康手帳の交付数 627 人	母子・父子健康手帳の交付

NO.30	乳幼児健康相談 (すくすく健康相談)【産前・産後サポート事業】 (子育て支援課)		
事業目的	産前や産後のサポート、乳幼児の成長・発達や育児支援を行うため、発育発達相談、保健指導を実施します。		
事業内容	産前・産後から子育て期に至るまで、各公民館などで、保健師などの専門職が子育てに関する相談や保健指導を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	健康相談の実施回数	市内 7 か所 年 45 回 (相談件数 1,445 件)	年 45 回

NO.31	7か月児健康相談 (子育て支援課)		
事業目的	7か月児を対象に、発育・発達の観察や必要な保健指導を行い、乳児の健全な成長発達を促します。		
事業内容	保健師などの専門職による保健指導や、保護者への子育ての情報提供や不安の解消等、子育てのサポートを行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	相談割合	98.5%	100.0%

NO.32	妊産婦健康診査 (子育て支援課)		
事業目的	妊産婦健康診査の受診勧奨を行い、胎児の健康保持・増進、異常の早期発見と対応により、安全・安心に産前産後を過ごせるよう支援します。		
事業内容	妊娠届時に妊産婦健康診査費用補助券を配布し、産前産後の医療機関での健康管理を促します。妊婦・胎児の状態の確認や異常を早期に発見し、早期対応、早産・死産の防止、心身障がいの発生产前及び産後うつ等の早期発見早期対応により、産前産後の健康管理を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	妊産婦健康診査の実施	妊産婦健診受診者 627 人	妊産婦健診の実施

NO.33	乳幼児健康診査 (子育て支援課)		
事業目的	乳幼児の成長や発達を確認し、問題の早期発見を支援するとともに、育児に関する必要な情報を提供します。		
事業内容	乳幼児健康診査の受診勧奨を行い、4か月、お誕生日前、1歳6か月、2歳児、3歳児を対象とした健康診査を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	乳幼児健康診査の受診率	99%	100%

NO.34	経過検診 (とことこ健康相談・のびのび育児相談) (子育て支援課)		
事業目的	乳幼児健康診査等で経過観察が必要な児に対し、専門医や心理相談員による個別相談を行います。		
事業内容	乳幼児の発育・発達等を含む健康課題について、専門医による診察や経過観察を行い、心理相談員による発達等の個別相談を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	経過検診の開催回数	年 6 回	年 6 回

NO.35	5歳児すこやか健康相談 (子育て支援課)		
事業目的	就学を控えた5歳児のうち、保育所等に通所していない児童等を対象とし、発達や情緒、社会性等の課題を早期に相談できるよう支援します。		
事業内容	5歳児のうち、保育所等に通所していない児童等を対象にスクリーニング調査を行い、支援が必要な方に対し、保健師等の事後相談を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	スクリーニング調査の実施	スクリーニング調査の継続実施 (420 人対象)	スクリーニング調査の継続実施

NO.36	思春期栄養改善事業 (学校教育課)		
事業目的	中学生の食育の推進を図ります。		
事業内容	思春期におけるカルシウムの必要性を伝えることで、食生活を通じて生徒が自ら健康管理ができるようにするため、中学校で骨量測定等を実施し、必要に応じて栄養改善を促します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	対象生徒に対する骨量測定を取り入れた栄養指導の実施	対象生徒 695 人に骨量測定等を実施	対象生徒全員に対する骨量測定等の継続実施

NO.37	中学校給食事業 (学校教育課)		
事業目的	中学校における食育推進及び保護者・生徒への昼食支援を行います。		
事業内容	市内中学校において、選択制完全給食を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	市立中学校における選択制完全給食実施	4 校実施	市内中学校における選択制完全給食の継続実施

(4) こどもの貧困対策

こどもの貧困対策として、関係機関や庁内の部署が連携し、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援及びその他の経済的な支援や相談等を図っています。

教育の支援としては、生活保護世帯や生活困窮者世帯の小学校5年生・6年生と中学生を対象に、子ども学習習慣づくり支援事業を実施しているほか、経済的な支援としては、ひとり親家庭等を他対象とした支援事業等を実施しています。

こどもの未来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の連鎖を断ち切り、貧困を解消するため、今後も関係機関や庁内の部署が連携して、困難な状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化するとともに、必要な支援の充実に努めます。

NO.38	再就職への支援 (商工観光課)		
事業目的	求職者に対する職業相談・紹介を行い、就業機会の拡大を図ります。		
事業内容	出産等により退職し、その後復職を希望する人に対する就業支援を推進します。 ・伊勢原市ふるさとハローワークにおける職業相談、紹介等の実施。 ・国や県、近隣他市と連携した就業支援の実施。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	職業相談の実施	職業相談件数 4,455 件	伊勢原市ふるさとハローワークにおいて職業相談を実施
	職業紹介の実施	紹介件数 1,638 件	伊勢原市ふるさとハローワークにおいて職業紹介を実施
	就業支援の実施	・「女性のための再就職セミナー」の実施 参加者 11 人 ・県と連携した「街頭労働相談会」の実施 参加者 29 人 ・国や県、近隣市町及び金融機関等と連携した「企業合同就職面接会」の実施 参加者 124 人 ・伊勢原市雇用促進協議会による「企業・学校就職担当者情報交換会」の実施 参加者 企業 19 人 学校 21 人	国や県、近隣他市と連携した就業支援を実施

NO.39	子ども学習習慣づくり支援事業 (生活福祉課)		
事業目的	生活保護世帯、生活困窮者世帯における小学校5年生・6年生、中学生の学習習慣づくり等を通して、こどもの社会的自立を支援し、貧困の連鎖を解消します。		
事業内容	生活保護世帯、生活困窮者世帯における小学校5年生・6年生、中学生を対象に週1回～2回、学習指導を行うことで、高校進学・卒業のための学習習慣をつくり、学業からの離脱防止を図ります。また、進学に係る貸付や生活保護の制度について説明し、こどもや保護者の高校進学等への意欲向上を図ります。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	高校中途退学率の低下	中途退学率 9% (・高校在籍者 23 人 ・中途退学者 2 人)	中途退学率 5%

NO.40	母子父子福祉相談 (子育て支援課)		
事業目的	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と向上のための相談相手となり、自立援助の増進を図ります。		
事業内容	ひとり親家庭等の生活全般、子育て、生活援助などに関し、母子父子自立支援員が相談に応じます。また、認可保育所においても、同様のサービスを行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	母子父子自立支援員による相談の実施	母子父子自立支援員による相談の実施 (相談件数 414 人)	母子父子自立支援員による相談の実施

NO.41	こども医療費助成事業 (子育て支援課)		
事業目的	こどもの健全な育成及び健康の増進を支援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。		
事業内容	0 歳から 18 歳の年度末までの入院や通院にかかる保険診療医療費の一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	医療費の助成の実施	対象児童数 10,259 人	受給対象者に対する助成の継続実施

NO.42	児童扶養手当支給事業 (子育て支援課)		
事業目的	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、対象となる児童の福祉の増進を図ります。		
事業内容	ひとり親家庭等に所得に応じた手当を支給します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	受給対象者に対する支給の実施	受給者数 438 人 (全部支給者 208 人、 一部支給者 230 人) ・全部支給停止者数 127 人	受給対象者に対する支給の実施

NO.43	ひとり親家庭等医療費助成事業 (子育て支援課)		
事業目的	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、経済的負担を軽減します。		
事業内容	ひとり親家庭等の負担軽減を図るため、家族が病気等で受診したときの医療費の一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	受給対象世帯に対する助成の実施	対象世帯数：446 世帯	受給対象世帯に対する支給の実施

NO.44	ひとり親家庭等入学支度金支給事業 (子育て支援課)		
事業目的	ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。		
事業内容	ひとり親家庭等の負担軽減を図るため、児童が小学校・中学校に入学する際に入学支度金を支給します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	受給対象者に対する支給の実施	【5月支給】 小学校入学：32 人 中学校入学：29 人 【2月支給】 小学校入学：31 人 中学校入学：46 人	受給対象者に対する支給の実施

NO.45	母子父子寡婦福祉資金の貸付制度 (子育て支援課)		
事業目的	所得が不安定なひとり親家庭等が、貸付を活用して安定した生活を送れるよう支援します。		
事業内容	ひとり親家庭等の経済的自立やこどもの福祉の増進を図ることを目的として、低金利又は無利子で資金を貸し付けます。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	対象者への貸付の実施	新規貸付 6 件	貸付の実施

NO.46	母子家庭等自立支援給付金事業 (子育て支援課)		
事業目的	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金事業により、ひとり親家庭の自立を支援します。		
事業内容	母子・父子家庭の母又は父の自立を支援するため、教育訓練講座の受講料の一部補助や、養成機関に修業し、指定の資格を取得する際に、給付金を支給します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	申請者に対する補助の実施	自立教育講座受講修業者 0 件 高等教育訓練促進給付金等受給者 4 人	補助の実施

NO.47	妊婦等包括相談支援事業【新規】（子育て支援課）		
事業目的	妊婦とその配偶者等に対して面談等による情報提供や相談を行います。		
事業内容	妊娠届出から保健師等による面談を行い、必要な支援につなぐ等の伴走型相談支援を行います。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	妊婦等包括相談支援事業の実施	妊娠届出面接 627 人 妊娠 8 か月アンケート 乳児家庭全戸訪問 573 人	相談支援事業の実施

NO.48	ひとり親福祉協会への支援（子育て支援課）		
事業目的	伊勢原市ひとり親福祉協会が行う母子、父子及び寡婦の自立更正を支援します。		
事業内容	母子・父子・寡婦家庭の親睦を図り、学びあいながら暮らしやすくしていくための会（自助グループ）に対し、情報提供や入会促進等を支援します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	市ホームページ等における情報提供や入会促進の支援	市ホームページ：入会促進 いせはらくらし安心メール：情報提供	市ホームページ等における情報提供や入会促進の支援

NO.49	ハローワークとの連携による「ひとり親家庭等の親」に向けた就労支援（子育て支援課）		
事業目的	ひとり親である父や母に対し、生活の不安を解消し、安定した就業環境を提供します。		
事業内容	毎年 8 月に行われる児童扶養手当の現況届提出期間内に、ハローワーク平塚との連携による特設就労相談を実施します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	特設就労相談窓口の開設実施	市民ホールに臨時相談窓口を開設 計 2 回	特設就労相談窓口の開設実施

NO.50	JR 通勤定期乗車券の購入割引（子育て支援課）		
事業目的	児童扶養手当を受給している人が、JR 通勤定期乗車券を購入する際、乗車券代金の割引が適用されることなどの制度周知や利用促進を図ります。		
事業内容	JR 通勤定期乗車券の購入割引について、制度周知を図ります。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	市ホームページ等における制度周知	制度周知	制度周知

NO.51	こども食堂への支援（子育て支援課）		
事業目的	地域コミュニティの中でこどもが安心して過ごせる場所を提供します。		
事業内容	NPO 法人等が主催するこども食堂に対して、実施場所の提供等について支援します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	実施場所の提供等の支援	中央公民館 21 日 成瀬公民館 12 日	実施場所の提供等の支援

NO.52	高等学校等進学支援事業【新規】（子育て支援課）		
事業目的	就学援助世帯等のこどもが、家庭の経済状況に左右されることなく、本人が望む学校へ進学できるよう支援します。		
事業内容	就学援助世帯等のこどもを対象に、学習塾等の費用の一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	学習塾等の費用の助成	検討段階	費用助成

NO.53	幼児教育・保育の無償化（子ども育成課）		
事業目的	生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから幼児教育・保育の無償化を実施します。		
事業内容	3歳から5歳までのこどもの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料を無償化します。 （0歳から2歳児のこどもの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化します）		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	助成の実施 制度周知	対象者への助成の実施	対象者へ制度の周知と 助成の実施

NO.54	多子世帯保育料・利用者負担額の軽減（子ども育成課）		
事業目的	保育料・利用者負担額にかかる保護者の経済的負担を軽減します。		
事業内容	同一世帯で2人以上のこどもが施設型給付費を受ける施設等に入所する場合に、階層に応じて保育料・利用者負担額を減額します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	対象者世帯への負担軽減の実施	対象者世帯への負担軽減の実施	対象者世帯への負担軽減の実施

NO.55	実費徴収に伴う補足給付事業（子ども育成課）		
事業目的	保護者の世帯所得の状況に応じ、教育・保育に必要な財政的な支援を行うことで、一人一人のこどもの健やかな育ちを等しく保障します。		
事業内容	生活保護世帯など、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	国制度に基づく補助の実施	教材費 0人 副食費 22人	対象世帯に対する制度の周知と補助の実施

再掲	（NO.3）児童虐待防止等事業	P46 参照
----	-----------------	--------

NO.56	養育支援訪問事業 (子ども家庭相談課)		
事業目的	子育て等に対して不安を抱える家庭の居宅を訪問し、養育支援を実施することにより、養育上の諸問題の解決、虐待要因の解消を図り、虐待を未然に防止します。		
事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、専門員が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等支援を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	専門員の派遣件数	4 件	5 件

NO.57	こども家庭センター事業【新規】 (子ども家庭相談課)		
事業目的	子育て世代包括支援センター（母子保健機能）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）の両機能を一体化した「こども家庭センター」を運営し、子育てに関する包括的な支援を切れ目なく提供します。		
事業内容	支援が必要な妊産婦や子育て家庭に対し、必要に応じて合同ケース会議においてサポートプランを作成し、母子保健・児童福祉の双方の機能で連携した一体的な相談支援を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	地域子育て相談機関の設置か所数	未設置	4 か所
	合同ケース会議の開催回数	未実施	月 2 回

NO.58	こどもなんでも相談事業【新規】 (子ども家庭相談課)		
事業目的	専門の相談員が、こどもや保護者等が抱える困りごとや悩み等の相談を受け付け、よりよい解決策が見つかるよう、ともに考え、適切な機関と連携し支援します。		
事業内容	こども家庭センター内に「こどもなんでも相談室」を開設し、専門の相談員が、こどもや保護者等が抱える困りごとや悩み等の相談を受け付け、よりよい解決策が見つかるよう、ともに考え、適切な機関と連携し支援します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	「こどもなんでも相談室」での相談支援の実施	検討段階	相談支援の実施

NO.59	子育て世帯訪問支援事業【新規】 (子ども家庭相談課)		
事業目的	家事・子育て等に対して不安を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家事・子育て支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の未然防止に努めます。		
事業内容	支援が必要な家庭に対して、訪問支援員を派遣し、家事支援や育児、養育支援等を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	訪問支援員の派遣件数	6 件	21 件

NO.60	児童育成支援拠点事業【新規】（子ども家庭相談課）		
事業目的	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対し、居場所となる場を開設し、児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善な利益の保障と健全な育成を図ります。		
事業内容	課題を抱える児童に対して安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成、学習支援や食事支援等を行います。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	家庭や学校等に居場所がない児童等に対する居場所の開設	未整備	1 か所

再掲	（NO.9）子ども体験活動事業	P48 参照
----	-----------------	--------

NO.61	子ども・若者相談支援事業（青少年課）		
事業目的	悩みを持つ子ども・若者と保護者からの相談に対応します。		
事業内容	学校生活や友人関係などの悩みを抱える子ども・若者からの相談及び子どもの生活態度や親子関係などの悩みを抱える保護者からの相談に対応します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	・相談実施 ・制度周知	・相談件数 29 件 （ひきこもりに関する相談含む） ・ヤングテレホン周知カードの配布、広報いせはら、市ホームページへの掲載	・相談実施 ・制度周知

NO.62	公共施設等を活用した学習スペース（フリースペース）の提供【新規】（青少年課）		
事業目的	自宅以外での学習を希望することも・若者の支援及び第 3 の居場所づくりを実施します。		
事業内容	市内における学習スペース(フリースペース)の設置状況及び設置ニーズを把握し、公共施設を活用した新たなスペースづくりに取り組みます。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	学習スペース(フリースペース)の提供か所数	現状把握	1 か所運営

NO.63	要保護及び準要保護児童生徒就学援助（学校教育課）		
事業目的	経済的な理由で就学困難と認められる家庭に対して、必要な援助を行い、児童生徒が等しく教育を受けることができる環境をつくります。		
事業内容	経済的な理由で小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などの一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	市立小中学校 14 校及び県立中等教育学校在籍の児童生徒の保護者に対して、学用品費等の助成を実施	助成実施数 776 人	該当者全員に対する助成の継続実施

NO.64	特別支援学級児童生徒就学支援 (学校教育課)		
事業目的	特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対して学用品費等の助成を行い、経済的負担の軽減及び特別支援教育の推進を図ります。		
事業内容	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、こどもの学習活動にかかる費用の一部を助成し経済的負担の軽減を図ります。また、教育センター等と連携をとり、経済的な支援を必要としている全ての家庭に支援を提供できる体制を整え、特別支援教育の推進を図ります。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	市立小中学校 14 校の特別支援学級に児童生徒が在籍している、経済的な支援が必要な保護者に対して、学用品費等の助成を実施	助成実施数 153 人	該当者全員に対する助成の継続実施

NO.65	教育相談事業 (教育センター)		
事業目的	児童生徒の健やかな成長を支援する教育相談事業の充実を図ります。		
事業内容	複雑多様化する様々な相談に対応するため、臨床心理士をはじめとする専門職の増員を図り、心理・福祉・教育の多職種による切れ目ない支援を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	一日当たりの教育相談員・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置人数	10 人/日	10.8 人/日

NO.66	教育支援教室事業 (教育センター)		
事業目的	不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行います。		
事業内容	不登校状態や登校しづらくなった児童生徒に対して、家庭、学校、教育相談及び教育支援教室の連携を深め、在籍校等に通学できるようにすることや社会的自立に向けた生きる力を身につけるための適切な支援を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	教育支援教室の設置・運営	継続実施	継続実施

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

本市では、児童発達支援センターや障害児相談支援事業所の活動を通じて、障がい児や発達に不安のあるこどもに対する相談支援を行っているほか、障がい児の家族を支援する障害児通所支援やレスパイトサービス等を実施しています。

また、障がい児を受け入れる保育所、認定こども園、幼稚園などに対して、受入環境を整備するための支援を行っています。

今後も児童発達支援センターを核として、障がいや発達の特徴を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげるための相談支援の充実に努めるとともに、医療的ケア児などの専門的支援が必要なこども・若者とその家族への適切な支援のため、地域における連携体制の強化に努めます。

障がいや発達に特性があるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、その発達や社会的な自立を支援します。

NO.67	日中一時支援事業 (障がい福祉課)		
事業目的	障がい児者の日中における活動の場を確保し、障がい児者を日常的に介護している家族の一時的な負担の軽減、障がい児者の家族の就労を支援します。		
事業内容	利用希望者に対して利用計画の聞き取り・相談を行い、必要性を勘案して、サービスを支給決定します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	利用希望者に対するサービス支給	71 人	利用希望者に対するサービス支給の決定

NO.68	障害児相談支援 (障がい福祉課)		
事業目的	障がい児や発達に不安のあるこどもに対し、就学前から就学、就労に至るまでの一貫した相談支援体制の充実を図ります。		
事業内容	障がい児や発達に不安のあるこどもに対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための相談支援を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	支援計画作成申請者への作成費の給付	832 人	支援計画作成申請者への作成費の給付

NO.69	はぐくみサポートファイルの配付 (障がい福祉課)		
事業目的	保護者がこどもの成長を記録することで、こどもに関わる情報を一元管理し、保護者が相談や支援が必要になったときに、保護者と関係機関の間で情報を共有することで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します。		
事業内容	こどもの成長記録等の情報を学校や関係機関などで共有するため、関係機関において情報を一元管理できるファイルを配付し、支援に活用します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	利用希望者に対するファイルの配付	250 冊	利用希望者に対するファイルの配付

NO.70	障害児通所支援 (障がい福祉課)		
事業目的	こどもの成長や発達に応じた適切な支援が身近な地域で受けられるよう、通所によるサービスの充実を図ります。		
事業内容	未就学児への療育を行う「児童発達支援」や、就学後の療育を行う「放課後等デイサービス」などの通所サービスを行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	利用希望者に対するサービス支給の決定	児童発達支援 480 人 放課後等デイサービス 447 人 保育所等訪問支援 100 人	利用希望者に対するサービス支給の決定

NO.71	レスパイトサービス (障がい福祉課)		
事業目的	知的障がい児者がいる家族の日頃の心身の疲れを軽減するとともに、本人の社会性と自立心を養います。		
事業内容	障がい児者の家族が疾病等のために家族内の介護が困難となった場合や家族の日頃の介護疲れを解消する場合などに、夏季・春季・冬季期間、民間事業所で障がい児を一時的に預かり、養育や介護を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	夏季、冬季、春季の期間で学校の長期休暇中の事業実施日数	・夏季 23 日 ・冬季 5 日 ・春季 5 日	・夏季 23 日 ・冬季 5 日 ・春季 5 日

NO.72	発達障がい児者及び家庭等支援事業 (障がい福祉課)		
事業目的	こどもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指します。		
事業内容	発達障がいがある児童の保護者を対象とした「ペアレントトレーニング講座」を実施します。また、発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた「ペアレントメンター」を養成し、専門家にはできない当事者による寄り添い支援を提供します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	ペアレントトレーニングの実施 ペアレントメンターの養成	ペアレントトレーニングの実施 ペアレントメンターの養成 の検討	ペアレントトレーニングの実施 ペアレントメンターの養成 講座の実施

NO.73	医療的ケア児等コーディネーターの配置 (障がい福祉課)		
事業目的	医療的ケア児（者）や重症心身障がい児（者）及びその家族が適切な支援を受けることにより、地域において安心して生活できるよう、必要な相談体制の整備を図ります		
事業内容	医療的ケア児等及びその家族に対し、必要なサービスの紹介・調整を行うとともに、関係機関等へつなぐ役割を担う医療的ケア児等コーディネーターを配置します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	コーディネーターの配置	1 人配置	コーディネーターの配置

NO.74	児童発達支援センターの管理運営 (障がい福祉課)		
事業目的	発達に不安のある子どもやその家族に対し、早期の段階において専門的な相談や支援を行う施設として、児童発達支援センターの管理運営を行います。		
事業内容	地域の障がい児（発達の遅れに心配のある児童を含む。）やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設（児童発達支援センター）の管理運営を行います。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	事業の継続実施 ・児童発達支援センター事業 （こども支援部会等を中心とした地域との連携等） ・児童発達支援事業 ・相談支援事業（障がい児相談及び基幹相談）	・児童発達支援センター事業（こども支援部会4回開催） ・児童発達支援事業（延べ5674人） ・相談支援事業（障がい児相談及び基幹相談）（845件）	事業の継続実施 ・児童発達支援センター事業 （こども支援部会等を中心とした地域との連携等） ・児童発達支援事業 ・相談支援事業（障がい児相談及び基幹相談）

NO.75	教育・保育施設での障がい児受入れ (子ども育成課)		
事業目的	特別な支援が必要な子どもが集団の中で教育・保育を受けることができる環境を整備します。		
事業内容	特別な支援が必要な子どもが通園している幼児教育・保育施設の設置者に対して、特別な支援が必要な子どもを受け入れた場合の運営費の一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	補助対象児童が通う園に対する補助の実施	13施設 47人	補助の実施

NO.76	保育所発達サポート事業 (子ども育成課)		
事業目的	保育所の入所児とともに集団生活を送ることで、発達に心配のある未就学のこどもの段階的な発達を支援します。		
事業内容	公立保育所で一定期間通所させ、こどもの状態に応じた保育を行います。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	希望者への実施	希望者 1 人の実施	希望者への実施

NO.77	医療的ケア児の受入体制整備 (子ども育成課)		
事業目的	医療的ケア児に対する総合的な受入体制の構築を図ります。		
事業内容	医療的ケア児を受け入れる教育・保育施設に対し、受入体制整備に係る支援を行います。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	医療的ケア児の受入体制の整備	支援策の検討	受入体制支援

NO.78	児童コミュニティクラブでの障がい児受入れ (子ども育成課)		
事業目的	障がい児が地域の中でともに生活が送れるように、児童コミュニティクラブで預かりを行います。		
事業内容	入所を希望し、入所要件を満たす全ての障がい児が児童コミュニティクラブに入所できるよう、地域と協力しながら各クラブの受入体制を整備します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	各クラブに支援員を追加配置	各クラブに支援員を追加配置 新規受入れ 7 人	各クラブに支援員を追加配置

NO.79	発達（療育）相談 (子ども家庭相談課)		
事業目的	専門職による療育相談を行い、一人一人の状況に応じた適切な支援につなげ、子育てに対する不安の解消を図ります。		
事業内容	心身の発達に遅れや心配のある乳幼児とその保護者に対し、専門的な助言及び支援をします。 また、認定こども園や保育所、障害児相談支援事業所、教育センター等の関係機関と連携をすることにより、発達に困難さを抱えるこどもの支援ができるように環境を整えていきます。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	乳幼児発達（療育）相談の実施件数	2,693 件 (実人数 352 人)	2,500 件 (実人数 350 人)
	認定こども園等へ訪問する巡回相談の実施か所数	12 か所	13 か所

NO.80	就学相談 (教育センター)		
事業目的	特別な教育的支援を要する幼児、児童生徒の健やかな成長を支援します。		
事業内容	個別に支援が必要な児童の保護者に対し、就学前機関との連携を図り、教育ニーズに即した教育の決定に向けた就学相談を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	就学相談の実施	就学相談の実施（125 人）	就学相談の継続実施

NO.81	特別支援教育推進事業 (教育センター)		
事業目的	支援を必要とする児童生徒が、社会的自立を目指して学び、活動できるようにします。		
事業内容	支援を必要とする児童生徒が、それぞれの状況に適した教育を受けられるよう、適切な就学指導等を行います。（市教育支援委員会の開催、特別支援学級の設置など）		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	教育支援委員会の継続開催	教育支援委員会の継続開催（年 5 回）	教育支援委員会の継続開催（年 5 回）
	特別支援学級の設置・運営	継続実施	継続実施

NO.82	特別支援教育環境整備事業 (教育センター)		
事業目的	支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに即した指導環境を整備します。		
事業内容	特別支援学級に通う児童生徒の教育活動を支援するため、児童生徒の学習活動や学校生活を介助するための職員を配置します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	小中学校への介助員の配置	市の規定に基づく配置 小学校 40 人 中学校 11 人	市の規定に基づく配置

NO.83	通級指導教室推進事業 (教育センター)		
事業目的	小学校の通常の学級に在籍する、集団生活への適応や言語発達に課題のある児童への支援を行います。		
事業内容	通級指導教室「まなびの教室」、「ことばの教室」を設置し、児童・保護者・在籍校への指導・支援を行うとともに、自校通級や巡回指導など、通級指導教室の在り方について検討を進めます。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	通級指導教室の設置・支援と在り方の検討	継続実施と研究・検討	継続実施と研究・検討

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

要保護児童対策地域協議会を軸として関係機関が連携し、児童虐待の予防及び早期発見・初期対応など、適切な支援に努めています。

今後は、こどもや家庭に関する専門の相談機関として「こども家庭センター」を設置するほか、家事支援等の家庭支援、こどもや親子の居場所づくりの推進を図るとともに、引き続き要保護児童対策地域協議会を軸に関係機関が連携し、要保護児童やその家庭を継続的に支え、虐待防止の強化に努めます。

また、社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるよう必要な支援を行うほか、「こども家庭センター」の取組等を通じて、福祉、介護、医療、教育等の関係者が横断的に連携し、ヤングケアラーの早期発見・把握と必要な支援に努めます。

NO.84	母子生活支援施設への保護 (子育て支援課)		
事業目的	母子生活支援施設入所への保護を行い、母子家庭の保護者及び児童の自立の促進を支援します。		
事業内容	必要な母子に対し、福祉資源を包括的に活用した、生活基盤の確立を目指し、婦人相談員や管轄内児童相談所と連携し、施設入所の支援を図ります。また、退所後の地域生活への移行時についても、その他の援助を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	対象の母子の措置入所	措置入所の支援体制の充足 100%	措置入所の支援体制の充足 100%

再掲	(NO.7) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)【新規】	P 48 参照
----	-----------------------------------	---------

再掲	(NO.56) 養育支援訪問事業	P 62 参照
----	------------------	---------

再掲	(NO.3) 児童虐待防止等事業	P 46 参照
----	------------------	---------

再掲	(NO.57) こども家庭センター事業【新規】	P 62 参照
----	-------------------------	---------

再掲	(NO.58) こどもなんでも相談事業【新規】	P 62 参照
----	-------------------------	---------

再掲	(NO.59) 子育て世帯訪問支援事業【新規】	P 62 参照
----	-------------------------	---------

再掲	(NO.60) 児童育成支援拠点事業【新規】	P 63 参照
----	------------------------	---------

NO.85	子育て短期支援事業【新規】 （子ども家庭相談課）		
事業目的	保護者の疾病等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童に対し、保護を適切に行うことで、児童及びその家庭への在宅支援の充実を図ります。		
事業内容	児童を養育する家庭において、保護者の疾病や子育ての疲れなどの理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、宿泊を伴う「ショートステイ」や夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」などの短期的な預かりを行います。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	ショートステイ・トワイライトステイの整備	未整備	ショートステイ 1 か所 トワイライト 1 か所

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る 取組

こども・若者とその保護者を対象に、家庭や学校、友人関係の悩み、心配ごとや困ったことなどを相談員に相談できる電話相談（専用ダイヤル、本人用ヤングテレホン）や、メール相談、対面相談を実施しています。

また、各学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、不登校や友人関係等、学校のことなどの相談に対応しているほか、相談窓口の周知など利用促進の取組を実施しています。

さらには、情報化が進展する中、こども・若者がインターネット上での情報の適切な取捨選択と利用・発信等を行うことができるよう、情報リテラシーの習得に向けた取組を推進します。

併せて、犯罪被害、事故、災害等からこどもの生命を守るため、防犯・交通安全対策、防災対策等に取り組むとともに、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための安全教育の強化に努めます。

NO.86	交通安全教育の推進 （市民協働課）		
事業目的	交通安全教育を通じて事故のない社会を目指します。		
事業内容	保育園、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、こどもの成長や発達に応じて、交通安全意識高揚のための啓発や交通安全指導等の交通安全教育を推進します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	交通安全教育の実施回数	年 44 回	年 40 回以上

NO.87	消費者保護事業 （人権・広聴相談課）		
事業目的	消費者被害の未然防止を図るため、相談体制の維持及び啓発、消費者教育を行います。		
事業内容	「青年期」の対象者も含めた消費生活相談の実施、各種啓発事業、消費生活講座を実施します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	・普及啓発の実施（広報いせはらと市ホームページに関連記事を掲載、いせはらくらし安心メールと市公式 LINE アカウントで周知） ・「はたちのつどい」及び「公園緑花まつり」で啓発資料の配布	・普及啓発の実施（広報いせはらと市ホームページに関連記事を掲載、いせはらくらし安心メールと市公式 LINE アカウントで周知） ・「はたちのつどい」及び「公園緑花まつり」で啓発資料の配布	・普及啓発の実施（広報いせはらと市ホームページに関連記事を掲載、いせはらくらし安心メールと市公式 LINE アカウントで周知） ・「はたちのつどい」及び「公園緑花まつり」で啓発資料の配布

NO.88	社会を明るくする運動 (福祉総務課)		
事業目的	全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築きます。		
事業内容	伊勢原駅前において街頭キャンペーンを行うとともに、公共施設等で展示会を開催します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	啓発活動の実施	街頭キャンペーン実施	街頭キャンペーン実施 展示会実施

再掲	(NO.61) 子ども・若者相談支援事業	P 63 参照
----	----------------------	---------

NO.89	子ども・若者の非行・被害防止事業 (青少年課)		
事業目的	街頭パトロールや啓発活動を通じて、非行被害や犯罪の防止に取り組みます。		
事業内容	学校や地域との連携・協力による街頭パトロールの実施により、こども・若者の非行・被害防止に取り組みます。 青少年相談室補導員や青少年指導員、警察等と連携し、薬物乱用防止や SNS の適正な使い方、闇バイト等犯罪被害の防止について周知・啓発を行います。 7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせ街頭キャンペーンを行うほか、市内在学の小学校5年生から高校生に対し、啓発チラシを配布します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	街頭指導の実施	街頭指導件数 368 回	街頭指導の実施

NO.90	若者のひきこもり支援事業 (青少年課)		
事業目的	ひきこもりや不登校に悩むこども・若者とその保護者を支援します。		
事業内容	ひきこもりや不登校に悩むこども・若者やその保護者からの相談に対応し、必要な支援に繋がります。また、居場所事業や県が実施する事業への協力による支援を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	若者のひきこもり支援事業の実施	・相談件数 6 件 ・居場所事業(本人向け、保護者向け)の実施各 4 回 ・県主催の居場所事業(本人向け)への協力 1 回 ・ひきこもり支援に係る講演会の開催 1 回 ・庁内外関係機関との連携体制(プラットフォーム)づくり	・相談実施 ・情報発信 ・居場所事業(本人向け、保護者向け)の実施 ・県との連携

NO.91	通学路の安全対策 (学校教育課)		
事業目的	児童生徒が安全に安心して通学できる環境を整備します。		
事業内容	通学路の安全確保を図るため、学校、教育委員会、PTA、警察、自治会等が協力して各小中学校通学路の安全点検を行い、危険箇所については、道路等関係部署や警察等関係機関と連携しながら改善を図ります。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	小中学校の通学の安全点検の実施回数	各校年 1 回 (小中学校 14 校)	各校年 1 回 (小中学校 14 校)

NO.92	道徳教育・人権教育の推進 (教育指導課)		
事業目的	学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実に向けた取組を推進します。また、教職員の人権感覚を磨き、人権教育に対する認識を高め、理解を深めるための取組を推進します。		
事業内容	道徳教育の充実を図るため、小中学校の道徳教育推進教員が連絡会・研修会等で道徳教育への理解を深めます。また、人権教育に対する認識を深め、指導力の向上を図るために研修会・移動教室を実施します。あわせて、研究会・研究大会等への教員の派遣を行うとともに人権教育推進指定校による指定研究発表を 3 年毎に実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	道徳教育 道徳教育推進連絡会：年 1 回実施、県道徳教育研修会：年 1 回実施 人権教育 人権教育推進指定校研究発表（3 年毎に 1 回実施）、人権教育研修会：年 2 回実施、人権移動教室：年 1 回実施	・道徳教育推進連絡会：年 1 回 ・県道徳教育研修会：年 1 回 ・人権教育研修会：年 2 回 ・人権移動教室：年 1 回	・道徳教育推進連絡会：年 1 回 ・県道徳教育研修会：年 1 回 ・人権教育研修会：年 2 回 ・人権移動教室：年 1 回

NO.93	情報教育推進事業 (教育指導課)		
事業目的	児童生徒の情報活用能力や情報モラルを育成するとともに、教職員の校務の効率化を図り、児童生徒一人一人に向き合う時間を増やします。		
事業内容	校務支援システムや学習でのコンピュータの活用を図るため、教職員に対して研修会等を実施します。また、児童生徒に対してインターネットや携帯電話などの適切な使い方を始めとする情報モラル教育を充実します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	情報教育研修会の実施回数	年 1 回	年 1 回
	I C T 活用研修会の実施回数	年 3 回	年 3 回
	コンピュータの機器の整備	コンピュータの機器の整備	コンピュータの機器の整備
	コンピュータを活用した教育活動の実施	コンピュータを活用した教育活動の実施	コンピュータを活用した教育活動の実施
	情報モラル教育の実施（携帯電話教室等）	情報モラル教育の実施（携帯電話教室等）	情報モラル教育の実施（携帯電話教室等）

再掲	(NO.65) 教育相談事業	P 64 参照
----	----------------	---------

2 ライフステージ別のこども・若者施策の推進

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

安全・安心にこどもを産み、育てられるよう、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供しています。

各種母子保健事業の実施を通じて産前産後の母子の健康を支え、また、こどもの健やかな成長と、子育てと仕事の両立支援のため、認定こども園や幼稚園、保育所等で幼児教育・保育を提供するとともに、未就園の親子への育児支援を行っています。

こどもの誕生前から幼児期までは、生涯にわたる人格形成とウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の基礎を培う重要な時期であることから、新たに設置する「こども家庭センター」をこども・子育て支援の中核に位置付け、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療・子育て支援サービスの提供と伴走型の相談支援を図ります。

併せて、認定こども園や幼稚園、保育所等における幼児教育・保育の質の向上に努めつつ、障がい児や医療的ケア児、外国につながるこどもをはじめとする特別な配慮を必要とするこどもを含め、こども一人一人の健やかな成長を支える取組を推進します。

再掲	(NO.57) こども家庭センター事業【新規】	P 62 参照
----	-------------------------	---------

NO.94	不妊症・不育症治療費助成事業 (子育て支援課)		
事業目的	少子化及び経済的負担軽減策として、保険適用外の不育症、不妊症治療費の助成を行う。		
事業内容	不妊治療（先進医療分）にかかった費用の一部を助成（上限 5 万円）します。また、保険適用外の不育症治療にかかった費用の一部を助成（上限 2 0 万円）します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	不妊症・不育症治療費助成の実施	不育症治療費助成 0 件 一般不妊治療費助成 6 件	不妊症・不育症治療費助成の実施

再掲	(NO.29) 母子・父子健康手帳の交付	P 54 参照
----	----------------------	---------

NO.95	マタニティクッキング (子育て支援課)		
事業目的	初妊婦を対象に妊娠期の健康増進を図るため、食生活の基本が身につくように支援をします。		
事業内容	初妊婦に対し教室を開催し、試食や栄養教育を通じて食生活の改善を促し、妊婦・胎児の健康を確保します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	教室の実施回数	年 6 回 参加者数 105 人	年 6 回

NO.96	母親・父親教室 (子育て支援課)		
事業目的	妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及啓発とともに、育児の孤立化を予防するため父親の育児参加や仲間づくりを図ります。		
事業内容	初妊婦やその夫を対象に、妊娠や出産、育児、栄養に関する知識を習得できるよう教室を開催します。また、教室を通じた仲間づくりや、妊娠中や産後の不安軽減のためのフォローアップを行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	母親・父親教室の実施回数	・平日開催：1 講座 3 日間を年 6 回。延べ 333 人参加 ・土曜開催：年 9 回延べ 277 人参加	妊娠編 2 日間(平日) 年 6 回。産後編年 12 回(平日・土曜)

NO.97	祖父母教室 (子育て支援課)		
事業目的	子育て世代と祖父母世代が相互に育児についての理解を深め、ともに楽しく育児に向き合えるよう支援します。		
事業内容	妊婦と初孫を迎える祖父母を対象に、育児の今昔、行政サービスの紹介、沐浴実習等の教室を開催します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	祖父母教室の実施回数	年 2 回 (1 回目 16 人、2 回目 16 人参加)	年 2 回

再掲	(NO.32) 妊産婦健康診査	P 55 参照
----	-----------------	---------

NO.98	妊婦歯科検診 (子育て支援課)		
事業目的	妊婦の口腔衛生の向上を図り、歯周疾患に起因する早産の予防ができるよう支援します。		
事業内容	妊娠届時に妊婦歯科検診受診券を配布し、妊娠中の歯科検診を促し、口腔衛生の向上を図ります。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	妊婦歯科検診の実施	妊婦歯科検診受診者 183 人	妊婦歯科検診の実施

NO.99	妊婦のための支援給付 (子育て支援課)		
事業目的	妊婦のための支援給付		
事業内容	妊婦のための支援給付を行います。(1 回目の支給 妊娠の届出をした妊婦に対して 5 万円 2 回目の支給 妊娠しているこどもの数(流産・死産等を含む) に対して 5 万円)		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	支援給付の実施	出産応援金 687 人 子育て応援金 564 人	支援給付の実施

再掲	(NO.47) 妊婦等包括相談支援事業【新規】	P 60 参照
----	-------------------------	---------

再掲	(NO.30) 乳幼児健康相談(すくすく健康相談)【産前・産後サポート事業】	P 54 参照
----	--	---------

NO.100	多胎相談支援事業 (子育て支援課)		
事業目的	多胎児妊娠や育児に関する情報提供や、保護者同士の交流を通じて育児不安の軽減を図ります。		
事業内容	保健師が子育ての相談に応じ、子育て支援センターにて、保護者同士の交流を図ることにより、精神的な負担の軽減や健康の保持を図ります。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	教室の実施 情報提供	ふたごちゃんすぺしゃるデ イ 年3回 (12組参加)	ふたごちゃんすぺしゃるデ イ 年3回

NO.101	訪問指導 (妊産婦、未熟児、乳幼児) (子育て支援課)		
事業目的	乳幼児の健康や生活実態を把握し、保護者への保健指導や支援を目的とする家庭訪問を行います。		
事業内容	乳幼児のいる家庭に訪問し、こどもの健康等に関わる相談や保健指導、保護者からの子育てに関わる様々な相談に応じ、必要に応じて関係機関との連絡調整や支援を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	乳幼児のいる家庭への訪問の実施	訪問件数 実数 1,217 人 延数 1,512 人	乳幼児のいる家庭への 訪問の継続実施

NO.102	産後ケア事業 (子育て支援課)		
事業目的	母親の身体的な回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育むことを支援することにより、母子とその家庭の健やかな育児環境の醸成に寄与します。		
事業内容	デイサービスや訪問により、産後の母体管理や生活指導、授乳方法等育児のサポートをしたり、乳児の発育・発達の確認や産婦への心理的ケアを提供します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	産後ケアの実施	デイサービス型(実 60 人、延べ 78 人) 訪問型(実 58 人、延 べ 81 人)	年 18 回 産後ケアの実施

NO.103	妊産婦健康診査費用助成事業 (子育て支援課)		
事業目的	妊産婦の心身の健康管理及び保健指導を実施し、健診費用の助成を実施します。		
事業内容	妊産婦健診、産後うつスクリーニングを実施し、健診費用の助成をします。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	妊産婦健診の実施	妊産婦健診受診者数 7,735 人	妊産婦健診の実施

NO.104	新生児聴覚検査費用助成事業 (子育て支援課)		
事業目的	新生児への聴覚障がい早期発見・早期療育推進のために実施する新生児聴覚検査費用の助成を行います。		
事業内容	生後 3 か月未満の乳児聴覚検査を実施し、1 人当たり 3 千円を助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	新生児聴覚検査の実施	新生児聴覚検査実施 件数 512 件	検査の実施

NO.105	乳児家庭全戸訪問事業 (子育て支援課)		
事業目的	生後 4 か月までのこどものいる家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みを聞き、家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境を整備します。		
事業内容	生後 4 か月までの全ての乳児を対象に、第 1 子や健康に問題等のある乳児のいる家庭については助産師が、第 2 子以降で乳児や保護者に特に問題がない家庭には保健師が家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	乳児のいる家庭への訪問の実施	訪問件数 573 人	乳児のいる家庭への訪問の実施

再掲	(NO.40) 母子父子福祉相談	P 58 参照
----	------------------	---------

NO.106	離乳食教室 (子育て支援課)		
事業目的	4 ～ 6 か月児をもつ保護者を対象に離乳食に関する知識の習得を支援します。		
事業内容	離乳食開始から完了までの離乳食のすすめ方について学びます。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	教室の実施回数	年 12 回 参加者 148 人	年 12 回

再掲	(NO.31) 7 か月児健康相談	P 55 参照
----	-------------------	---------

NO.107	育児教室 (わんわん、ダンボ) ・親子教室 (あいあいランド) (子育て支援課)		
事業目的	幼児健診等の心理相談により、発達に気になる児や保護者へのフォローアップ教室を行います。		
事業内容	育児教室では、小集団による遊びを通して、発達面の経過観察を行い、保健師などの専門職による個別相談を行います。 親子教室では、小集団による遊び体験や保護者同士のグループミーティング等を行うことにより、子育て支援を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	育児教室実施回数	年 47 回 実人数 75 人 延べ 331 人参加	年 47 回
	親子教室実施回数	年 12 回 実人数 22 人 延べ 65 人参加	年 12 回

NO.108	乳幼児健康教育 (子育て支援課)		
事業目的	子育てに関する知識の習得を支援します。		
事業内容	乳幼児やその家庭の健康保持・増進を図るため、保健師などが各公民館やコミュニティセンターなどに出向き、健康知識の普及や実技指導などを行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	健康や育児に関する知識の普及や実技指導の実施	年 10 回 参加者 74 人	健康教育の実施

NO.109	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援課)		
事業目的	子育て世代の孤立感や育児不安の軽減・解消を図るとともに、親子で楽しく、仲間づくりができる場所を提供します。		
事業内容	地域で孤立しがちな子育て中の保護者の育児不安を解消するため、子育てアドバイザーを配置し、親子の遊びや保護者の息抜き、情報交換や仲間づくりの場所を提供します。 また、子育て中の保護者のグループが、自主的・継続的に行う乳幼児の保育活動や情報交換、親子交流などの活動を支援します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	子育てワークショップの実施	子育てワークショップ 2 か所	子育てワークショップの実施
	子育て支援センター（フリースペース）の実施	子育て支援センター 1 か所（利用者 8,990 人）	子育て支援センターの実施
	子育てひろばの実施	子育てひろば 6 か所（利用者 830 人）	子育てひろばの実施
	つどいの広場の実施	つどいの広場 3 か所（利用者 3,914 人）	つどいの広場の実施

再掲	(NO.33) 乳幼児健康診査	P 55 参照
----	-----------------	---------

再掲	(NO.34) 経過検診（とことこ健康相談・のびのび育児相談）	P 55 参照
----	---------------------------------	---------

NO.110	乳幼児健康診査時集団・個別指導 (子育て支援課)		
事業目的	乳幼児の健全な育成に資するため保健指導を行います。		
事業内容	乳幼児健康診査時に、各月齢の発育、発達、食事、歯科に関して保健師などの専門職による集団・個別指導を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	乳幼児健康診査での集団指導の実施	集団指導 120 回 個別相談 2,276 件	集団指導の実施

再掲	(NO.35) 5 歳児すこやか健康相談	P 55 参照
----	----------------------	---------

再掲	(NO.79) 発達（療育）相談	P 68 参照
----	------------------	---------

NO.111	親子関係形成支援事業【新規】（子ども家庭相談課）		
事業目的	児童との関わり方や子育てに悩み不安を抱えている保護者及びその児童に対し、相談の共有、情報交換ができる場を設け、親子間における適切な関係性の構築を図ります。		
事業内容	親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身に付けるため、グループワーク等を実施します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	フォロー教室の実施回数	年 12 回	年 24 回

再掲	（NO.7）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】	P48 参照
----	---------------------------------	--------

NO.112	通常保育事業（子ども育成課）		
事業目的	保育の必要なこどもに対し、必要な保育を提供することで子育てしやすい環境を整備します。		
事業内容	保育所、認定こども園で、保護者の就労又は疾病などにより保育を必要とするこどもに対して保育を行います。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	待機児童の解消	待機児童 19 人	待機児童 0 人

NO.113	認定こども園の推進（子ども育成課）		
事業目的	幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園を推進し、幼児期における教育と保育の充実を図ります。		
事業内容	幼児教育・保育・地域での子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」を安定的に継続して運営できるよう支援します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	認定こども園への運営補助	補助対象施設数 10 園	補助対象施設数 9 園

NO.114	幼児教育・保育施設等整備費補助（子ども育成課）		
事業目的	幼児教育・保育の安定的な運営が行えるよう、施設等の整備・修繕に要する経費を補助し、幼児教育・保育環境の整備・充実に努めます。		
事業内容	幼稚園、認定こども園の施設整備に要する経費に対して助成します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	必要な施設に対する助成の実施	大規模修繕 1 園 防犯対策 1 園	助成の実施

NO.115	地域型保育事業の推進（子ども育成課）		
事業目的	多様な保育ニーズに的確に対応するため、小規模保育事業の普及・促進を図ります。		
事業内容	小規模保育事業を安定的に継続して運営できるよう支援します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	地域型保育事業者への運営補助	補助対象施設数 4 か所	補助対象施設数 4 か所

NO.116	産休明け保育事業 (子ども育成課)		
事業目的	就労先の状況等により育児休業が取りにくい家庭の保育ニーズに対応します。		
事業内容	産後 8 週間を経過したこどもの保育を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	生後 8 週から 5 か月までのこどもの待機児童の解消	待機児童 0 人	待機児童 0 人
	産休明け保育事業実施か所数の維持	7 園 内訳：保育所（保育所型認定こども園を含む）5 園 小規模保育施設 2 園	7 園 内訳：保育所（保育所型認定こども園を含む）5 園 小規模保育施設 2 園

NO.117	延長保育事業 (子ども育成課)		
事業目的	保護者の就労形態の多様化による通常保育時間外の保育ニーズに対応します。		
事業内容	保育所、認定こども園、小規模保育施設で延長保育を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	利用希望者に対する実利用者の割合	利用率 100% ※実施 保育所 11 園 認定こども園 10 園 小規模保育施設 4 園	利用率 100% ※実施 保育所 11 園 認定こども園 9 園 小規模保育施設 4 園

NO.118	休日保育事業 (子ども育成課)		
事業目的	保護者の就労形態の多様化による休日の保育ニーズに対応します。		
事業内容	休日の保育ニーズに応じて、実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	必要に応じて実施	未実施	必要に応じて実施

NO.119	低年齢児保育推進助成事業 (子ども育成課)		
事業目的	低年齢児の入所希望に対して保育の提供体制を確保します。		
事業内容	保育所等の低年齢児保育にかかる費用に対し助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	民間保育所に対する助成の実施	助成の実施 (実施園 6 園)	助成の実施

NO.120	民間保育所運営費等助成事業 (子ども育成課)		
事業目的	民間保育所の経営基盤の強化を図り、保育サービスを充実します。		
事業内容	民間保育所の運営費等を助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	民間保育所 10 園に対する助成の実施	民間保育所 10 園	民間保育所 10 園

NO.121	民間保育所建設費借入償還金助成事業 (子ども育成課)		
事業目的	民間保育所の施設整備等に関する負担を軽減します。		
事業内容	民間保育所が施設整備及び設備整備のために福祉医療機構等から借入した場合の償還元金について、助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	償還対象の民間保育所に対する助成の実施	実施園 1 園	実施園 1 園

NO.122	認可外保育施設補助事業 (子ども育成課)		
事業目的	認可外保育施設の安定的経営を促進します。		
事業内容	認可外の保育施設に対して、その運営費等を助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	市内認可外保育施設に対する助成の実施	実施園 2 園	対象となる認可外保育施設への助成

NO.123	小規模保育施設指導監査 (子ども育成課)		
事業目的	小規模保育施設に対して、関係法令等に基づき、適合状況の検査を実施し、改善を要する項目について指摘や助言等の指導を行い、小規模保育事業の質の確保及び向上を図ります。		
事業内容	対象の事業所にて実地により指導監査を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	指導監査の実施回数	年 1 回	年 1 回

NO.124	幼児教育アドバイザーの配置 (子ども育成課)		
事業目的	保育者の専門性の向上を図ります。		
事業内容	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者を育成・配置します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	必要に応じて配置	未実施	必要に応じて配置

NO.125	病児・病後児保育事業 (子ども育成課)		
事業目的	病中や病気回復期にある児童の保育を実施することにより、就労する保護者等を支援します。		
事業内容	病中や病気回復期にあり、集団での保育ができない児童を一時的に看護師や保育士が保育します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	利用希望に対する実利用者の割合	病児・病後児保育の実施 (延べ 102 人)	利用率 100%

NO.126	地域の育児支援事業 (子ども育成課)		
事業目的	保育所等で子育てに関する相談の場を提供し、地域における子育てを支援します。		
事業内容	家庭で保育する保護者が育児不安の解消や、子育てに関するアドバイスを受けられるよう育児相談や園庭開放を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	育児相談、園庭開放の実施	育児相談 ・公立保育園 2 園 (延べ 61 件) ・民間保育所 9 園 (延べ 916 件) ・認定こども園 10 園 (延べ 2,001 件) 園庭開放 ・公立保育園 2 園 (延べ 0 人) ・民間保育所 8 園 (延べ 163 人) ・認定こども園 10 園 (延べ 3,764 人)	全ての園で実施

NO.127	幼稚園教材費補助 (子ども育成課)		
事業目的	幼児教育の重要性を認識し、幼児教育の充実及び保護者の経済的負担を軽減します。		
事業内容	幼稚園、認定こども園の設置者に対し、教材教具の購入等に要する経費の一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	教材教具の購入に要する費用の助成	幼稚園、認定こども園への助成	幼稚園、認定こども園への助成

再掲	(NO.75) 教育・保育施設での障がい児受入れ	P 67 参照
----	--------------------------	---------

再掲	(NO.76) 保育所発達サポート事業	P 67 参照
----	---------------------	---------

再掲	(NO.77) 医療的ケア児の受入体制整備	P 67 参照
----	-----------------------	---------

再掲	(NO.8) 外国につながるこども及び保護者支援	P 48 参照
----	--------------------------	---------

再掲	(NO.26) 院内保育の助成	P 54 参照
----	-----------------	---------

NO.128	幼児家庭教育学級等 (社会教育課)		
事業目的	家庭における教育力の向上を支援します。		
事業内容	幼児家庭教育学級等の講座を実施し、親の子育て知識の習得や仲間づくりを支援するとともに、こどもが保育を通じて同年代のこどもたちと集団生活を学ぶ機会を提供します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	幼児家庭教育学級の開催	3 学級	3 学級

NO.129	幼稚園・保育所と小学校の連携推進 (教育指導課)		
事業目的	幼稚園・保育所と小学校の連携を推進し、幼稚園・保育所から小学校への円滑な適応を支援します。		
事業内容	各小学校において、幼保小の架け橋プログラムを踏まえた幼稚園や保育所との交流活動を年間計画に位置付け、年長児と児童との交流活動や授業参観を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	・交流活動の実施 ・教職員間の情報共有及び指導法の工夫に向けた取組の促進	各校において、交流活動を年間 1 回以上実施	各校において、交流活動を年間 1 回以上実施

(2) 学童期・思春期

心身の健やかな成長と未来を切りひらく人づくりを目指して、保護者や地域住民と連携した学校教育を推進するとともに、いじめ防止対策や不登校のこどもへの取組のほか、こども食堂への支援や児童コミュニティクラブでの障がい児の受入れなど、全てのこどもが安全・安心に過ごせる居場所づくりに努めています。

学童期・思春期は、自己肯定感や道徳性、社会性などを育み、自らのアイデンティティを形成していく重要な時期であることから、こども一人一人の個性を尊重し、その可能性を伸ばすための質の高い学校教育とともに、地域とともにある学校づくりを推進します。

また、学童期・思春期の悩みに寄り添う相談事業を実施するほか、誰一人取り残さない、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりに努めます。

さらに、部活動や食育の取組をはじめ、学童期・思春期における心身の発達を支援する取組等を推進します。

再掲	(NO.57) こども家庭センター事業【新規】	P 62 参照
----	-------------------------	---------

再掲	(NO.58) こどもなんでも相談事業【新規】	P 62 参照
----	-------------------------	---------

NO.130	放課後児童健全育成事業 (子ども育成課)		
事業目的	放課後等に児童の預かりを行い、児童の健全育成を図ります。		
事業内容	保護者が就労や病気などで児童の育成をすることができない家庭を対象に、放課後等に児童が安全に生活できる場として「児童コミュニティクラブ」を開設し、遊びを通じた生活指導を行います。 また、教育委員会や小学校と連携を図り、余裕教室や特別教室、体育館等の利用について調整し、放課後子ども教室とあわせた総合的な放課後対策を推進するとともに、事業内容について、市の窓口やホームページ等で利用者や地域住民へ周知します。 併せて、民間事業所の事業拡大、及び新規参入促進による実施場所の確保に努めます。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	利用希望に対する実利用者の割合	令和 5 年 4 月 1 日時点 利用希望者 741 人 実利用者 611 人 利用希望に対する実利用者の割合 82.5%	利用希望に対する実利用者の割合 100%
	民間クラブ参入の促進による実施場所の確保	民間クラブ補助対象 6 事業所	民間クラブ補助対象 7 事業所
	延長利用の実施	延長利用を実施	延長利用を実施

再掲	(NO.125) 病児・病後児保育事業	P 82 参照
----	---------------------	---------

再掲	(NO.78) 児童コミュニティクラブでの障がい児受入れ	P 68 参照
----	------------------------------	---------

再掲	(NO.9) 子ども体験活動事業	P 48 参照
----	------------------	---------

再掲	(NO.12) 移動教室推進事業	P 49 参照
----	------------------	---------

NO.131	小学校教科担当制等推進事業 (教育指導課)		
事業目的	小学校高学年において教科担当制を実施し、小中学校の連携により、きめ細やかな学習指導や生活指導の充実を図ることで、児童の学力向上と円滑な中学校生活への適応を支援します。		
事業内容	非常勤講師の配置を行い、小学校において教科担当制を実施します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	小学校教科担当制等に係る非常勤講師の配置校数	9 校	9 校

再掲	(NO.14) 特色ある教育推進事業	P 50 参照
----	--------------------	---------

再掲	(NO.39) 子ども学習習慣づくり支援事業	P 58 参照
----	------------------------	---------

NO.132	小中学校校舎等改修事業 (教育総務課)		
事業目的	施設・設備の改修や修繕により、教育環境の充実及び施設の維持保全を図ります。		
事業内容	学校施設個別施設計画に基づき、トイレや外壁等の改修工事を計画的に進めるとともに、経常修繕を行い、学校施設を適切に維持管理します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	トイレ・外壁等改修工事実施数	2 か所	5 か所

再掲	(NO.91) 通学路の安全対策	P 74 参照
----	------------------	---------

NO.133	学習活動支援事業 (教育指導課)		
事業目的	児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導が行われるとともに、幼保小中学校の円滑な接続を図ります。		
事業内容	小学校低学年における集団生活への適応と基本的な生活習慣の修得、基礎・基本の確実な定着を図り、学習に取り組む姿勢の修得のため、指導補助員を配置します。また、中学校についても、学習支援及び集団生活への適応を図るため指導補助員を配置します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	指導補助員の配置	・小学校は 10 校に 1～2 人の指導補助員を配置（大山小学校は新規配置、その他の小学校は継続配置） ・中学校は 4 校に 1～2 人の指導補助員を継続配置	・小学校は 10 校に 1～2 人の指導補助員を配置 ・中学校は 4 校に 1～2 人の指導補助員を継続配置

再掲	(NO.13) 創意ある学校づくり推進事業	P 49 参照
----	-----------------------	---------

再掲	(NO.17) 文化教育推進事業			P 51 参照
再掲	(NO.66) 教育支援教室事業			P 64 参照
再掲	(NO.65) 教育相談事業			P 64 参照
再掲	(NO.80) 就学相談			P 68 参照
再掲	(NO.81) 特別支援教育推進事業			P 68 参照
再掲	(NO.82) 特別支援教育環境整備事業			P 69 参照
NO.134	地域学校協働活動推進事業			(社会教育課)
事業目的	幅広い地域住民の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びの場や成長を支えるとともに、「こどもを中心に据えた地域づくり」を目指します。			
事業内容	地域と学校が相互にパートナーとして、様々な取組を行う「地域学校協働活動」を推進します。			
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)	
	地域学校協働活動推進員の配置校数	6 校	14 校	
再掲	(NO.28) 食育料理コンテスト			P 54 参照
再掲	(NO.51) こども食堂への支援			P 60 参照
再掲	(NO.60) 児童育成支援拠点事業【新規】			P 63 参照
再掲	(NO.10) 子ども・若者の居場所づくり推進事業			P 49 参照
再掲	(NO.61) 子ども・若者相談支援事業			P 63 参照
再掲	(NO.89) 子ども・若者の非行・被害防止事業			P 73 参照
再掲	(NO.90) 若者のひきこもり支援事業			P 73 参照
再掲	(NO.93) 情報教育推進事業			P 74 参照
NO.135	地域教育機関等連絡協議会の開催			(教育センター)
事業目的	こどもたちの知・徳・体のバランスある成長のために、市内教育機関等の連携と関係職員、幼児・児童生徒の交流を図ります。			
事業内容	市内にある教育機関の教職員を対象とした「地域教育機関等連絡協議会」を開催し、各教育機関等の教職員、幼児・児童・生徒の交流や情報交換等を行い、連携を図ります。			
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)	
	地域教育機関等連絡協議会の開催回数	年 4 回	年 4 回	

再掲	(NO.36) 思春期栄養改善事業	P 56 参照
----	-------------------	---------

再掲	(NO.37) 中学校給食事業	P 56 参照
----	-----------------	---------

NO.136	部活動推進事業 (教育指導課)		
事業目的	中学校部活動の推進及び活性化を図ります。 また、中学校部活動に加入する保護者の経費的負担を軽減します。		
事業内容	中学校における部活動の振興を図るため、指導協力者を各中学校に派遣するとともに、生徒の各種大会への参加及び大会の運営について中学校体育連盟に対し助成します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	部活動指導協力者の派遣者数	30 人	40 人
	全国関東大会生徒派遣旅費等助成の実施	3 人に対し、全国関東大会生徒派遣旅費等助成の実施	全国関東大会生徒派遣旅費等助成の実施
	伊勢原市中学校体育大会運営助成の実施	伊勢原市中学校体育大会運営助成の実施	伊勢原市中学校体育大会運営助成の実施

NO.137	家庭教育講演会 (社会教育課)		
事業目的	家庭、学校、地域が連携して子育てを支援する意識を醸成します。		
事業内容	家庭教育の一助として、家庭と地域社会の関わりや、こどもを心身ともに健やかに育てるために何をすべきかなど、各テーマを設定して、家庭教育について考える機会を提供します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	家庭教育講演会の開催	3 中学校区単位で実施	より多くの参加機会を拡充できる手法で実施

再掲	(NO.27) 高校生のための食育推進事業	P 54 参照
----	-----------------------	---------

NO.138	子ども・若者健全育成支援事業 (青少年課)		
事業目的	こども・若者育成団体への支援を通じて、こども・若者の健全な育成を推進します。		
事業内容	こども・若者を健全に育成する人材や団体の支援及び、地域で活躍できるこども・若者の育成に努めます。 ジュニアリーダーとしての活動を希望する中学生・高校生に対し、リーダーとしての資質やレクリエーション技術の向上を目的とした研修等を行うとともに、子ども会や自治会等からの派遣依頼を受け、活動の場を提供します(市への登録制)。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	対象団体への補助の実施	10 団体	9 団体
	ジュニアリーダーの育成	ジュニアリーダーズクラブへの支援	ジュニアリーダーの登録者数 35 人

(3) 青年期

様々なライフイベントが重なり、社会的な役割や責任に対する不安などが生じやすい青年期において、若者が自己の可能性を伸展させられるよう、こども・若者の悩み、心配ごとや困ったことの相談に対応する事業を実施しているほか、就労支援や職業体験の取組を行っています。

青年期は、若者が心理的、社会的に発達し、次の成人期への移行を準備する重要な時期であることから、今後も相談支援の取組や就職活動のマッチングを支援する職業体験等の取組を推進するほか、ハローワーク等の関係機関と連携を図りつつ、就労支援や再就職支援に努めます。

再掲	(NO.61) 子ども・若者相談支援事業	P 63 参照
----	----------------------	---------

再掲	(NO.90) 若者のひきこもり支援事業	P 73 参照
----	----------------------	---------

NO.139	若者の就労支援事業 (青少年課)		
事業目的	困難を抱えている等の理由から就職が難しい若者の支援を行います（就職氷河期世代への支援含む）。		
事業内容	電話、面談、メールによる相談を受け、相談者に合った就職支援機関の紹介や情報提供を行います。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	相談支援 制度周知 他機関との連携	相談支援 制度周知 他機関との連携	相談支援 制度周知 他機関との連携

再掲	(NO.62) 公共施設等を活用した学習スペース（フリースペース）の提供【新規】	P 63 参照
----	--	---------

NO.140	はたちのつどいの開催 (青少年課)		
事業目的	20 歳という区切りを迎えた若者に祝福と励ましを送るとともに、郷土「伊勢原」への関心を深める機会として式典を実施します。		
事業内容	対象者代表から成る「はたちのつどい実行委員」を組織し、若者自らが式典の企画・運営を行います。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	式典出席率	71.1%	70%以上

NO.141	就業体験学生(インターンシップ)実習事業 (職員課)		
事業目的	行政体験学習の場を学生に提供することにより、地域の大学と連携した人的資源の活用を図ります。		
事業内容	実習期間中における就業体験学生(インターンシップ)の実習事業を実施します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	就業体験学生の実習事業の実施	年に 5 人程度の受入れ	年に 5 人程度の受入れ

NO.142	若者の結婚支援事業			(青少年課)
事業目的	結婚を望む若者を支援します。			
事業内容	県の婚活支援事業「恋カナ！プロジェクト」と連携します（イベント協力等）。 結婚に関する国・県の事業・制度を周知します（ホームページ掲載等）。			
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）	
	県と連携した支援事業の実施	県と連携した支援事業の実施 1 件	県と連携した支援事業の実施	
	制度周知	－	市ホームページ掲載等 制度周知	
再掲	(NO.38) 再就職への支援			P57 参照

3 子育て当事者への支援施策の推進

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

次代の社会を担うこどもの健やかな育ちと出産・育児を社会全体で応援するため、妊婦のための支援給付をはじめ、各種手当や一時金等の支給を行うほか、こどもが病気やケガなどで医療機関にかかった際に、保険診療医療費の自己負担額を市が助成する事業について、令和6年10月からその対象を18歳の年度末までに拡大するなど、子育てや教育に関する経済的負担の軽減に努めています。

今後も、子育て家庭の経済的負担を目的とする各種支援を推進します。

再掲	(NO.99) 妊婦のための支援給付	P 76 参照
----	--------------------	---------

再掲	(NO.94) 不妊症・不育症治療費助成事業	P 75 参照
----	------------------------	---------

NO.143	出産育児一時金の支給 (保険年金課)		
事業目的	出産にかかる妊産婦の経済的負担を軽減します。		
事業内容	国民健康保険の被保険者が出産した場合に、出産育児一時金を支給します。 ・支給単価 50 万円		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	受給対象者に対する実受給者の割合	100%	100%

再掲	(NO.103) 妊産婦健康診査費用助成事業	P 77 参照
----	------------------------	---------

再掲	(NO.104) 新生児聴覚検査費用助成事業	P 78 参照
----	------------------------	---------

NO.144	養育医療費助成事業 (子育て支援課)		
事業目的	病院又は診療所に入院が必要となる未熟児に対し、その養育に必要な医療費を給付し、成育能力を得させます。		
事業内容	出生時体重が 2,000 g 以下又は身体の諸機能が未熟なために入院が必要となる乳児が指定養育医療機関において治療を行う場合に、入院医療にかかる費用の全部又は一部を給付します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	対象者に対する助成の実施	受給者 11 人	対象者に助成

NO.145	児童手当支給事業 (子育て支援課)		
事業目的	次代の社会を担うこどもの健やかな育ちを、社会全体で応援します。		
事業内容	0 歳から 18 歳の年度末までのこどものいる家庭に児童手当を支給します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	受給対象者に対する支給	受給者数 6,321 人 (うち特例給付 456 人)	受給対象者に対する支給

NO.146	乳幼児家庭に対するおむつ支給【新規】 （子育て支援課）		
事業目的	子育てしやすい環境づくりに向けて、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。		
事業内容	乳児を養育している家庭へ宅配により紙おむつ等を支給します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	申請者に対する紙おむつ等の支給	未実施	申請者に対する紙おむつ等の支給

再掲	（NO.41）こども医療費助成事業	P 58 参照
-----------	--------------------------	----------------

再掲	（NO.42）児童扶養手当支給事業	P 58 参照
-----------	--------------------------	----------------

再掲	（NO.43）ひとり親家庭等医療費助成事業	P 59 参照
-----------	------------------------------	----------------

再掲	（NO.45）母子父子寡婦福祉資金の貸付制度	P 59 参照
-----------	-------------------------------	----------------

再掲	（NO.46）母子家庭等自立支援給付金事業	P 59 参照
-----------	------------------------------	----------------

NO.147	障害児福祉手当支給 （障がい福祉課）		
事業目的	身体・知的障がいのある在宅の重度障がい児の福祉の増進を図ります。		
事業内容	常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい児に、手当を支給します（手当額については物価の変動により改定あり）。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	受給申請者に対する手当の支給	延べ 532 人	受給申請者に対する手当の支給

NO.148	特別児童扶養手当支給 （障がい福祉課）		
事業目的	一定の身体障がい・知的障がい・精神障がいの状態にある児童について手当を支給し、福祉の増進を図ります。		
事業内容	一定の身体障がい・知的障がい・精神障がいの状態にある児童を監護している保護者に対して、手当を支給します（手当額については物価の変動により改定あり）。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	受給申請者に対する手当の支給	189 人	受給申請者に対する手当の支給

NO.149	重度障害者医療費助成 （障がい福祉課）		
事業目的	重度障がい児に対して、医療費の一部を助成することにより、障がい児の保健向上と福祉の増進を図ります。		
事業内容	重度の障がい児が医療機関を受診した場合に、保険対象医療費の自己負担分の一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	助成申請者への助成の実施	72 人	助成申請者への助成の実施

NO.150	自立支援医療（育成医療）費給付 （障がい福祉課）		
事業目的	障がいを除去し、又は軽減するための医療費の一部を助成することにより、保健向上と福祉の増進を図ります。		
事業内容	18歳未満で身体に障がいのある児童が指定された医療機関でその障がいを除去し、又は軽減するために治療を受けた場合に、医療費の一部を助成します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	給付申請者への医療費の給付	47 人	給付申請者への医療費の給付

再掲	（NO.53）幼児教育・保育の無償化	P 61 参照
-----------	---------------------------	----------------

再掲	（NO.54）多子世帯保育料・利用者負担額の軽減	P 61 参照
-----------	---------------------------------	----------------

再掲	（NO.55）実費徴収に伴う補足給付事業	P 61 参照
-----------	-----------------------------	----------------

再掲	（NO.127）幼稚園教材費補助	P 83 参照
-----------	-------------------------	----------------

NO.151	特別支援学校在学者福祉手当支給 （障がい福祉課）		
事業目的	特別支援学校に在学している障がい児の福祉の増進を図ります。		
事業内容	特別支援学校に在学している障がい児に対して、手当を支給します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	受給申請者に対する手当の支給	・小学部以下 30 人 ・中学部以上 64 人	受給申請者に対する手当の支給

再掲	（NO.39）子ども学習習慣づくり支援事業	P 58 参照
-----------	------------------------------	----------------

再掲	（NO.44）ひとり親家庭等入学支度金支給事業	P 59 参照
-----------	--------------------------------	----------------

再掲	（NO.63）要保護及び準要保護児童生徒就学援助	P 63 参照
-----------	---------------------------------	----------------

再掲	（NO.64）特別支援学級児童生徒就学支援	P 64 参照
-----------	------------------------------	----------------

再掲	（NO.136）部活動推進事業	P 88 参照
-----------	------------------------	----------------

再掲	（NO.52）高等学校等進学支援事業【新規】	P 61 参照
-----------	-------------------------------	----------------

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

本市では、地域で子育て家庭を支えられるよう、様々な子育て支援事業やサービスを展開しています。

母親・父親教室、育児教室（わんわん、ダンボ）・親子教室（あいあいランド）、幼児家庭教育学級等、親の子育て知識の習得や仲間づくりを支援しているほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等、地域子ども・子育て支援事業を実施しています。

今後も、ニーズに応じた様々な子育て支援や家庭教育支援を推進するとともに、身近に相談相手がいらない保護者等に寄り添い、切れ目のない支援を提供できるよう、訪問型を含めた家庭支援事業を展開します。

再掲	(NO.57) こども家庭センター事業【新規】	P 62 参照
----	-------------------------	---------

再掲	(NO.95) マタニティクッキング	P 75 参照
----	--------------------	---------

再掲	(NO.96) 母親・父親教室	P 76 参照
----	-----------------	---------

再掲	(NO.97) 祖父母教室	P 76 参照
----	---------------	---------

再掲	(NO.100) 多胎相談支援事業	P 77 参照
----	-------------------	---------

再掲	(NO.101) 訪問指導（妊産婦、未熟児、乳幼児）	P 77 参照
----	----------------------------	---------

NO.152	市内企業等の「かながわ子育て応援団」認証取得の促進（子育て支援課）		
事業目的	「子育てに優しい選ばれる事業者」としてのPRを支援します。		
事業内容	神奈川県で実施している「かながわ子育て応援団」への認証登録を推進します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	市ホームページ等によるPRの実施	市ホームページ等におけるPR	市ホームページ等におけるPR

NO.153	必要な支援策を届ける広報の充実（子育て支援課）		
事業目的	子育て支援情報を効果的にわかりやすく発信します。		
事業内容	市ホームページ「いせはら子育てポータル」やいせはらくらし安心メール、SNS など、様々な手法により情報を発信します。		
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）
	「いせはら子育てポータル」等による子育て支援情報の発信	・クルリン子育てガイドブックの電子化 ・「いせはら子育てポータル」のリニューアル	イベント情報や子育て支援制度の情報発信の充実

再掲	(NO.105) 乳児家庭全戸訪問事業			P 78 参照
再掲	(NO.110) 乳幼児健康診査時集団・個別指導			P 79 参照
再掲	(NO.106) 離乳食教室			P 78 参照
再掲	(NO.107) 育児教室（わんわん、ダンボ）・親子教室（あいあいランド）			P 78 参照
再掲	(NO.108) 乳幼児健康教育			P 79 参照
再掲	(NO.109) 地域子育て支援拠点事業			P 79 参照
NO.154	ファミリー・サポート・センター事業			(子育て支援課)
事業目的	児童の健やかな成長や子育て中の家庭に対する育児の支援体制の充実を図ります。			
事業内容	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と支援を行いたい人（支援会員）からなる会員組織「ファミリー・サポート・センター」を運営し、育児に関する地域の相互援助活動を支援します。			
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）	
	依頼に対する支援率	依頼に対する支援率 100% (・延べ依頼者:1,775 人 ・延べ支援者:1,775 人)	依頼に対する支援率 100%	
	依頼会員数の増加	依頼会員数 485 人	依頼会員数 560 人	
	支援会員数の増加	支援会員数 178 人	支援会員数 200 人	
	両方会員数の増加	両方会員数 8 人	両方会員数 10 人	
NO.155	子育てサポーター養成事業			(子育て支援課)
事業目的	子育て中の親子の地域の相談役として、子育てサポーターを養成します。			
事業内容	地域で孤立しがちな子育て中の親子をサポートし、市の子育て支援事業に従事していただく、子育てサポーターを養成します。			
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）	
	子育てサポーター養成による登録者数	登録人員 132 人 (新規養成 8 人)	登録人員 160 人 (新規養成 10 人)	
再掲	(NO.56) 養育支援訪問事業			P 62 参照
再掲	(NO.59) 子育て世帯訪問支援事業【新規】			P 62 参照
再掲	(NO.85) 子育て短期支援事業【新規】			P 71 参照

再掲	(NO.111) 親子関係形成支援事業【新規】			P 80 参照
再掲	(NO.72) 発達障がい児者及び家庭等支援事業			P 66 参照
NO.156	利用者支援事業（基本型）			（子ども育成課）
事業目的	多種多様な保育サービスや子育て支援サービスの中から、こどもや保護者の家庭の状況に応じた事業を選択し、円滑に利用できるよう支援し、適切な子育て支援サービスの利用につなげます。			
事業内容	こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施します。 ※こども家庭センターで実施する事業は、No.57 に掲載			
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）	
	利用者支援拠点の整備	市役所窓口及び検診会場等 2 か所で実施	市役所窓口及び検診会場等 2 か所で実施	
NO.157	一時預かり事業			（子ども育成課）
事業目的	保護者の疾病、育児の負担軽減、一時的な就労による保育ニーズに対応します。			
事業内容	保護者の冠婚葬祭等、緊急時に一時的に保育が必要な場合に、保育所、幼稚園、認定こども園などで預かりを行います。			
目 標	目標指標	現状値（R5）	目標値（R11）	
	一時預かり事業の実施か所数	保育所 8 園 認定こども園 9 園 小規模保育施設 1 園	保育所 8 園 認定こども園 9 園 小規模保育施設 1 園	
再掲	(NO.126) 地域の育児支援事業			P 83 参照
再掲	(NO.127) 幼稚園教材費補助			P 83 参照
再掲	(NO.128) 幼児家庭教育学級等			P 84 参照
再掲	(NO.51) こども食堂への支援			P 60 参照
再掲	(NO.60) 児童育成支援拠点事業【新規】			P 63 参照
再掲	(NO.131) 小学校教科担当制等推進事業			P 86 参照
再掲	(NO.137) 家庭教育講演会			P 88 参照

(3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

本市では、令和5年3月に「第3次伊勢原市男女共同参画プラン」を策定し、男女がともにいきいきと活躍できる環境づくりや、ワーク・ライフ・バランスの推進を踏まえた仕事・家庭・地域活動の充実等に向けて、男女共同参画事業を計画的に推進しています。

また、男女共同参画社会づくりに関する活動を行う意欲ある団体・個人を「伊勢原市男女共同参画推進サポーター」として募集する制度を令和6年度より開始するなど、多様な主体との連携・協働で男女共同参画を推進しています。

今後も、男性の家事・子育てへの参画の意識改革につながる事業を実施するなど、夫婦が相互に協力しながら子育てを行うことを応援するとともに、企業に対して仕事と子育てを両立できる環境づくりを促す取組を進めます。

再掲	(NO.29) 母子・父子健康手帳の交付	P 54 参照
----	----------------------	---------

再掲	(NO.96) 母親・父親教室	P 76 参照
----	-----------------	---------

NO.158	男女共同参画事業の推進 (人権・広聴相談課)		
事業目的	男女がその人らしく生きる社会を目指します。		
事業内容	男女共同参画社会の実現に向けて、普及啓発活動を推進します。 ・伊勢原市男女共同参画推進委員会の運営 ・いせはら男女共同参画フォーラムの開催 ・ききょうフォーラム通信の作成・発行 ・男女共同参画講座の開催 ・男女共同参画に関する情報提供、啓発誌等の作成発行		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	男女共同参画フォーラム開催回数	年 1 回	年 1 回
	啓発講座等の開催回数	年 8 回	年 6 回
	ワーク・ライフ・バランスに関するホームページの情報提供数	7 件	8 件

再掲	(NO.152) 市内企業等の「かながわ子育て応援団」認証取得の促進	P 94 参照
----	------------------------------------	---------

(4) ひとり親家庭への支援

本市では、ひとり親家庭等が一時的に家事や育児が困難になったときに、家庭生活支援員を派遣するなど、ひとり親家庭の日常生活を支援する事業を実施しているほか、ひとり親家庭の経済的自立やこどもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当の支給や医療費助成、福祉資金の貸付等を行っています。

今後も、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、経済的支援のほか、生活支援、子育て支援、就労支援等に取り組みます。

再掲	(NO.40) 母子父子福祉相談	P 58 参照
----	------------------	---------

NO.159	ひとり親家庭等日常生活支援事業 (子育て支援課)		
事業目的	ひとり親家庭等の自立と生活の安定を図ります。		
事業内容	ひとり親家庭等が、病気等で一時的に家庭支援等のサービスを必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣することにより、日常生活における生活援助と育児支援を行います。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	利用希望に対する支援の実施	派遣事業の実施 0 件 委託事業の継続事業 所 1 か所	利用希望に対する支援 の実施

再掲	(NO.42) 児童扶養手当支給事業	P 58 参照
----	--------------------	---------

再掲	(NO.43) ひとり親家庭等医療費助成事業	P 59 参照
----	------------------------	---------

再掲	(NO.84) 母子生活支援施設への保護	P 70 参照
----	----------------------	---------

再掲	(NO.46) 母子家庭等自立支援給付金事業	P 59 参照
----	------------------------	---------

再掲	(NO.48) ひとり親福祉協会への支援	P 60 参照
----	----------------------	---------

再掲	(NO.49) ハローワークとの連携による「ひとり親家庭等の親」に向けた就労支援	P 60 参照
----	--	---------

再掲	(NO.50) JR 通勤定期乗車券の購入割引	P 60 参照
----	-------------------------	---------

再掲	(NO.45) 母子父子寡婦福祉資金の貸付制度	P 59 参照
----	-------------------------	---------

再掲	(NO.44) ひとり親家庭等入学支度金支給事業	P 59 参照
----	--------------------------	---------

4 施策推進の基盤となる取組

(1) こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法の基本理念には、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、『自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること』、『その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること』」が掲げられています。

この理念に則り、本市は本計画の策定に当たり、幼児から小中高生、大学生世代、20歳代の若者まで、幅広いこども・若者の意見を聴取する取組を行いました。

今後も、様々な機会を捉え、こども・若者の意見を聴き、社会参画を促進する取組を推進します。

NO.160	地元大学と連携した市の取組への学生の参画 (経営企画課)		
事業目的	地元の大学生が身近な行政サービスの仕組みを理解し、地域の問題について深く考える機会を提供します。また、固定概念にとらわれない学生視点からの提案は、行政サービスの改善につながり、さらに、若者の地域参加を促進します。		
事業内容	地元大学と連携し、大学生が市の各種取組（市主催・後援イベントや行政サービスへの従事）へ参画する機会を提供します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	学生が参画した市の取組数	28 件	31 件

再掲	(NO.141) 就業体験学生(インターンシップ)実習事業	P 89 参照
----	-------------------------------	---------

NO.161	こども・若者の意見聴取 (子育て支援課)		
事業目的	こどもまんなか社会の実現に向けて、こども・若者の意見を聴き政策に反映する取組を推進します。		
事業内容	こども・若者の状況やニーズをより的確に踏まえ、政策への反映に向けて、こども・若者の意見を聴取します。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	こども・若者の意見聴取	検討段階	意見聴取

再掲	(NO.138) 子ども・若者健全育成支援事業	P 88 参照
----	-------------------------	---------

再掲	(NO.61) 子ども・若者相談支援事業	P 63 参照
----	----------------------	---------

再掲	(NO.140) はたちのつどいの開催	P 89 参照
----	---------------------	---------

(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

市内にある教育機関の教職員を対象とした「地域教育機関等連絡協議会」を開催し、各教育機関等の教職員、幼児・児童・生徒の交流や情報交換等を行っているほか、複雑多様化することにも関する相談内容に対応する人材として、相談事業を担う専門職（スクールソーシャルワーカー等）の確保と配置に取り組んでいます。

今後も、こども・若者の健やかな育ちに対する支援、子育て支援や教育に携わる担い手の確保に努めるとともに、その資質や専門性の向上を図るため、研修の充実や研究活動の活性化等に努めます。

再掲	(NO.138) 子ども・若者健全育成支援事業	P 88 参照
----	-------------------------	---------

NO.162	教育研究、研修の充実 (教育指導課)		
事業目的	教職員の資質能力の向上を目指し、授業研究を中心として研究・研修内容の充実を図るとともに、学校と教育委員会の協働による研究・研修体制を構築します。		
事業内容	小中学校に対する教育指定研究や教職員への研修等を計画的に推進し、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	指定校による学校研究の実施	指定校による教育研究の継続実施 ・小学校 4 校 ・中学校 1 校	指定校による教育研究の継続実施 ・小学校 4 校 ・中学校 1 校
	初任者から 3 年目までの全ての小中学校教員を対象とした学習指導訪問の実施	初任者から 3 年目までの全ての小中学校教員を対象とした学習指導訪問の継続実施	初任者から 3 年目までの全ての小中学校教員を対象とした学習指導訪問の継続実施

再掲	(NO.133) 学習活動支援事業	P 86 参照
----	-------------------	---------

再掲	(NO.93) 情報教育推進事業	P 74 参照
----	------------------	---------

再掲	(NO.131) 小学校教科担当制等推進事業	P 86 参照
----	------------------------	---------

再掲	(NO.135) 地域教育機関等連絡協議会の開催	P 87 参照
----	--------------------------	---------

（３）こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための気運醸成

毎年 11 月の「子ども・若者育成支援推進強調月間」において、こども・若者が家庭や地域とのつながりの中で健やかに育成されるための取組等を実施しています。

また、前述の「伊勢原市男女共同参画推進サポーター制度」のほか、従業員のためのこども・子育て支援を制度化している事業者を認証する県の制度「かながわ子育て応援団」の勧奨や認証取得の支援を行っており、子育てにやさしい社会づくりに向けた気運醸成に努めています。

今後も、こども・若者を取り巻く多様で複合的な問題の解決に向け、関係団体や市民の協力のもと、こども・若者を孤立させずに地域社会で支えていく取組を推進するとともに、そのほか様々な取組を通じて、こども・若者や子育て当事者を地域社会全体で支える気運の醸成に努めます。

再掲	(NO.152) 市内企業等の「かながわ子育て応援団」認証取得の促進	P 94 参照
----	------------------------------------	---------

再掲	(NO.153) 必要な支援策を届ける広報の充実	P 94 参照
----	--------------------------	---------

NO.163	子ども・若者育成支援推進強調月間 (青少年課)		
事業目的	「子供・若者育成支援推進大綱(令和 3 年 4 月)」で 11 月に設定されている「子供・若者育成支援推進強調月間」に合わせ、市内のこども・若者が家庭や地域とのつながりを深めることを目的とした、健全育成のための啓発事業等を実施します。		
事業内容	・市ホームページ、広報いせはら等への記事掲載等による周知啓発 ・啓発物品の配布 ・こども・若者育成支援に向けたイベントの実施（少年地域体験学習事業、ふれあい工作ランド、若者のひきこもり支援講演会等）		
目 標	目標指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
	イベント参加人数	670 人	800 人

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、平日日中の教育・保育（認定こども園、幼稚園、保育所等）及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

本市では、第1期計画（平成27年度～31年度）及び第2期計画（令和2年度～6年度）と継続して、平日日中の教育・保育については、社会的、地理的な条件、保護者の移動実態、現在の幼稚園、保育所の利用実態などを勘案し、市域全域を1区域として設定しています。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、教育・保育施設の区域と共通とすることが基本となること、市域全体を単位として実施している事業が多いことを勘案し、教育・保育と同様に、市域全域を1区域として設定しています。

なお、放課後児童健全育成事業については、小学校区を単位として実施していることから、「小学校区」を1区域として設定しています。

本市は、第3期となる本計画においても、この区域設定を継続します。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み推計の考え方

子ども・子育て支援事業計画では、5年を1期として、5年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業についての量の見込みを算出し、その確保方策（提供体制の確保の内容及び実施時期）を定めることとなっています。

(1) 量の見込み及び確保方策を設定する事業

教育・保育

支給認定区分			対象事業	事業概要
1号	こどもが満3歳以上	専業主婦（夫） 家庭、就労時間が短い家庭	● 幼稚園 ● 認定こども園	幼稚園及び認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）で、教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施します。
		共働きであるが、幼稚園等の利用を希望する家庭		幼稚園等で、教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施するとともに、預かり保育を実施します。
2号	こどもが満3歳以上	共働きの家庭	● 保育所 ● 認定こども園 ● 企業主導型保育施設の地域枠※1	保育所及び認定こども園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応します。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応します。
3号	こどもが満3歳未満	共働きの家庭	● 保育所 ● 認定こども園 ● 地域型保育事業 ● 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）※2 ● 企業主導型保育施設の地域枠	保育所及び認定こども園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応します。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応します。 地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）等で、上記と同様の対応をします。

※1 企業主導型保育施設は、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外のこどもを受け入れる枠（地域枠）を設けることができます。

※2 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業です。

地域子ども・子育て支援事業

事業		事業概要	対象年齢等
①	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 ○基本型・・・こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業の利用支援、関係機関との連絡調整等を行います。 ○こども家庭センター型（旧母子保健型）・・・保健師等によるこども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行います。	妊産婦、子育て中の親子等
②	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	0～2歳
③	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。	0歳
⑤	養育支援訪問事業	要保護児童対策協議会で対応された様々な原因で子育てが困難になっている家庭に対して、家庭を訪問し、適切な養育や安定した生活基盤が整えられるよう、個々の状況に応じた相談、指導、支援を行うほか、その関連機関の専門性強化や連携強化のための取組を行う事業です。	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
⑥	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
⑦	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。 ○短期入所生活援助事業（ショートステイ事業） …緊急一時的に児童を養育・保護する事業 ○夜間養護等事業（トワイライトステイ事業） …平日の夜間又は休日に児童を保護する事業	0～5歳

事業		事業概要	対象年齢等
⑧	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	0～5歳、 小学校1～6年生
⑨	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	幼稚園型 3～5歳（幼稚園在園児）
			幼稚園型以外 0～5歳
⑩	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、勤務時間や就労時間の長時間化に伴う保育ニーズに対応するため、保育所等に在園する児童を、通常の保育時間を延長して保育する事業です。	0～5歳
⑪	病児・病後児保育事業	こどもが病気又は病気の回復期にあって、集団での教育・保育や家庭での保育が困難な場合に、適切な保育環境が確保される施設で一時的に預かる事業です。	0～5歳、 小学校1～3年生
⑫	放課後児童健全育成事業	保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	小学校1～6年生
⑬	実費徴収に係る補足給付を行う事業	生活保護世帯など、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成を受ける幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業です。	低所得で生計が困難である支給認定保護者のこども
⑭	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	幼稚園、保育所などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所などの設置又は運営を促進するための事業です。	新規参入施設等の事業者
⑮	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。	保護者による監護が不適当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等

事業		事業概要	対象年齢等
①⑥	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。	不適切な養育環境にあったり、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及び保護者
①⑦	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。	保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等
①⑧	妊婦等包括相談支援事業	①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③乳児家庭全戸訪問、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業です。	妊産婦（夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨）
①⑨	産後ケア事業	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。	産後ケアを必要とする者
②⑩	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる事業です。	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童

※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、試行期間である令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置付けられていますが、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。

(2) 量の見込みの推計方法

各事業の量の見込みの推計は、国の手引きに基づき、「ニーズ調査結果から推計する方法」と、各事業の「事業実績から推計する方法」があり、本市は各事業の特性に応じて、いずれかの推計方法を用いた量の見込みを設定します。

【推計方法1】ニーズ調査結果から推計する方法

ニーズ調査結果から「量の見込み」を推計し、確保方策等を設定する流れは、次のとおりです。

(1) 家庭類型の分類

未就学児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となるこどもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」※に分類します。

(2) 各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。

(3) 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 家庭類型 × 事業の利用意向

計画期間（令和7年度～11年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを推計します。

(4) 量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか（既存の施設等での供給、又は新規体制の整備など）について、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

※家庭類型の分類の仕方

父親 母親		父親不在	フルタイム (育休・介護休業中を含む)	パートタイム (育休・介護休業中を含む)			現在は就労していない 就労したことがない
				120時間以上	64時間以上 120時間以下	64時間未満	
母親不在		タイプA					
フルタイム (育休・介護休業中を含む)			タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	
パートタイム (育休・介護休業中を含む)	120時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'		
	64時間以上 120時間以下		タイプC'				
	64時間未満						
現在は就労していない 就労したことがない			タイプD			タイプF	

【推計方法2】事業実績から推計する方法

各事業の特性に応じて、事業実績から「量の見込み」を推計し、確保方策等を設定します。その流れは、次のとおりです。

（１）各事業の第３期計画期間の利用率の推計

令和２年度～５年度の各年度の利用率（利用者数÷対象児童人口）を計算した後、令和２年度～５年度の利用率の伸び（トレンド）や平均に基づき、第３期計画期間（令和７年度～１１年度）の利用率を推計します。



（２）量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 事業の利用率

計画期間（令和７年度～１１年度）の推計児童人口に、上記（１）で推計した各事業の利用率を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを推計します。



（３）量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか（既存の施設等での供給、又は新規体制の整備など）について、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 1号認定

○認定こども園及び幼稚園の入園を希望する満3歳以上のこどもです。

○1日4時間程度の幼児教育を受けます。

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要定員総数)	843 人	771 人	731 人	723 人	718 人
②確保量 (定員総数)	1,833 人	1,833 人	1,833 人	1,833 人	1,833 人
認定こども園	1,483 人	1,483 人	1,483 人	1,483 人	1,483 人
幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
私学助成を受ける幼稚園	350 人	350 人	350 人	350 人	350 人
過不足 (②－①)	+990 人	+1,062 人	+1,102 人	+1,110 人	+1,115 人

各年度4月1日時点

確保方策

1号認定は、既存の認定こども園及び幼稚園の定員の中で受入れを図ります。

【参考】第2期計画期間の申込者数と確保量

区分	第2期計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①申込者数 (人)	1,202 人	1,115 人	1,101 人	1,053 人	965 人
②確保量 (定員総数)	2,018 人	2,018 人	1,995 人	1,961 人	1,930 人
認定こども園	1,668 人	1,668 人	1,645 人	1,611 人	1,580 人
幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
私学助成を受ける幼稚園	350 人	350 人	350 人	350 人	350 人

各年度4月1日時点

(2) 2号認定

- 認定こども園及び保育所の入園を希望する満3歳以上の保育が必要な子どもです。
- 両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日 11 時間）までの利用ができます。
- 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用ができます。

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要定員総数)	1,147 人	1,111 人	1,057 人	1,041 人	1,034 人
②確保量 (定員総数)	1,087 人	1,087 人	1,087 人	1,087 人	1,087 人
認定こども園	443 人	443 人	443 人	443 人	443 人
保育所	644 人	644 人	644 人	644 人	644 人
過不足 (②－①)	▲60 人	▲24 人	+30 人	+46 人	+53 人

各年度4月1日時点

確保方策

2号認定は、既存の認定こども園及び保育所の定員の中で受入れを図ります。

【参考】第2期計画期間の申込者数と確保量

区分	第2期計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①申込者数 (人)	985 人	964 人	967 人	1,011 人	1,023 人
②確保量 (定員総数)	1,188 人	1,188 人	1,167 人	1,132 人	1,105 人
認定こども園	434 人	434 人	503 人	488 人	461 人
保育所	754 人	754 人	664 人	644 人	644 人

各年度4月1日時点

(3) 3号認定

- 認定こども園、保育所及び小規模保育施設の入園を希望する満3歳未満のこどもです。
- 両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日 11 時間）までの利用ができます。
- 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用ができます。

◆0歳

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要定員総数)	138人	137人	136人	134人	133人
②確保量 (定員総数)	141人	141人	141人	141人	141人
認定こども園	18人	18人	18人	18人	18人
保育所	105人	105人	105人	105人	105人
小規模保育施設	18人	18人	18人	18人	18人
過不足 (②－①)	+3人	+4人	+5人	+7人	+8人

各年度4月1日時点

確保方策

3号認定（0歳）は、既存の認定こども園、保育所及び小規模保育施設の定員の中で受入れを図ります。

【参考】第2期計画期間の申込者数と確保量

区分	第2期計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①申込者数（人）	88人	88人	75人	86人	73人
②確保量（定員総数）	147人	148人	141人	141人	141人
認定こども園	12人	12人	18人	18人	18人
保育所	121人	121人	105人	105人	105人
小規模保育施設	14人	15人	18人	18人	18人

各年度4月1日時点

◆1歳

第3期計画期間の量の見込みと確保量等

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要定員総数)	260人	294人	288人	284人	281人
②確保量 (定員総数)	272人	281人	281人	281人	281人
認定こども園	80人	80人	80人	80人	80人
保育所	168人	168人	168人	168人	168人
小規模保育施設	24人	24人	24人	24人	24人
既存施設の定員見直し	0人	9人	9人	9人	9人
過不足(②-①)	+12人	▲13人	▲7人	▲3人	0人

各年度4月1日時点

確保方策

3号認定(1歳)は、市内認定こども園、保育所及び小規模保育施設の設置者と調整して定員の見直しを実施し、定員の拡充を図ります。

【参考】第2期計画期間の申込者数と確保量

区分	第2期計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①申込者数(人)	269人	257人	273人	262人	275人
②確保量(定員総数)	265人	266人	272人	272人	272人
認定こども園	54人	54人	80人	80人	80人
保育所	190人	190人	168人	168人	168人
小規模保育施設	21人	22人	24人	24人	24人

各年度4月1日時点

◆2歳

第3期計画期間の量の見込みと確保量等

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要定員総数)	345人	331人	358人	350人	347人
②確保量 (定員総数)	329人	331人	347人	347人	347人
認定こども園	109人	109人	109人	109人	109人
保育所	193人	193人	193人	193人	193人
小規模保育施設	27人	27人	27人	27人	27人
既存施設の定員見直し	0人	2人	18人	18人	18人
過不足(②-①)	▲16人	0人	▲11人	▲3人	0人

各年度4月1日時点

確保方策

3号認定(2歳)は、市内認定こども園、保育所及び小規模保育施設の設置者と調整して定員の見直しを実施し、定員の拡充を図ります。

【参考】第2期計画期間の申込者数と確保量

区分	第2期計画				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①申込者数(人)	306人	282人	328人	300人	309人
②確保量(定員総数)	337人	336人	331人	329人	329人
認定こども園	104人	104人	119人	109人	109人
保育所	207人	207人	185人	193人	193人
小規模保育施設	26人	25人	27人	27人	27人

各年度4月1日時点

◆0～2歳の保育利用率

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①推計人口(人)	1,783人	1,771人	1,800人	1,777人	1,758人
②確保量(定員総数)	742人	753人	769人	769人	769人
保育利用率(②÷①)	41.6%	42.5%	42.7%	43.3%	43.7%

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

- 基本型・・・子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業の利用支援、関係機関との連絡調整等を行います。
- こども家庭センター型（旧母子保健型）・・・保健師等によるこども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行います。

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（実施か所数）	3か所	7か所	7か所	7か所	7か所
②確保量（実施か所数）	3か所	7か所	7か所	7か所	7か所
基本型	2か所	6か所	6か所	6か所	6か所
こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足（②－①）	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

◆地域子育て相談機関

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（実施か所数）	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②確保方策（実施か所数）	0か所	4か所	4か所	4か所	4か所
過不足（②－①）	▲4か所	0か所	0か所	0か所	0か所

確保方策

現在の子育て世代包括支援センターの意義や機能は維持した上で組織を見直した「こども家庭センター」を開設し、こども家庭センター型として利用支援事業を実施します。

また、各中学校区（市内4区）に1か所ずつ地域子育て相談機関を設置し、こども家庭センターと連携を図ることで、より迅速な実態把握と適切な対応に努めます。

【参考】第2期計画期間の実施か所数

区分	第2期計画				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実施か所数（実施か所数）	2か所	3か所	3か所	3か所	3か所
基本型	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター等）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分		第3期計画				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（年間延利用者数）		21,814 人	21,667 人	22,022 人	21,740 人	21,508 人
②確保量	（実施か所数）	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
	（年間受入可能人数）	35,678 人	35,678 人	35,678 人	35,678 人	35,678 人
過不足（②－①）		+13,864 人	+14,011 人	+13,656 人	+13,938 人	+14,170 人

確保方策

現在の実施体制（市内9か所）を維持し、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供することで、子育ての孤立感、負担感の解消に努めます。

【参考】第2期計画期間の利用者数と確保量

区分		第2期計画			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①利用者数（年間延利用）		5,627 人	10,281 人	11,395 人	13,734 人
②確保量	（実施か所数）	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
	（年間受入可能人数）	31,350 人	31,350 人	31,350 人	31,350 人

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分		第3期計画				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	(年間実利用者数)	606 人	595 人	588 人	582 人	576 人
	(年間延利用回数)	7,063 回	6,935 回	6,853 回	6,783 回	6,713 回
②確保量 (年間延利用回数)		8,484 回	8,330 回	8,232 回	8,148 回	8,064 回
過不足 (②－①)		+1,421 回	+1,395 回	+1,379 回	+1,365 回	+1,351 回

確保方策

○引き続き、国基準の検査項目、検査回数に応じた受診が適切に行われるよう、提供体制を確保していきます。

○確保のための提供体制は以下のとおりです。

- 実施場所：各医療機関
- 実施体制：医師、助産師等
- 検査項目及び実施時期：国基準による8項目、14回

【参考】第2期計画期間の利用者数、回数と確保量

区分		第2期計画			
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①-1 利用者数 (年間実利用者数)		675 人	647 人	619 人	627 人
①-2 健診回数 (健診回数)		7,673 回	7,667 回	7,391 回	7,200 回
②確保量 (年間延利用回数)		10,122 回	10,038 回	9,954 回	9,870 回

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（年間訪問乳児数）	606人	595人	588人	582人	576人
②確保量（年間訪問乳児数）	606人	595人	588人	582人	576人
過不足（②－①）	0人	0人	0人	0人	0人

確保方策

○引き続き、全ての乳児家庭に訪問できる体制を確保していきます。

○確保のための提供体制は以下のとおりです。

- 実施体制：保健師、助産師
- 実施機関：市

【参考】第2期計画期間の年間訪問乳児数と確保量

区分	第2期計画			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①利用者数（年間訪問乳児数）	616人	632人	640人	573人
②確保量（年間訪問乳児数）	704人	698人	692人	686人

(5) 養育支援訪問事業

要保護児童対策協議会で対応された様々な原因で子育てが困難になっている家庭に対して、家庭を訪問し、適切な養育や安定した生活基盤が整えられるよう、個々の状況に応じた相談、指導、支援を行うほか、その関連機関の専門性強化や連携強化のための取組を行う事業です。

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（年間延利用件数）	5件	5件	5件	5件	5件
②確保量（年間延利用件数）	5件	5件	5件	5件	5件
過不足（②－①）	0件	0件	0件	0件	0件

確保方策

要保護児童対策地域協議会等と連携し、対象家庭の把握に努めるとともに、養育支援が必要な児童に対して迅速に対応するなど、引き続き、児童虐待の未然防止を図ります。

【参考】第2期計画期間の利用件数

区分	第2期計画			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①年間延利用件数	1件	4件	9件	4件

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

第3期計画の方針

伊勢原市要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携し、専門性の強化、ネットワーク機関間の連携強化を図るとともに、虐待の未然防止、リスクの把握、早期対応のできる環境づくりに努めます。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。

○短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）…緊急一時的に児童を養育・保護する事業

○夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）…平日の夜間又は休日に児童を保護する事業

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分		第3期計画				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（年間延利用者数）		264人	264人	264人	264人	264人
②確保量	（実施か所数）	0か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	（年間延利用者数）	0人	264人	264人	264人	264人
過不足（②－①）		▲264人	0人	0人	0人	0人

確保方策

令和6年度現在は未実施の事業であり、養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、適切な支援が可能となるよう、令和8年度からの新規実施に向けた支援体制の整備に努めます。

【参考】第2期計画期間の利用者数と確保量

事業未実施のため実績なし

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間延利用者数） ※就学児童利用分	627人	648人	668人	689人	709人
②確保量（年間延利用者数） ※就学児童利用分	1,562人	1,562人	1,562人	1,562人	1,562人
過不足（②－①）	+935人	+914人	+894人	+873人	+853人

確保方策

第2期計画における、登録支援会員数（約178人）に年間平均支援回数（8.77回）を掛け合わせた値（1,562人）を確保量とし、今後も支援会員の確保に努めます。

【参考】第2期計画期間の利用者数と確保量

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①利用者数（年間延利用者数） ※就学児童利用分	621人	533人	305人	765人
②確保量（年間延利用者数） ※就学児童利用分	621人	533人	305人	765人

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①認定こども園及び幼稚園の在園児を対象とする一時預かり（幼稚園型）

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（年間延利用者数）	26,259人	24,896人	23,656人	23,334人	23,176人
主に保育の必要性がない世帯 （1号相当）による不規則の利用	9,970人	9,118人	8,645人	8,551人	8,492人
主に保育の必要性がある世帯 （2号相当）による定期的な利用	16,289人	15,778人	15,011人	14,784人	14,684人
②確保量（年間延利用者数）	26,259人	24,896人	23,656人	23,334人	23,176人
過不足（②－①）	0人	0人	0人	0人	0人

確保方策

引き続き、既存の認定こども園及び幼稚園において受入れを図ります。

【参考】第2期計画期間の利用者数と確保量

区分	第2期計画			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①利用者数（年間延利用者数）	18,956人	18,701人	20,960人	26,259人
②確保量（年間延利用者数）	18,956人	18,701人	20,960人	26,259人

②保育所等における一時預かり（幼稚園型以外）

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（年間延利用者数）	1,786人	1,724人	1,687人	1,667人	1,652人
一時預かり事業（保育所等）					
ファミリー・サポート・センター事業 ※就学前児童利用分	1,786人	1,724人	1,687人	1,667人	1,652人
休日保育（トワイライトステイ）					
②確保量（年間延利用者数）	1,752人	1,752人	1,752人	1,752人	1,752人
一時預かり事業（保育所等・民間）	1,267人	1,267人	1,267人	1,267人	1,267人
一時預かり事業（保育所等・公立）	390人	390人	390人	390人	390人
ファミリー・サポート・センター事業 ※就学前児童利用分	95人	95人	95人	95人	95人
休日保育（トワイライトステイ）	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（②－①）	▲34人	+28人	+65人	+85人	+100人

確保方策

量の見込みに対応した供給量を確保するため、公立保育所で1日平均1.5人を恒常的に実施できる体制を整えます。

【参考】第2期計画期間の利用者数と確保量

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①利用者数（年間延利用者数）	1,168人	1,048人	1,540人	1,762人
一時預かり事業（保育所等）	1,037人	911人	1,487人	1,704人
ファミリー・サポート・センター事業 ※就学前児童利用分	131人	137人	53人	58人
休日保育（トワイライトステイ）	0人	0人	0人	0人
②確保量（年間延利用者数）	2,063人	1,361人	2,765人	2,650人
一時預かり事業（保育所等）	1,932人	1,224人	2,712人	2,592人
ファミリー・サポート・センター事業 ※就学前児童利用分	131人	137人	53人	58人
休日保育（トワイライトステイ）	0人	0人	0人	0人

(10) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、勤務時間や就労時間の長時間化に伴う保育ニーズに対応するため、保育所等に在園する児童を、通常の保育時間を延長して保育する事業です。

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（年間実利用者数）	835人	827人	812人	799人	793人
②確保量（年間実利用者数）	835人	827人	812人	799人	793人
過不足（②－①）	0人	0人	0人	0人	0人

確保方策

引き続き、既存の認定こども園及び保育所において受入れを図ります。

【参考】第2期計画期間の利用者数と確保量

区分	第2期計画			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①利用者数（年間実利用者数）	813人	826人	754人	814人
②確保量（年間実利用者数）	813人	826人	754人	814人

(11) 病児・病後児保育事業

こどもが病気又は病気の回復期にあって、集団での教育・保育や家庭での保育が困難な場合に、適切な保育環境が確保される施設で一時的に預かる事業です。

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（年間延利用者数）	714 人	687 人	675 人	665 人	660 人
就学前児童	476 人	458 人	450 人	443 人	440 人
就学児童	238 人	229 人	225 人	222 人	220 人
②確保量（年間延利用者数）	1,464 人	1,464 人	1,464 人	1,464 人	1,464 人
過不足（②－①）	+750 人	+777 人	+789 人	+799 人	+804 人

確保方策

引き続き、既存の実施体制において受入れを図ります。

【参考】第2期計画期間の利用者数と確保量

区分	第2期計画			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①利用者数（年間延利用者数）	12 人	49 人	72 人	102 人
就学前児童	12 人	48 人	67 人	86 人
就学児童	0 人	1 人	5 人	16 人
②確保量（年間延利用者数）	1,464 人	1,464 人	1,464 人	1,464 人

(12) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分		第3期計画				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（年間実利用者数）		955 人	962 人	966 人	968 人	969 人
	1 年生	314 人	316 人	312 人	310 人	307 人
	2 年生	271 人	274 人	279 人	275 人	278 人
	3 年生	211 人	219 人	221 人	233 人	232 人
	4 年生	111 人	105 人	106 人	105 人	107 人
	5 年生	36 人	37 人	36 人	35 人	34 人
	6 年生	12 人	11 人	12 人	10 人	11 人
②確保量	（実施か所数）	18 か所	18 か所	18 か所	19 か所	19 か所
	（年間実利用者数）	1,012 人	1,052 人	1,052 人	1,072 人	1,072 人
過不足（②－①）		+57 人	+90 人	+86 人	+104 人	+103 人

確保方策

市全体としては、現在の確保量で需要を満たす見込みですが、小学校区単位でみると、一部の小学校区では不足が見込まれるため、次の確保方策を検討します。

- 民間委託の推進や、民間が実施する事業の拡大、新規参入の促進に取り組み、事業の実施場所と担い手の確保に努めます。

【参考】第2期計画期間の申込者数と確保量

区分		第2期計画				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①申込者数（人）		964 人	883 人	902 人	923 人	939 人
	1 年生	276 人	266 人	311 人	280 人	312 人
	2 年生	264 人	257 人	240 人	282 人	260 人
	3 年生	233 人	199 人	185 人	192 人	214 人
	4 年生	122 人	115 人	112 人	112 人	105 人
	5 年生	57 人	31 人	42 人	44 人	35 人
	6 年生	12 人	15 人	12 人	13 人	13 人
②確保量（年間実利用者数）		922 人	933 人	973 人	974 人	974 人

第3期計画期間の量の見込みと確保量（小学校区単位）

【伊勢原小学校区】

年間実利用者数	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1年生	40人	41人	39人	39人	39人
2年生	34人	33人	35人	33人	35人
3年生	23人	25人	25人	28人	28人
4年生	11人	10人	12人	10人	11人
5年生	9人	8人	8人	8人	7人
6年生	3人	4人	3人	3人	2人
①量の見込み	120人	121人	122人	121人	122人
②確保量	122人	122人	122人	122人	122人
過不足（②－①）	+2人	+1人	0人	+1人	0人

【大山小学校区】

年間実利用者数	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1年生	5人	4人	3人	3人	3人
2年生	4人	4人	3人	3人	3人
3年生	2人	4人	4人	3人	3人
4年生	3人	2人	3人	3人	3人
5年生	0人	0人	0人	0人	0人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
①量の見込み	14人	14人	13人	12人	12人
②確保量	20人	20人	20人	20人	20人
過不足（②－①）	+6人	+6人	+7人	+8人	+8人

【高部屋小学校区】

年間実利用者数	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1年生	26人	27人	26人	26人	25人
2年生	20人	19人	20人	19人	19人
3年生	15人	16人	15人	16人	16人
4年生	13人	12人	13人	12人	12人
5年生	1人	1人	1人	1人	1人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
①量の見込み	75人	75人	75人	74人	73人
②確保量	76人	76人	76人	76人	76人
過不足（②－①）	+1人	+1人	+1人	+2人	+3人

【比々多小学校区】

年間実利用者数	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1年生	37人	38人	37人	36人	36人
2年生	36人	35人	36人	36人	36人
3年生	26人	24人	24人	27人	27人
4年生	18人	18人	16人	15人	15人
5年生	7人	5人	5人	4人	4人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
①量の見込み	124人	120人	118人	118人	118人
②確保量	124人	124人	124人	124人	124人
過不足(②-①)	0人	+4人	+6人	+6人	+6人

【成瀬小学校区】

年間実利用者数	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1年生	45人	46人	46人	46人	45人
2年生	43人	43人	44人	44人	45人
3年生	28人	33人	33人	34人	34人
4年生	16人	13人	14人	15人	16人
5年生	4人	2人	2人	2人	1人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
①量の見込み	136人	137人	139人	141人	141人
②確保量	116人	136人	136人	146人	146人
過不足(②-①)	▲20人	▲1人	▲3人	+5人	+5人

【大田小学校区】

年間実利用者数	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1年生	18人	17人	17人	16人	16人
2年生	12人	17人	16人	16人	16人
3年生	16人	10人	10人	10人	10人
4年生	7人	9人	5人	6人	6人
5年生	2人	2人	4人	3人	3人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
①量の見込み	55人	55人	52人	51人	51人
②確保量	84人	84人	84人	84人	84人
過不足(②-①)	+29人	+29人	+32人	+33人	+33人

【桜台小学校区】

年間実利用者数	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1年生	69人	69人	72人	72人	73人
2年生	64人	65人	66人	67人	68人
3年生	52人	62人	64人	66人	66人
4年生	14人	17人	20人	22人	22人
5年生	6人	6人	7人	9人	9人
6年生	5人	5人	5人	6人	7人
①量の見込み	210人	224人	234人	242人	245人
②確保量	255人	255人	255人	255人	255人
過不足(②-①)	+45人	+31人	+21人	+13人	+10人

【緑台小学校区】

年間実利用者数	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1年生	17人	17人	16人	16人	16人
2年生	14人	14人	15人	14人	14人
3年生	12人	12人	12人	13人	13人
4年生	4人	4人	4人	4人	4人
5年生	2人	2人	2人	2人	2人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
①量の見込み	49人	49人	49人	49人	49人
②確保量	38人	48人	48人	58人	58人
過不足(②-①)	▲11人	▲1人	▲1人	+9人	+9人

【竹園小学校区】

年間実利用者数	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1年生	24人	24人	23人	23人	22人
2年生	19人	19人	19人	18人	18人
3年生	12人	17人	18人	18人	17人
4年生	18人	8人	11人	11人	11人
5年生	3人	9人	4人	5人	6人
6年生	4人	2人	4人	1人	2人
①量の見込み	80人	79人	79人	76人	76人
②確保量	97人	97人	97人	97人	97人
過不足(②-①)	+17人	+18人	+18人	+21人	+21人

【石田小学校区】

年間実利用者数	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1年生	33人	33人	33人	33人	32人
2年生	25人	25人	25人	25人	24人
3年生	25人	16人	16人	18人	18人
4年生	7人	12人	8人	7人	7人
5年生	2人	2人	3人	1人	1人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
①量の見込み	92人	88人	85人	84人	82人
②確保量	80人	90人	90人	90人	90人
過不足（②－①）	▲12人	+2人	+5人	+6人	+8人

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護世帯など、世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成を受ける幼稚園における給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成する事業です。

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（年間延利用者数）	52人	52人	52人	52人	52人
教材費等	10人	10人	10人	10人	10人
副食材料費	42人	42人	42人	42人	42人
②確保量（年間延利用者数）	52人	52人	52人	52人	52人
教材費等	10人	10人	10人	10人	10人
副食材料費	42人	42人	42人	42人	42人
過不足（②－①）	0人	0人	0人	0人	0人

確保方策

補助が必要な全ての世帯への助成ができるよう、対象者の把握と必要な給付に努めます。

【参考】第2期計画期間の支給対象者数

区分	第2期計画			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①利用者数（年間延利用者数）	62人	47人	46人	50人
教材費等	7人	8人	11人	13人
副食材料費	55人	39人	35人	37人
②確保量（年間延利用者数）	62人	47人	46人	50人

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

幼稚園、保育所などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所などの設置又は運営を促進するための事業です。なお、本事業は、第2期計画期間は未実施です。

第3期計画の方針

本事業は、新規参入等を促進するに当たり、必要に応じて実施を検討します。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（年間延利用件数）	21件	21件	21件	21件	21件
②確保量（年間延利用件数）	21件	21件	21件	21件	21件
過不足（②－①）	0件	0件	0件	0件	0件

確保方策

要保護児童対策地域協議会等と連携し、対象家庭の把握に努めるとともに、支援が必要な児童に対して迅速に対応するなど、引き続き、児童虐待の未然防止を図ります。

【参考】第2期計画期間の関連する事業（養育支援訪問事業の「育児家事援助」）実績

区分	第2期計画			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①年間訪問児童数（年間延利用件数）	32件	17件	9件	23件

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分		第3期計画				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（年間延利用者数）		480 人	480 人	480 人	480 人	480 人
②確保量	（実施か所数）	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	（年間延利用者数）	0 人	0 人	960 人	960 人	960 人
過不足（②－①）		▲480 人	▲480 人	+480 人	+480 人	+480 人

確保方策

家庭や学校に居場所のない児童等に対し、居場所となる場を提供し、個々の児童の状況に応じた支援が行えるよう、令和9年度からの新規実施に向けて、支援体制の整備に努めます。

(17) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	24回	24回	24回	24回	24回
年間実施回数／回	24回	24回	24回	24回	24回
年間参加延組数／組	120組	120組	120組	120組	120組
年間参加実組数／組	20組	20組	20組	20組	20組
②確保量（年間延利用者数）	24回	24回	24回	24回	24回
過不足（②－①）	0回	0回	0回	0回	0回

確保方策

フォロー教室において、グループワーク等を行い、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

【参考】第2期計画期間の関連する事業（フォロー教室）実績

区分	第2期計画			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	15回	22回	17回	12回
参加延組数	56組	73組	70組	46組
参加実組数	15組	21組	18組	14組

(18) 妊婦等包括相談支援事業

①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③乳児家庭全戸訪問、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業です。

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分		第3期計画				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	年間妊娠届出数／人	606 人	595 人	588 人	582 人	576 人
	一人当たり面談回数／回	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
	年間面談実施合計回数／回	1,818 回	1,785 回	1,764 回	1,746 回	1,728 回
②確保量	こども家庭センター (年間面談実施合計回数)	1,818 回	1,785 回	1,764 回	1,746 回	1,728 回
過不足 (②－①)		0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

確保方策

新設するこども家庭センターの事業として、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行います。

【参考】第2期計画期間の利用者数

区分	第2期計画			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数（年間実利用者数）			619 人	627 人

(19) 産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（年間延利用者数）	125人	122人	120人	119人	119人
②確保量（年間延利用者数）	125人	122人	120人	119人	119人
過不足（②－①）	0人	0人	0人	0人	0人

確保方策

新設するこども家庭センターの事業として、育児支援チェック等を実施し、産後ケアを必要とする母子にデイサービス型（日帰りタイプの産後ケア）と訪問型（助産師の訪問による自宅での産後ケア）の2種類により事業を実施します。

また、市内産科医療機関等と連携し、産後のメンタルケアの充実や宿泊型（宿泊タイプの産後ケア）の実施に向け、取り組んでいきます。

【参考】第2期計画期間の利用者数

区分	第2期計画			
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数（年間延利用者数）		107人	104人	159人

(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる事業です。

第3期計画期間の量の見込みと確保量

区分	第3期計画				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要定員数）		44人	43人	43人	43人
0歳		13人	12人	12人	12人
1歳		18人	17人	17人	17人
2歳		13人	14人	14人	14人
②確保量（必要定員数）		44人	43人	43人	43人
0歳		13人	12人	12人	12人
1歳		18人	17人	17人	17人
2歳		13人	14人	14人	14人
過不足（②－①）		0人	0人	0人	0人

確保方策

令和8年度からの事業実施に向けて、定員どおりの受入れを行えるよう、実施する園の確保とともに、保育士確保のための取組を進めていきます。

5 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化などによらず、柔軟に、こどもを受け入れられる施設であり、本市では第1期（平成27年度～平成31年度）、第2期（令和2年度～令和6年度）と、幼稚園の認定こども園への移行が進んでいます。

今後も、各園において安定した運営が行えるよう必要な支援を行い、教育・保育の質の確保と向上を促すとともに、認定こども園、幼稚園、保育所と地域型保育事業の円滑な連携・接続のほか、小学校との接続時の円滑な連携が図られるよう、関係強化につながる取組を推進します。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

本市は、子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の利便性等を勘案しつつ、適切な給付方法を検討し、実施していきます。

また、施設の確認や公示、指導監査等に当たっては、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等について、今後も神奈川県に協力を要請しながら適正な制度運営が図られるよう努めていきます。

7 放課後児童対策の推進（放課後児童対策パッケージに基づく計画）

本市は、令和6年度以降の放課後児童対策の市町村計画として、次のとおり目標等を設定します。

（1）放課後児童健全育成事業の年度ごとの量の見込み及び目標整備量

〈125～129ページを参照〉

（2）放課後子ども教室の実施計画

本市では、市内全ての小学校区10校で放課後子ども教室を実施しており、今後も引き続き実施していきます。

実施に当たっては、地域住民・団体及び小学校と連携協働し、大人が見守る安全・安心な居場所を設置し、学習、工作、運動等の様々な体験ができるプログラムの参加機会を提供します。

実施日は、週1回給食のある日の放課後に実施することを基本とします。

実施計画	令和6年度現在 市内小学校10校（か所）中、10校（か所）実施済み
------	--------------------------------------

（３）連携型及び校内交流型の児童コミュニティクラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

本市は、児童コミュニティクラブ及び放課後子ども教室について、次の取組を行うことによって連携型として運営します。

連携の取組	①全て（10 か所）の児童コミュニティクラブ及び放課後子ども教室を学校敷地内で実施しており、児童コミュニティクラブに在席している児童も、放課後子ども教室への参加が可能です。 ②児童が安全に併用利用できる環境が整備されており、今後もこの環境を継続します。
目標事業量	令和6年度現在 市内小学校 10 校（か所）中、10 校（か所）達成済み

（４）連携型及び校内交流型の推進に関する具体的な方策

本市は、連携型及び校内交流型の推進に関する具体的な方策として、次のことを行います。

推進方策	①放課後子ども教室に参加する児童を、児童コミュニティクラブの職員が、実施場所まで引率しており、今後も実施します。（10 校（か所）中、10 校（か所）） ②児童コミュニティクラブ関係者が「放課後子ども教室運営委員会」の構成員となっており、運用方法やプログラムの内容等について協議を行うなど、効果的な運営に向けた連携体制を構築しており、今後もこの体制を継続します。
------	---

（５）児童コミュニティクラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

本市は、学校施設の活用に関する具体的な方策として、次のことを行います。

学校施設の活用方策	①両事業を所管する子ども部から教育委員会に対し、放課後児童対策パッケージの必要性、意義等について説明し、共通認識の下、学校施設等の効果的な活用方法について検討を行います。 ②放課後子ども教室は、体育館、図書室、音楽室、プレイルーム等の利用を引き続き促進します。
-----------	--

（６）放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策

本市は、子ども部と教育委員会が連携を図り、包括的な放課後児童対策を検討していきます。

（７）特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

本市は、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごせるよう、放課後児童支援員等への研修を実施しています。引き続き、職員の知識や対応力の向上等に努めながら、保護者・学校・関係機関等との効果的な連携を図っていきます。

（８）放課後児童健全育成事業における児童の自主性、社会性等の向上を図る取組

本市は、集団での遊びを通じた生活指導や、交通事故防止などの安全指導を実施しながら、家庭や学校とは異なる居場所としての特徴を活かし、児童の自主性、社会性等が育まれるよう見守っていきます。

（９）放課後児童健全育成事業の果たす役割についての利用者や地域住民への周知の推進

本市は、保護者との信頼関係を構築し、学校、関係機関、地域等の連携による、地域における子育て支援の場としての理解を促進するため、放課後児童健全育成事業における取組等について、引き続き利用者や地域住民への周知を推進していきます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、全てのこども・若者と子育て当事者を対象とする計画であり、市民と幅広い分野の関係者が連携・協力して施策に取り組むことが必要不可欠です。

今後も、公募による子育て当事者、幼稚園・保育所の関係者、学識経験者などで構成する「伊勢原市子ども・子育て会議」を通じて、現状や課題の情報共有を図りつつ、計画の推進を図ります。

また、計画の推進に当たっては、本計画の基本理念や様々な事業・取組について、広く市民に共感・協力してもらうことが重要であることから、広報やホームページ、窓口等を通じて、計画の実施状況やこども・子育て支援に関わる施設や事業の情報について周知を図ります。

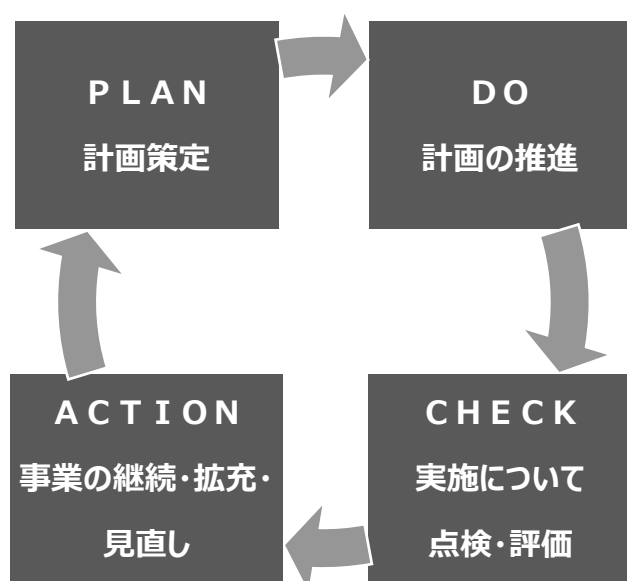
2 計画の実施状況の点検・評価と公表

本計画の実施状況を適切に管理するため、「伊勢原市子ども・子育て会議」において、基本目標、個別事業ごとに毎年度点検、評価を行います。

なお、点検、評価の基準については、市民にとってわかりやすい基準となるよう、必要に応じて見直しを図ります。

また、PDCA サイクルに基づき、年度ごとに事業の進行管理を行いながら、その時々課題に対応した事業の方向性について、伊勢原市子ども・子育て会議の意見を聴き必要に応じて見直すものとし、個別事業の評価結果については、広く市民に公表し、透明性を図ることとします。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、必要に応じて中間年度に量の見込みと確保の方策を見直し、計画の修正を行う予定とします。



3 計画の成果指標一覧

本計画は、次の成果指標を設定します。

なお、目標値は、国のこども大綱の目標値を参考に、国と同水準の現状値の場合は国の目標値を採用し、国と現状値に差がある場合は同程度の上昇幅の目標値を設定しました。

指標			R 6 現状値	R11 目標値	出典
①	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	12歳～17歳	5.4%	50%	令和6年度子ども・若者に関する調査
		18歳～39歳	3.0%	50%	
		40歳～64歳	4.2%	50%	
②	「生活に満足している」と思うこどもの割合	小学生・中学生	71.6%	現状維持	令和6年度子ども・若者に関する調査
		高校生	63.1%	70%	
③	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	12歳～17歳	73.8%	現状維持	令和6年度子ども・若者に関する調査
		18歳～39歳	62.7%	70%	
④	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	12歳～17歳	85.0%	90%	令和6年度子ども・若者に関する調査
		18歳～39歳	82.2%	90%	
⑤	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	12歳～17歳	93.4%	現状維持	令和6年度子ども・若者に関する調査
		18歳～39歳	93.4%	現状維持	
⑥	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合	12歳～17歳	34.0%	50%	令和6年度子ども・若者に関する調査
		18歳～39歳	30.9%	50%	
⑦	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	12歳～17歳	73.5%	80%	令和6年度子ども・若者に関する調査
		18歳～39歳	66.5%	80%	
⑧	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う若者の割合	18歳～39歳	34.6%	70%	令和6年度子ども・若者に関する調査
⑨	「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	小学生・中学生・高校生保護者	70.9%	80%	令和6年度子どもの生活状況調査

〈現状値について〉

- ① 「向かっていると思う」又は「どちらかといえば、向かっていると思う」と回答した割合
- ② 0～10の選択肢で7以上と答えた割合
- ③ 「当てはまる」又は「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合
- ④ 「当てはまる」又は「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合
- ⑤ 困ったときは助けてくれる人が「いない」又は無回答を除いた割合
- ⑥ 今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験が「なかった（ない）」と回答した割合
- ⑦ 「希望がある」又は「どちらかといえば、希望がある」と回答した割合
- ⑧ 「向かっていると思う」又は「どちらかといえば、向かっていると思う」と回答した割合
- ⑨ 「頼れる人がいる」と回答した割合

資料編

1 策定経過

年月日	策定経過	内容
令和6年1月31日	令和5年度第1回 伊勢原市子ども・子育て 会議	● 伊勢原市子ども・子育て支援事業計画について ● 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに係るニーズ調査について
令和6年2月19日	令和5年度第2回 伊勢原市子ども・子育て 会議	● 第2期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画の令和4年度実績について ● 令和6年度利用定員の設定・変更について ● 条例改正について
令和6年3月6日 ～3月27日	子ども・子育てに関する 調査（市民アンケート）	● 未就学児童及び小学校低学年（1～3年生）児童を養育する保護者へのアンケート調査
令和6年5月23日 ～6月21日	子どもの生活状況調査 （市民アンケート）	● 小学校5年生、中学校2年生、高校2年生相当年齢、小学校5年生・中学校2年生・高校2年生相当年齢保護者へのアンケート調査
令和6年6月7日 ～6月21日 令和6年6月27日 ～7月3日	子どもの生活状況調査 （関係機関・団体等アンケート及びヒアリング）	● 市内小中学校・高等学校、福祉関係事業所、医療機関、行政機関などへの調査
令和6年6月26日 ～7月23日	子ども・若者に関する調査・ひきこもり支援に関する調査（市民アンケート）	● 中学生・高校生相当年齢（12～17歳）、若者・青年（18～39歳）、中高年齢（40～64歳）へのアンケート調査
令和6年6月26日 ～7月23日	ひきこもり支援に関する調査（関係機関・団体等アンケート及びヒアリング）	● 民生委員・児童委員、青少年指導員、福祉関係事業所、行政機関などへの調査
令和6年7月30日	令和6年度第1回 伊勢原市子ども・子育て 会議	● （仮称）伊勢原市こども計画の策定について ● 教育・保育の量の見込みと確保方策について
令和6年8月27日	令和6年度第2回 伊勢原市子ども・子育て 会議	● （仮称）伊勢原市こども計画 骨子（案）について ● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について
令和6年9月25日	令和6年度第3回 伊勢原市子ども・子育て 会議	● （仮称）伊勢原市こども計画 個別事業について ● こどもの意見聴取について
令和6年10月23日	令和6年度第4回 伊勢原市子ども・子育て 会議	● 地域子ども・子育て支援事業 新規3事業（追加）の量の見込みと確保方策について ● （仮称）伊勢原市こども計画 素案について ● こども向け計画について

年月日	策定経過	内容
令和6年12月2日 ～12月27日	パブリックコメント	● 伊勢原市こども計画（案）の市民意見の募集
令和7年1月29日	令和6年度第5回 伊勢原市子ども・子育て 会議	● 伊勢原市こども計画（案）のパブリックコメントの結果について ● 伊勢原市こども計画（最終案）について ● 第2期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度実績について ● 令和7年度利用定員の設定・変更について

2 伊勢原市子ども・子育て会議条例

○伊勢原市子ども・子育て会議条例

平成25年7月4日

条例第19号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、伊勢原市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（令5条例1・一部改正）

（所掌事務）

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事項を処理するものとする。

（令5条例1・一部改正）

（組織）

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

（会長及び副会長）

第6条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は委員の互選によって定め、副会長は委員のうちから、会長が指名する。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について子育て会議の会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書及び第4項を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項及び前条第1項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、子ども子育て制度計画主管課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊勢原市附属機関に関する条例の一部改正)

2 伊勢原市附属機関に関する条例(昭和41年伊勢原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(伊勢原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 伊勢原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和49年伊勢原市条例第21号)の一部を次のように改正する。

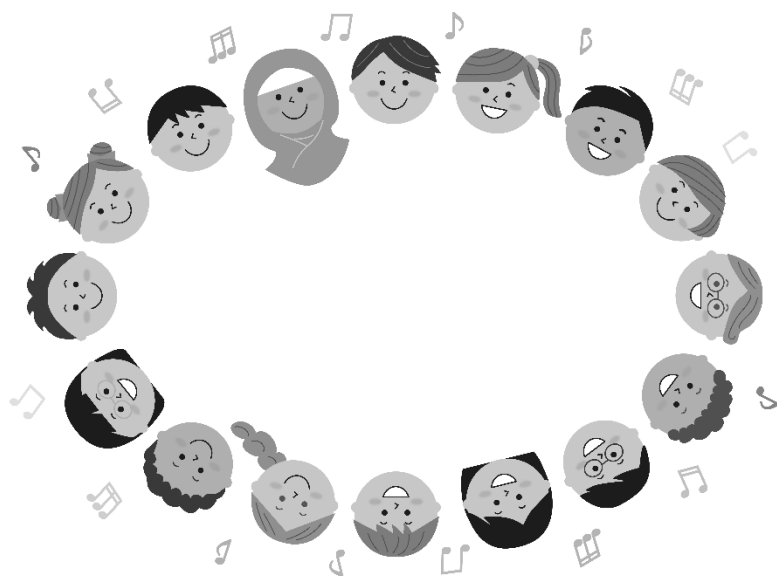
〔次のよう〕略

附 則 (令和5年1月30日条例第1号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 伊勢原市子ども・子育て会議委員名簿

委員名	所属・役職等	推薦団体	備考
佐伯 妙有	伊勢原市社会福祉協議会 会長 学校法人光明学院 理事長 伊勢原ひかり幼稚園 園長	伊勢原市社会福祉協議会	会長
照屋 陽子	伊勢原市民生委員児童委員 主任児童委員	伊勢原市民生委員児童委員協議会	
諏訪 千恵美	伊勢原市私立幼稚園協会 会長 中央マドカ幼稚園 園長	伊勢原市私立幼稚園協会	
小山 直久	学校法人山王学園 理事長		
萩原 敬三	伊勢原市保育協議会 会長 社会福祉法人大原福社会 理事長 大原こども園 園長	伊勢原市保育協議会	副会長
井田 美幸	社会福祉法人光が丘福社会 理事長 ベルガーデン保育園 園長		
安武 敬子	認定特定非営利活動法人地域福祉を考える会 理事 児童コミュニティクラブ代表	認定特定非営利活動法人 地域福祉を考える会	
大田 正昭	伊勢原市商工会 理事	伊勢原市商工会	
古住 有美	伊勢原市立伊勢原小学校 校長	伊勢原市小学校長会	
土屋 雅俊	伊勢原市 PTA 連絡協議会 情報委員長	伊勢原市 PTA 連絡協議会	
及川 留美	東海大学児童教育学部 准教授	東海大学	
錦織 勝	伊勢原市青少年指導員連絡協議会 会長	伊勢原市青少年指導員 連絡協議会	
守屋 諒平	神奈川県立伊勢原高等学校 教諭	伊勢原市内高等学校	
小木 淳一	伊勢原市児童発達支援センターおおきな樹 施設長	特定非営利活動法人 リオフィールド	
大田 真理子	公募委員	—	



伊勢原市こども計画〈令和7年度～令和11年度〉

発 行 令和7年3月
発行者 〒259-1188 伊勢原市田中 348 番地
 伊 勢 原 市
編 集 子ども部 子ども育成課
電 話 0463-94-4638



©伊勢原市